

〔表紙〕

新納久仰譜

嘉永六年丑三月十四ヨリ  
十二月晦日に至ル

〔久仰譜卷五下 嘉永六年丑三月十四日より十二月晦日ニ至ル〕

一 三月十四日、用達伊東直左衛門事、書役井上直左衛門江差合候ニ付、先日茂右衛門と致改名、且又当分之居宅吉野筋太鼓橋涯ニ而、遠方ニ付用弁致兼候ニ付、二本松馬場通之内柿本寺通涯江転宅之儀取付、当分折角手当中ニ而候事、

一 三月十七日、近隣伊集院周八并兼而被致出入候磯長孫(永)四郎事、役所向致世話被吳候様、今日屹度申込置候事、一物奉行しらへ掛勤福永仁右衛門事茂、内用向致世話被吳候様、先日林仲之丞を以頼入置候処、受合ニ而候事

一 三月十八日、(島津斉興母)寶鏡院様月次御忌日ニ付、福昌寺江

宰相様御代參相勤候、

但

着服服紗・小袖・半袴、

一 三月十九日、福永仁右衛門・伊集院周八・磯永孫四郎・林仲之丞・道嶋源五郎、役所江打揃ひ、当御役難有被仰付候ニ付而は、此内ニ相替候ニ付、諸事家政向何様相定可然哉、被致吟味候様相頼置候、左候而左之通ケ条書を以為致吟味候事、

扣

一 表門并裏門且屋敷廻り見分之事、

(朱書)

一 表門南之方耆間掛差卸しニ而、御乗物置所絵図面之通、御

調方何様可有之哉之事、」

一長屋廻り内外并馬屋辺同断之事、

〔朱書〕

「先当分通ニ而、萩内休兵衛引移候上、番所・賄所取捨、且下男居間広方有之候而は、何様可有之哉之事、」

一表玄喚并内蔵玄喚、且使者扣所・番所・納戸辺同断之事、

〔朱書〕

「使者之間当分板敷ニ而候へとも、都而置敷付ニ相成、其外

当分に通ニ而可宜哉之事、」

一表書院并内証家作、尤屋根廻り并立付・敷付等同断之

〔朱書〕

「当分に通ニ而可宜哉之事、」

一持高員教之事、

〔朱書〕

「別冊ニ委敷取しらへ差上候事、」

一番所并下男人数并驗分等之事、

〔朱書〕

「当分に通ニ而、番所七人位、下男六人位被召置候ハ、可然

哉之事、」

一仕女同断之事、

〔朱書〕

「当分に通ニ而可然哉之事、」

一役人同断之事、

〔朱書〕

「右同断、」

一是迄之間、年分米錢入費高之事、

〔朱書〕

「子年分払高

米四拾貳石三斗八升余

錢千八拾壹貫九百文余」

右旁委細致吟味、尚御役ニ付而相当之宗法相立候様可

取究事、

但ヶ条外雜事ニおひてハ無洩目様可及吟味候事、

〔朱書〕

「右に通、先吟味仕差上申候事、」

三月十九日

一用頼之儀、御殿内勤方ニ而候ハ、諸向より御用等之

節、都合宜敷儀ニ而は有之間敷哉之事、

〔朱書〕

「御沙汰御尤ニ奉存候間、林仲之丞悴庄之助ニ被相究候ハ、

可然哉之事、」

一役人長々病氣ニ付而は、在所江罷帰致養生候方可然候

半哉、様体承候上、依時宜諭し方之事、

〔朱書〕

「当人悴共召呼、諭シ方仕候而可宜候事、

右之通旁吟味仕候事、

右式通相認渡候処、得と吟味之上、朱書之通承候ニ付、  
右ニ付而は、尤之儀候へとも、猶又及勘考候、何分可  
申達旨相答置候事、

一 三月廿日、役人牧田五右衛門事、年内より病氣ニ而候  
処、追而勞倦相増、終ニ今夜養生不相叶相果候段、用  
頼仲之丞等より申出候、左候而今夜中在所大村之様列  
越度旨、親類共より申出候段承候ニ付、其通有之候様  
左候而当座之用向も可有之候付、金子七両差遣候事、

一 三月廿三日、此内之用頼道嶋源五郎事、高輪御納戸書  
役ニ付、江戸詰として、明廿四日出立之答候而、肴料  
金三百疋并ニ西洋布一反為餞別差送候事、

一 三月廿七日、拙宅納戸刃住居替先々月廿三日より取付  
居候処、先月廿五日御役替被仰付、右ニ付諸手当事等  
も色々引続、漸今日迄ニ而納戸之方惣仕廻相成候付、

明日より番所并長屋廻取繕いたす答ニ而候事、

一 三月廿八日、左之通申出候、

口上寛

〔朱書〕  
一足袋可被相用候、

三月

豊後

右之通付紙を以、四月一日被仰付、直渡之筋を以用達江被相渡  
候事、

私事、兼而足之病有之、当夏秋中痛差起候節は、足袋  
相用申度御座候而、御免被仰付被下度奉願候、此旨御  
申可被下候、以上、

丑三月廿八日

新納駿河

右月番御用人倉山作太夫江直出之筋を以、用達より差  
出ス、

一

福永仁左衛門

伊集院周八

右人数兼而出入仕者共御座候間、此段申上候、以上、

丑三月廿八日

新納駿河

高奉行所書役  
林庄之助

右兼而内用向頼入出入仕者ニ御座候間、此段申上候、以上、

丑三月廿八日

新納駿河

右式通御側御用人高田十郎右衛門江直出之筋を以、用達より出ス、

一三月廿八日、伊集院八藏家来萩田休兵衛事、先年来当屋敷長屋之明処江、妻子一統召置候得共、此節拙者御役替被仰付候而は、家来下男等段々相重差支候間、引移方之儀、先日用頼等より達し置候処、今日高見馬場之内柿本寺通之涯江引移方いたし候事、

一同日朝六ッ過、家内ニ而拙者一番早く起上り候処、本宅納戸之次之間八疊敷之処、此節一疊は板敷にいたし、物置所ニ相調候場所、疊之方戸口障子迄ニ而、兩戸占り不致相卧候処、右之処障子卷尺位明キ居、右同所八疊之処江着類棚并箆等召置候、次郎四郎并お悅着類共召置候処、都而曳ちらし、其上同所へ小箆等有之、

引出之四ッ之内三ッハ右之戸口涯江持出し、百田并尺違等其外輕キ品物入付有之候処、右品々都而曳ちらし有之候得共、紛失物ハ無之様ニ而、誠ニ不思儀之次第と、折角家内中打揃、色々相改候処、次郎四郎着用之木綿島裕の極着古し老枚、并右小箆等へ入付有之候子共手遊びの紙張香箱式ッ紛失有之形ニ而不相見得、右ニ付而は何れ何者とも忍入、相さかし候ニ相違無之、残念之至り、屋敷中も細々相改候へとも、四壁廻り何も不審之処も無之候事、

一三月廿九日、番所辺并長屋廻り取繕いたし候処、太体今日迄ニ而相済候ニ付、大工共惣引取ニいたし候事、一同日、江戸江定式飛脚被差立候ニ付、江戸詰長野江左之通申遣し候事、

二月末便より之御状忝致披見候、弥無御障珍重存候、拙家無異罷在候、御安意可給候、扱て貴所事役料米被相重候段、御吹聴致承知喜悅存候、然は此節道鳴源五郎出府ニ付而は、貴所御交代可被成哉と存候処、余人

之由、拙家も内用向林氏卷人ニ罷成、別而太儀ニ御座候、扱は拙者今般之仕合何共冥加之至奉恐入候、御存之通多年無調法者、何様之御吟味ニ候哉と存候、御聞及之通、追々琉球江渡海共いたし候ハ、猶又心配可致候半、旁及心痛居候処、内外難有次第紙筆ニ難尽御座候、御推察可給候、多年拙家之事預御世話居候故、右等彼是ニ付而も得貴面、細事御談合いたし度事のミ御座候、右ニ付拙者事、是迄之勤方書判等相用候儀も無之故、如何たに書ちらし相済居候得共、此節ニ成候而は、他所向江致書通事候へハ、世並ニ無之候而は不相叶候ニ付、其表江書判之吉凶致吟味者罷在候由承候間、御見せ申成書様之悪キ所取直し呉候様御頼給度、右ニ付而は、謝礼金百疋位遣事之由及承候間、此節源五郎江為持差越候内より御受取、御都合を以書判之吟味被成給候様御頼申上候、尤押手彫調方ハ、爰元ニ而可致候間、吉凶之吟味迄御頼申進候、何分共万々宜敷様御取計可給候、此等之段御礼旁如是御座候、恐々謹言、

丑三月廿九日

駿河

長野源助様

右之返答、五月廿七日相届、其場ニ記し置候也、

一 四月二日、(島津重年室)智光院様御忌日ニ付、福昌寺御靈屋江

太守様御代参

宰相様御代参

但御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

一同日、太守様御事、此節御官位御進有之候ニ付、諸所

江御代参有之候内、左之通、

淨岸院様

慈眼院様

寛陽院様

泰清院様

大玄院様

有邦院様

慈徳院様

(鳥津重年)  
圓徳院様

(鳥津重孝)  
大信院様

(鳥津重直)  
大慈院様

(鳥津重彰男子)  
觀光院様

太守様御代參

但着服熨斗目・長袴、

右之通今日相勤候事、

一 四月五日、龜之介七回忌ニ相成候ニ付、今朝四ツ時於

宅法事いたし、尤興國寺和尚相頼遣候得共、当分病氣

ニ而候、福昌寺会中梅春院代僧として參具候間、經共

誦誦いたし呉候、尤墓所江塔婆供養いたし候、次郎四

郎江代拜共為致候、拙者は近々墓參之考ニ而候、尤天

亡故、類中打寄等は不致候事、

右法事ニ付、梅春院回向法語

新鵬啼夜在家舎

忌景迎時啓道場

不涉兩頭何納受

軋山烟細絶辺方

家門今月今日伏信

(新納久仰男子)

清心惠祥禪童子休広忌之辰慙勲設齋筵弁備香華燈燭山

海美味、謹命野僧大乘妙典安樂品看読、今於散筵誦仏

頂万行首楞嚴秘蜜神呪、次焚筒一炷奉供養十方諸仏諸

菩薩及十殿大王地府冥官等、伏願乘這微勲有情非情同

証菩提彼岸此岸親到覺路 正与麼時不涉功勲莊嚴報地

一句如何端的

猿啼枯木音声急

鶴宿枯松夢寝長

一筆致啓上候、時令無御障御安全被成御座、御家内方

も無御別条目出度存候、於当方拙家無替消光罷在候間、

乍慮外御安意可被成候、此方よりハ心外之御無音、背

本意候、扱年内ニは御細状を以被示聞趣入御念儀忝存

候、殊更松茸一箱被送越御厚志之程、不淺致祝納候、

早速御礼等も可申進候処、取紛延引罷成御失礼之至、

御用捨所希候、且亦年首之為御祝詞早々御細状到来、  
是亦忝致披見候、無御別条被成御超歳目出度存候、此

方よりは重疊御無音罷過候、偏ニ御免恕所仰候、先ハ段々預御厚志候御礼旁申進度折柄、此節は肥後太郎八久々振江戸江致出府、御地致通行候付、一筆得御意候、乍末筆御家内方へも宜敷様御鶴声奉頼候、先は御札之御答礼乍御返事、時候御尋旁為可申入、如是御座候、恐々謹言、

〔朱書〕  
「嘉永六年丑」

四月六日

新納駿河

畠山助右衛門様

尚々家内共よりも段々之御礼、拙者より取束申上候、将亦別而之産品ニ候へ共、刻煙草九箱不取敢書音之印迄致進覧候由、御笑納可被下候、

副啓

拙者事、二月廿五日、若年寄御役被仰付、誠ニ存外之至難有次第冥加之儀と存候、且又内藏名前差支之儀有之、依願駿河と改名いたし候、此等之段御吹聴為可申入、如是御座候、以上、

〔朱書〕  
「嘉永六年丑」

四月六日

新納駿河

畠山助右衛門様

口上覚

〔朱書〕  
「願之通御暇被下候、」  
〔朱書〕  
「取次 伊勢雅樂」

四月日

多門

右之通翌十四日被仰付候事、

私嫡子新納次郎四郎事、大口之内へ先祖之墓有之、此涯墓參為仕度御座候間、日数十五日御暇被成下度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

丑四月十三日

新納駿河

右之通月番御用人伊勢雅樂へ直出之筋を以用達より差出置候事、

〔朱書〕  
口上覚

〔取次

伊集院喜左衛門

願之通御暇被下候、

四月

多門

右則日願之通被仰付候事、

高奉行所

書役助

林庄之助

右は兼而内用向頼置候処、持切在大口木之氏村江内用之儀有之、此涯頼越度御座候間、日数拾五日御暇被成下度奉願候、尤高奉行所差支無之段承届候、此旨御申可被下候、以上、

丑四月十三日

新納駿河

右之通御勝手御用人伊集院喜左衛門江直出之筋を以、用達より差出置候事、

一 四月十四日、次郎四郎并庄之助且新納瑞策列ニ而家来又木元右衛門其外両三人召列、今朝五ツ過下町津畑より乗船ニ而、大口江差越候、表向御届等ハ近日見計申出筈也、

右ニ付次郎四郎等差越候届、同十七日明日より差越候御届、月番御用人小笠原轍江用達を以申出置候事、

一 四月十七日、御家来満田休之丞事、当屋敷中登方角長

屋江、親代より召置候得共、此節拙者難有被仰付候ニ付而は差支之儀有之候ニ付、引移方之儀先比申渡置候

処、今日西田町江致転宿候旨申出候ニ付、用頼等江吟

味為致、金子五百疋差遣候事、

一 四月十八日、浄光明寺江

(島津忠久)  
得佛様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代参

但御窓靈様へ御代参

着服服紗・小袖・半袴、

右之通四ツ時相勤別勤也、

一 四月廿三日、寿国寺御霊屋江、

(島津所直雜室)  
蓮亭院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代参

但着服服紗・小袖・半袴、



右之通四時相勤候事、

一 四月廿七日、晚八ツ時分、次郎四郎并庄之助・瑞策等  
いづれも致帰着候、今朝大口打立、夜入加治木より乗  
船之由也、

一 四月廿八日、致出勤居候処、於御家老座水仙之間之格  
を以、左之通、

御殿掛

新納駿河

右之通掛被

仰付候、

四月

石見

右之通被仰付候間、御請御礼申出候、尤右掛是迄島津  
求馬ニ而候得共、今日右之通被仰付候、尤求馬殿并右  
門殿も諸掛り繰替相成候事、

一 四月晦日、当年吉野馬追ニ付、拙者御名代として、今  
朝六ツ半時分出宅差越候、行列は年頭通ニ而候、左候

而智恵光院へ立寄、夫より乗馬にて罷越候、馬追無滞  
相濟、八ツ半時分吉野罷立候、又々智恵光院へ立寄、

夫より乘輿ニ而帰り掛、新納衛守殿所江参り、通り見  
物共いたし、夜入緩々ニ而罷立候、尤今日石見殿・伊  
織殿にも右之処江通り見物として被差越候ニ付而也、

一 今晦日早朝、新納主税殿を以、島津豊前殿二男北郷千  
次郎殿江拙者娘お悦事、往々為縁与もらい、受度被存候  
ニ付、其段拙者江相通し給候様、中抑村田甚左衛門を  
以、主税殿被参、申聞有之候、尤今日吉辰ニ付、今日

返答相成候様取計可與旨、内実ハ先日より承居候付、

今朝則母上様并(新納久敬室)璞心院様方江も申上候処、幸之儀ニ付、

早速其通返答可致旨致承知、拙者ニも不存寄仕合之儀  
ニ付、其通返答いたす筋相聞候、乍去口上振りハ御沙  
汰之趣致承知候、乍去家格旁不似合儀ニ付、御辭退申  
度御座候得共、少々御続合も有之、

御沙汰之事ニ付、御意ニ応し弥差上可申旨、細々挨拶  
之上、引結給候様、主税殿江相頼置候、誠ニ前以内掛  
合等いたし候儀ニ而も全無之、彼方思ひ立候而、右次

第成立候事ニ而、不斜大慶存候事也、左候而右之趣今  
四ツ後、主税殿都之城屋敷江被差越候処、中抑は出勤  
無之候ニ付、詰合役人江其段被申聞候処、速ニ聞濟相  
成、役人ニおひても別而致満足候、早速都之城江申出  
候様可致、左候ハ、豊前守ニモ嘸喜悅被致候半、其上  
御礼等可被申上ニ而御座候半との事ニ而候由、衛守殿  
所ニ而承候事、

一五月四日、都之城よりお悅もらひ受相成ニ付、近日中  
不差支日柄知らせ呉候様、左候ハ、彼方より挨拶共可  
被致旨、且亦拙者家内人数しらせ候様承候ニ付、是亦  
左之通申遣候、

駿河

駿河養母

(新納入御女子)  
芳樹院

同人養姉

璞心院

同人内室

ひさ

同人嫡子

次郎四郎

同人娘

あつ

右ゑつ此節御引結申上候娘ニ而御座候、

十二日

右之御日取之内、何日ニ而も差支無御座候得とも、

右日柄ニ御引結被下候得は仕合奉存候、

曆面

一十二日ひのへ辰開」生氣えんぐみを出行吉、

右之通相見得候付、前条名前書并十二日御引結可被

下趣之書付取合、式通差遣し置候事、

一五月六日、御厩江可相下旨、先日より達置候ニ付、今  
日五ツ過出宅、御厩江出席、石見殿も同断、左候而御  
立場乗方致見分、父馬等迄も都而牽馬ニ而致見分候、  
左候而石見殿は引取被申候、拙者ハ夫より御馬屋廻り

都而致見分、夫より御讓之御道具并御差分等段々御格  
護相成居候ニ付、都而御威々江差越致見分候、尤此節  
拙者掛り被仰付候ニ付、右之通也、九ツ時分相濟、直  
ニ致帰宅候事、

一 五月七日、次郎九郎方元祖之忠増、今日式百五拾年ニ  
相成、并次郎九郎養祖父三十三年之法事共被致候事、

一 五月十日福昌寺江

(島津寄宣)  
大慈院様

(島津宗信)  
慈徳院様

(島津重豪父子)  
廣大院様御忌日ニ付、

太守様御代参

宰相様御代拜

(御脱力)  
但惣霊様江御代拜

着服麻袴

開山忌ニ付

(島津元久)  
惣翁様御霊前江

太守様御代参

但着服右同断

右之通五ツ時相勤候、左候而、

惣翁様江御代参相勤候ニ付、

御霊前御下被差出候ニ付致頂戴、直ニ罷立候事、

一 五月十二日、八ツ後島津豊前殿よりお悅もらひ受之礼  
として北郷哲五郎殿被参候、尤大鯛三尾 一折・酒一荷  
八盃入被差送候ニ付、披ギ為旁、掛盃・差身組付之吸  
物差出、お久・次郎四郎・お悦ニも致面会、取替共い  
たし候、左候而膳部祝儀迄ニ差出候、暫時ニ而被罷帰  
候、右ニ付東郷一介前以より被参居候也、

一 五月廿三日、寿国寺江

蓮亭院様御忌日ニ付、

太守様御代参

宰相様御代拜

但

着服麻袴

右之通四時相勤候事、

一五月廿四日、当家役人牧田九右衛門、先達而致病死、跡役未不相決候処、新納衛守殿家来池田喜左衛門と申者、訳而致懇望候ニ付、召置候筋今日相究候、年三拾四五歳之由也、

一五月廿七日、江戸飛脚<sup>(到)</sup>至着、長野并道鳴等之書状到来、且長野ハ先頃書判之吟味頼遣置候処、石龍子と申者江吟味被致候形行細々被申越候、委細左ニ相記置也、

<sup>(本書)</sup>  
「長野源助書状」

一御書判之儀、御直書を以細々被仰下趣承知仕、去ル廿日御札相届候ニ付、則承合候処、芝方限ニ而三鳴町と申所江、石龍子法眼と申易者罷在、此者書判なと能く見候由、凡下なと相見ニ参り候節ハ、式百文位欵、百文ニ而も思ひ〱ニ持参いたし、又夫々の御方ニ候得は、百文ニ而も、五拾疋ニ而も、是茂志し次第ニ而、

兎角贈物多方ハ夫丈委敷書付なといたし遣し候趣承得尤年輩も承事候由ニ付、御四拾七歳とは覚居候得共、源五郎出府相待居候処、廿六日着府ニ付、承候処、弥右之御年輩と承候付、一昨廿七日御沙汰之通、百疋相包、御書判持参いたし候処、段々相見之人も参居、順々ニ相済、私前ニ相成候ニ付私姓名等申聞御書判差出、書様之善悪取直かた〱承り度、見料百疋差出候処受取、たばこ二三ふくの間見候而、是は御國様ニ而も御大人と相見得、随分御判も宜敷候へ共、今少し中の棟幅広く、輪は引廻しも棟の真下江廻り候方宜敷候、其外少しツ、替り候ハ、尚又可宜候、御大人と見得申候、如何なる御勤之方候哉と承候付、格別大人と申にても無之候得共、家老差次若年寄と申勤ニ候旨申候得は、左候得は被召仕人も多く可有之、右筆書たる者ニも不相見得、多分自身御書為被成欵、墨色至極宜敷候、何様哉と申ニ付、拙者は何も不存候、乍去兼々何事も自身ニ被致候性質故、是も多分自身の被書たるニ而候半申候得は、何分ニも墨色至極宜敷候、此御方は来年

比ニハ猶又結構筋見得候ニ付、決而家老職ニも御成可有之、追々は当地江茂御詰之向も相見得候御名前は入用無之候得共、何と申御方ニ候哉と承候ニ付、現事を申聞置候、

一御本書邪之字牙篇ニ候間、二つる替す、二ケ様ニ別ニ当而候方宜敷、勿論別ニ筆を当て横ニ引候得は、三角之様ニ成候、夫か宜敷候、二ケ様ニ筆を離さず書候得は、丸く成り候、夫は不宜と申候、其外は石龍子書付之通り御座候、

一右通御書判を出し候処、つくく見候而、御大人と見得、又御召仕之人江御書を為被成墨色ニ而も無之、何様欵と承り、且ハ御勤を承りかたく瑣細相尋、至極之賞美ニ而、勲功ある御方と見得候、如何候哉と申候ニ付、左様勲功と申茂無之、衆並之事と申候得共、何ケ度も勲功ある様ニ見ゆると申候間、先祖は主家より相別れ、最早数代相成り、中ニハ勲功ある人も有之候旨申候得は、いや此判御書為被成方余程勲功ある方ニ見得候旨、申事ニ御座候間、得と相考候ニ是迄段々御

転役御心配御骨折有之間敷哉と奉存候、何分ニも恐悅之至奉存候、以上、

四月廿九日 長野源助

右長野氏書状、少々略写いたし、爰ニ載置候事、本字邪

当丑四拾七歳

一石龍子より遣し候書付、左之通、

本書



此処敲払ニ候間、

右之通一処ニ附候へ、悪く候、



右点も尻下りハ甚たあしく、尻上るを吉トス、右之点は立身点とも威勢点とも申候、

本書邪字、至極よろしく候へ共、少々病点・障点有之間、右之通筆画御改被成候へは、少しも障りなく、全備之相ニ相成申候、本書判形之墨色ニ、不遠内ニ吉事・昇進・官禄の喜ひ有之候、則此度筆画御改被

成候事は、吉事・時節到来之兆ニ候、又愚意之処も  
左ニ認書入御覽候、



右判形思召ニ入候へは、如斯御改め被成候へ共、少  
しも障り・悪点ハ無之候、乍序認申入候、

四月廿七日

石法眼

右之通、石法眼より細々聞せ候ニ付、則より末之判  
形ニいたし候、又稀ニは前之判形も相用ひ候事也、

一大口郷土市來孫兵衛方江、左之通申遣品物差送候事、

そめ地（朱）はへな也か  
紋染出し也 一反

右は鹿相之品ニ候得共、御懐おとめとの事、其許専念  
寺内江有之候、

靈社之母堂墓所江、多年香花御手向被成候段、領主被  
承候、別而御厚志之事と忝被存候、依之駿河より御懐

江被致進入候間、御受納可被成候、此段申遣候様被申  
付候間、如是御座候、以上、

丑五月

市來孫兵衛様

用頼代

林庄之助

一五月廿九日、御馬預并御召馬乗等、都而相招候、此節  
掛り被仰付候ニ付而也、

御使番格御馬預勤

西郷八郎次

御馬預

川上箭七郎

安藤平右衛門

川北十郎

高橋甚五兵衛

宗門改役一往

御馬預寄り

崎元才右衛門

御馬預見習

林藤一郎

志岐小左衛門

比志島彦左衛門

田原藤太郎

町田佐次右衛門

家村平六

赤松宇兵衛

御馬預見習ニ而

御馬乘座江相動候、

義岡八次郎

野村太左衛門

宮里孫之進

川上十郎左衛門

右之人數当分相動候、尤御召馬乘兼務も有之候得共、  
細事は不得記候事、

一六月朔日、母上様御事、今朝四ツ前拙者出勤之節には  
御平生ニ而御機嫌能御咄等も有之、四ツ後昼時分およ  
しとの江被遣候御ふミ御認被遊候而、御仕廻之時分御  
草卧被遊候御模様ニ而、御不例ニ見得候ニ付、皆々差

寄り御世話申上御寢被遊候処、無程少々食物など吐逆  
被遊候付、早速本科朝稻三益・針科渡瀬幽察并西郷幽  
泉、且亦兼而出入之新納瑞策父子江茂申遣候而、則御  
投棄・灸治共差上候へ共、何分相応之御事と相見得候  
ニ付、則拙者勤先江も御左右為申越由候へとも、八ツ  
打丁度退出之砌、御樓門辺ニ而參逢候ニ付、乘輿之上  
申聞候ニ付、急キ罷帰り、御様体奉伺候処、至極御安  
眠之形ニ而何之御答も無之、尤御苦ミ何も不相見得、  
只御熟睡之様ニ而候、勿論諸所江灸治も上候得共、一  
切応しも無之、御棄は七ニ而差上候得は、随分御納り  
被遊候、左候而間々りういんの様成もの往氣被為在候、  
右御様体ニ付、御老体旁不輕御事と見上候ニ付、相談  
人として山之城垣翁頼入呉候様、三益より承候付、則  
申遣候処參呉候、左候而申談御棄共差上候得共、矢張  
り御同様ニ而、夜半相成益御熟睡之体ニ被為在、乍去  
深更相成無何と甲斐なく被為成候御模様ニ付、猶又医  
師等呼集、御養生手を尽候得共、曉未明ニ夫形り御絶  
入被遊、何共奉絶言語候次第候事、

一 右ニ付およしとの其外、出入之面々等は御病発より申遣候処、追々見廻段々被致世話候事、

一 六月二日、今日忌中之届共例之通申出、今晚御入棺、明晩御葬送之致手当候事、

覚

私親類新納駿河事、今晚養母致病死忌中ニ而罷在候ニ付、忌明迄之間、地頭所之儀、島津右門江相頼置申候、此段御届申上候、以上、

丑六月二日

諏方數馬

右之通、月番御用人島津藤馬江差出置候事、

覚

私親類新納次郎四郎事、定火消被仰付置候処、今晚祖母致病死忌中ニ付、忌明迄之間跡手当之儀、北郷作左衛門江相頼置申候、此段御届申上候、以上、

丑六月二日

諏訪數馬

右之通、月番御用人、右同人江差出置候処、伊織殿被聞召置候旨、承知致候事、

一 六月三日、今晚御葬式ニ付、御用人ニ階堂源太夫并兼而内用向頼置候郡奉行伊集院周八、終日御暇被下度旨、諏訪數馬より被願出候処、願之通御暇被下候事、

一 夕方御仕廻等出来候上、興国寺役僧ニ而御靈膳上ケ等相濟候付、直ニ拙者并璞心院様、其外家内中御焼香共相仕廻候、夫より拙者并次郎四郎事ハ、先達而興国寺脇寺江参り待上居候、左候而六ツ打直ニ御出棺ニ而、興国寺江御着ニ付、例之通六道廻り中御位牌守上、興国寺住持御引導相濟候ニ付、夫限り拙者ニは引取り、御納所は次郎四郎并親類、且は出入之面々多人數被致世話候事、罷歸候処、御繰出し後、家内江残り世話被致候衆は、新納主税殿・伊地知小十郎殿・東郷一介殿・東次郎左衛門ニ林仲之丞等ニ而候事、

一 六月五日、今日大口より久保田可市并白坂十右衛門・

松坂平右衛門列立

御鬢髪之御迎として差越候、尤御死去有之、直ニ飛脚を以て申遣候故、早着いたし候事、



一 六月六日、今朝迄御鬢髪ハ興国寺仏壇江預置候ニ付、早朝林仲之丞差越相究、右三人江引渡、寺より直ニ打立、大口之様奉守上、今晚溝邊江御一宿之賦ニ而、明日大口江御着之筈也、

一 六月八日、一七日ニ被為当候ニ付、

御中陰御法事、手軽く於興国寺致執行候、右ニ付次郎四郎并用頼林庄之助、役人代嶋元淺右衛門、五ツ時分より差越候、供物左之通、

一金百疋

一白米壹斗

一野菜壹折

一仏木壹本

右之通、昨夕方より差遣置候事、

一 同日、御石塔相建候ニ付、四ツ後より伊東茂右衛門并磯永孫四郎・黒田平八等差越、世話ニ而候、尤石切方は黒田平八、当分御作事方下目付ニ而候ニ付、後迫居住西橋某と申者、無抛頼入相成候処、今日出来ニ而候、

文字認磯永被致候、御石塔代拾五貫文、御燈爐壹ツ代貳貫三百文ニ而候由承候、今日出来は余程之肝煎ニ而候事、

一 同日、此節役人として召抱候池田喜左衛門事、今晚より此方へ引移候事、

一 六月十日、左之通、

御自分事、忌中ニ而候得共御用差支候ニ付、忌被成御免候条、明日より可被致出勤候、此旨申達候、以上、

六月十日

榊山伊織

新納駿河殿

右上包美濃折掛封箱入付ニ而到来いたし候ニ付、御受書左之通り、

私事、忌中ニ而候得共、忌被成御免候ニ付、明日より出勤可仕旨奉畏候、以上、

六月十日

新納駿河

榊山伊織殿

右同断、上包等いたし差出候事、

一 六月十一日、出勤、月番御用人島津藤馬を以、忌被成御免候、御礼且出勤之届、伊織とのへ申出置候事、

一 同日、御側御用人福崎助八、明十二日、江戸江出立ニ付、大目付以上より

御方々様江伺御機嫌申上事候得共、拙者儀は、当分忌中ニ付、御祝儀伺御機嫌事は、忌明之上申上候筋ニ、先年相究居候ニ付、今日之儀も差扣候事、

一 尊書難有奉拝見候、然は二月廿五日、御若年寄御役被為蒙

仰候段被仰聞、誠ニ以御昇進恐悦至極奉存候、乍恐於当方茂大悦不斜奉歡候、随而扇子一箱・晒一反、微少之至奉存候得共、右御祝儀之印迄奉進上之候、先ハ右御歡奉申上度、如此御座候、恐惶謹言、

嘉永六年丑

六月三日

畠山助右衛門  
義貫判

新 駿河様

以副書御礼等申上候、肥後太郎八様御出府便より尊書

被成下、難有奉拝見候云々、殊ニ結構之御煙草箱入九

ツ御患投被成下、難有拝受仕候云々、太守様御通行ニ付、五月廿六日、

御昼休被為 在、殊ニ当年私嫡子五歳罷成候ニ付、先例之通初而

御目見奉願上候処、願之通御聞濟被下、則当日、悴元太郎初而之

御目見被仰付、御蔭を以首尾能相濟候段、誠ニ身ニ余り難有奉存上候云々、乍魚品素麵老箱、甚輕少之至奉存候得共、伺御機嫌申上候印迄奉進上候、恐々謹言、

嘉永六年丑

六月十五日

畠山助右衛門  
義貫判

新納駿河様

一 丑十一月時候為尋、數之子一箱預送候、書状往来共留略ス、

一 六月廿日、福昌寺江

(島津重豪) (島津齊興)  
大信院様并賢章院様御忌日ニ付、

太守様御代参

宰相様御代拜

但

御惣霊様江御代拜

着服麻袴

右之通四ツ時相勤別勤也、

一六月廿二日、九ツ過、

上様千石馬場通 御通行、御機嫌能御着城被遊候由、

右ニ付、拙者儀は当分忌中ニ而、いまだ三拾日ニ茂不相成候ニ付、態と出勤不致、当病之筋を以差扣候、尤

忌中ニ付而は、月次等ニ付 御出座有之ニ而も席詰迄

ニ而 御目見等は差扣候筋ニ有之可然、先日より承合

置候間、右次第ニ而候事、

一当月四日、相州浦賀江異国船四艘到来之由、去ル廿日、

御飛脚ニ而相達候由、是は琉球江も渡来、先月廿六日、

琉球出帆之船ニ而候由、然処

御着城当日、島津右門殿并御小姓与番頭嶋津隼人・物

頭四本次郎左衛門、早々出府可致旨被仰付、隼人ニハ

当日八ツ後御館より直ニ出立有之候由、右門殿・次郎

左衛門は明日出立之筈ニ承候、尤内々は昨廿一日夕方

内達ニ相成居候由、

島津右門

右は浦賀江此節異国船渡来付而は、江戸御屋敷詰少人数ニ候間、急ニ而出府被仰付候、

右致通達候、

六月廿三日

筑後

一六月廿三日、寿国寺江

蓮亭院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

着服麻袴

右之通相勤候事、

口上覚

〔朱書〕  
願之通御暇被下候、

六月

伊織

右之通翌廿八日被仰付候事、

私事、明後廿九日、亡養母四拾九日法事致執行仕度御座候間、終日御暇被成下度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

丑六月廿七日

新納駿河

右月番御用人末川久馬江直出之筋を以、用達より差出ス、

一六月廿九日、今日母上様四拾九日

御法事、於不遷院先例之通致執行度、前以相頼候処、当分修甫ニ而差支候ニ付、於本寺相調可申旨受合候ニ付、今朝五ツ時分より次郎四郎并用頼林庄之助・役人池田伊左衛門差越勤行中為相詰候、拙者四ツ後出宅、右勤行中

御牌前江致拜礼、尤御墓江茂致参詣、直ニ帰宅、

右ニ付八ツ後より類中并其節預世話候面々相招、龜飯共振廻候事、

右ニ付寺江昨日供物共差遣候次第、左之通、

一青銅 三百疋 一納米 壹俵式才入

一白餅 五拾余 一野菜 壹折

一作花 二瓶蓮若 一仏木 壹本

小仏木四拾九添

右之通差遣候事、

一六月晦日、出勤、昨日終日御暇被下候御礼、月番御用人末川久馬江相付申上置候、尤伊織殿江も直ニも御礼申上置候、且亦御側役堅山武兵衛江も御内証之御礼申上置候、尤当分忌中ニ而御祝儀伺御機嫌等は差扣事ながら、御礼之事故申上置候、其上は何分宜敷計可給旨頼置候事、

一七月二日、福昌寺大施餓鬼ニ付

〔島津元久〕  
怨翁様御位牌、山門江

御遷座ニ付、

太守様御代参

但刻限八時、着服長袴、

右之通相勤ニ付、別勤也、

右之通被 仰付候、

七月

伊織

一 七月五日、悴次郎四郎事、定火消被仰付置候処、今日

被成御免候、代り島津造酒江被仰付候間、差引人数等

次渡候様、伊織殿より月番御用人倉山作太夫取次を以、

被仰渡候事、

一 詰衆

右之通作太夫引進ニ而被仰付候、外ニ島津相馬嫡子嶋津平馬同断被仰付、尤相馬事は家格も頭ニ候得共、拙者当御役ニ付而、次郎四郎事席頭ニ被仰付候由、

一 親駿河持高式百八拾八石四升壹合余

外ニ三百石親駿河御役料高

一 居所千石馬場親駿河一所ニ罷居候、

一 当年式拾式歳

一 右は私事、今日詰衆被仰付候之間、明細書為御見合、

一 七月六日、次郎四郎事、左之通承知いたし候事、

御用之儀候間、明七日五時可被罷出旨、伊織殿依御差

函申達候、以上、

七月六日 倉山作太夫

此段申上候、以上、

五月七日

新納次郎四郎

右ニ付御受書例之通差出候事、

翌七日罷出候処、左之通被仰付候、

門江差出候事、

詰衆

新納次郎四郎

右通難有被仰付候得共、当分忌中ニ付、祝ひとてハ

難致、差扣居候得共、親類中并用頼等より今日は精進落しいたし候ニ付、魚類取はやし、近親中相揃、心祝ひいたし候様承忝仕合ニ付、其通取計候事、

七月七日

一同日、拙者儀、福昌寺江

(島津重豪母)  
正覺院様御忌日ニ付、御靈屋江

太守様御代参

宰相様御代拜

但着服麻袴

右之通六半比相勤、別勤也、内実ハ当分忌中ニ而御目見席等江罷出候儀、差扣候ニ付、右之通別勤相望候故也、

一七月八日、福昌寺江

慈徳院様御施餓鬼ニ付、

太守様御代参

但刻限五時、着服長袴

(島津重豪)  
芳蓮院様御忌日ニ付、

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服麻袴

右之通五ツ時分相勤、御施餓鬼ニ付、御靈膳下共致頂戴、夫より出勤いたし候事、

一同日、御前御講釈日ニ付、四ツ時後御座之間江御出座、田中五右衛門相勤候ニ付、三役中罷出致拜聞候事、

一七月十四日、

大慈院様 芳蓮院様

盆ニ付、福昌寺御靈屋江

宰相御代参

右之節

(島津重豪)  
慈徳院様 圓徳院様

(島津重豪)  
大信院様 智光院様

(島津重豪)  
慈照院様 玉貌院様

(島津重豪)  
賢章院様 正覺院様江

益ニ付御代拝

新納駿河

但御惣靈様江御代拝

着服麻袴

一廣大院様(島津重豪女子) 觀光院様(島津齊彬男子)

寶鏡院様江益ニ付、(島津齊興母)

宰相様御代参

但

着服同断

右之通段々之御代参相勤候、

一七月廿日、福昌寺江

一同日、上様御事は浄光明寺并福昌寺恵燈院、夫より寿

大信院様

国寺・南林寺江四時御供揃ニ而

賢章院様御忌日ニ付、

御参詣有之候事、

太守様御代参

宰相様御代拝

一七月十七日、当御役ニ付、御心付之藏方加世田小松原

但御惣靈様江御代拝

出物藏役人名代勤被仰付候、同役嶋津求馬殿ニも、同

着服麻袴

所ニ而候事、

右之通相勤、別勤也、

一七月十九日、御用人川上右近取次を以、左之通、

一七月廿二日、豊後殿より此節浦賀江渡来候異国船より

差上候書翰之和解拜見被仰付候、以来之御取扱何様有之可然哉、存寄銘々封書を以差上候様致承知、解本被相渡候、今日求馬殿は別勤ニ付、明日次渡候筈也、尤御家老方ハ、先日各通ニ而被差上候処、此節之儀ハ格別之事ニ付、若年寄・大目付迄も致拜見存寄申上候様御沙汰被為 在候との御事也、

此節浦賀江渡来之異国船差上候書簡之和解、拜見被仰付、何様御取扱相成可宜哉、存寄有之候ハ、可申上旨承知仕、公边之御大事ニ而、私式誠ニ以奉恐入候得共、適承知仕候ニ付、不願恐左ニ申上候、

外国通商之儀、中古迄は自由ニ致来候処、異国人共惡

心を含、邪宗門勧め入候所行有之、

(薩川家傳)

權現様御代御糺明ニ而御製禁相成、其段御奉書を以諸

国一統江被

仰渡置、其時分異国人共心底白状書等茂有之候由、老人共より及承居候、右通夷賊共惡行無之

候ハ、和蘭同様于今通商有之欽茂難計、左候得は外

国往来不新事候得共、中古以来急度 御大禁被成置、

弘化三年阿蘭陀本国船江御返簡之由ニ而、真偽も不存

候得共、「通商限貴国与支那外、此則一切不許新為交通」と有之、文末ニは、「祖法一定、嗣孫不可不遵」と申詞為有之哉ニ取寛居候、右ニ付而は此節顯出候「

和親交易、石炭・食料、難民撫耶」等之願、別而之懇願ニ相見得候得共、一ヶ条ニ而茂御許容之儀如何可有御座哉、前文外ニ茂決而御訳合可有之候得共、畢竟彼等惡意を挾候故を以、御敵制為被成置筈と奉存候間、右等之多罪精々被及理解、可成平和ニ退帆仕候様、御取扱有御座度、其上ニ茂承伏不仕度々渡来不致之所作茂有之、

御国威ニも拘り、難被捨置候ハ、早速御打払 勿論

之御儀と奉存候、乍然其場ニ至り候而は、申上迄茂無

御座、

皇国之御大事、治乱之境ニ付、猶更奉恐入候御儀ニ奉

存候、

右は誠ニ以不容易御用筋、別而恐多候得共、存付居

候大意奉申上候、以上、

丑七月

新納駿河



右之通相認、廿七日豊後殿江差出置候事、

一 七月廿九日、中急飛脚出立致し候間、左之通申越候、

一筆令啓達候、

宰相様益御機嫌能被遊御座奉恐悅候、然ハ悴新納次郎四郎事、去七日、詰衆被 仰付、誠ニ以難有仕合奉存候、御礼為可申上、各様迄如是御座候、以御序宜御取成頼存候、恐惶謹言、

七月廿九日

新納駿河

久仰判

得能彦左衛門様

橋口今彦様

一筆令啓達候、

若殿様益御機嫌能被遊御座奉恐悅候、然ハ悴次郎四郎儀、去ル七日詰衆被仰付、誠ニ以難有仕合奉存候、御礼申上度候条、宜預御披露候、恐惶謹言、

七月廿九日

新納駿河

久仰判

中山次左衛門様

菊地藤助様

一筆致啓上候、愈々御堅勝被成御勤珍重奉存候、然ハ悴新納次郎四郎儀、去七日詰衆被 仰付、誠以難有仕合奉存候、御礼為可申上如是御座候、恐惶謹言、

七月廿九日

新納駿河

久仰判

末川近江様

一筆致啓達候、弥御堅固珍重存候、然ハ悴新納次郎四郎儀、去七日詰衆被 仰付、誠ニ以難有仕合奉存候、御礼為可申述如是御座候、恐惶謹言、

七月廿九日

新納駿河

久仰判

鳴津右門様

一 八月朔日、五ツ過出勤、九ツ退出、四ツ時御座之間江御出座、御一門方毎之通御礼、夫より御書院江

御出座、御家老方持参太刀引次、若年寄求馬殿・拙者持参太刀引次、大目付鎌田圖書殿・川上矢五太夫殿同断、夫より家格之面々持参太刀着座等相濟、直ニ御

対面所江御出座、家格之面々例式之通持參太刀等相濟引次、当年上国之琉人御目見被仰付ニ付、始終席詰い、

以上、

中山王

たし候事、

料紙大高檀紙堅目録

右琉人上国ニ付、左之通、

一 太平布 三疋

一 筆致啓達候、当春若御年寄御役被 仰出、目出度御

一 焼酎 一壺

事之御祝儀為可申達如斯候、仍御太刀・馬代并目錄之

以上、

通致進覽候、恐惶謹言、

中山王

五月六日

中山王  
尙泰判

新納駿河殿

宰相様

人々御中

若殿様

上封

倍御機嫌能被成御超歳、奉恐悦候、将又貴殿弥御堅固

新納駿河殿

中山王

御加年珍重御事候、御祝儀為可申達、如斯御座候、随

ノ

而目錄之通致進覽之候、猶期後喜之時候、恐惶謹言、

但封箱入付

中山王

料紙大高檀紙二枚重横折

五月六日

尙泰判

一 御太刀

一 腰

新納駿河殿

一 御馬

一 疋

人々御中

上封

新納駿河殿

中山王

但封箱入付

料紙大高檀紙堅目録

太平布 五疋

但封箱入付

料紙大高檀紙堅目録

口上

中山王

練蕉布 三端

燒酎 老壺

以上、

中山王

八月朔日

具志川親方

駿河様

御取次衆

一筆致啓達候、弥御堅固御勤珍重御事候、随而目録之  
通り致進覽之候、聊書信迄御座候、恐惶謹言、

右之通持参也、尤具志川ハ当年上国之在番也、

五月六日

中山王  
尙泰判

新納駿河殿

人々御中

八月朔日

上封

新納駿河殿

中山王

一同日、地頭所大始良役々為祝儀見廻候ニ付、毎之通召  
出し、盃とも遣し、於役所吸物・酒・飯迄例之通振廻  
候、差帰し候事、

一同日、豊後殿事、来寅年、

御參勤御供被 仰付、左候而末川近江殿交代被相詰候  
様被仰付候事、

一八月二日、福昌寺江

(島津重年迄)  
智光院様御忌日ニ付、

太守様御代參

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服麻袴

右之通相勤、別勤也、

一八月三日、靈社様御祭り例之通、有屋田信濃殿招呼致  
執行候、且亦去月廿六日諏方之御祭ニ而も候得共、是  
亦忌明涯ニ而延置今日一所ニ、御祭相調候、尤六月三  
日之御祭は流にいたいたし候事、  
(衝カ)

一同日、役人池田伊左衛門鼓張症ニ而、長々病氣ニ付、  
今日暇差出候、尤内実は勝手ニ不叶処も有之、旁ニ而  
右之通ニ候、左候而近日中親類方江引取候筈也、

右次第ニ付、跡役人之儀は末川近江殿家来篠原傳藏と  
申者、当分加世田江致中宿居候由、此者奉公望有之候  
ニ付、召置候内約いたし候事、

一八月四日、当分

上様磯御茶屋江御滞在之処、今晚五ツ過磯詰御小納戸  
山田壯右衛門より手紙を以、鹿老肢御内々拜領被仰付  
候事、

鹿老肢

右御内々拜領被 仰付候間、御頂戴可被成候、御礼之  
儀は申上置候、以上、

八月四日

磯詰

山田壯右衛門

新納駿河殿

右ニ付、左之通御受書差遣候、

鹿 一肢

右御内々拜領被 仰付候旨、御手紙之趣承知仕候、難

有頂戴仕候、且御礼之儀は御申上置被下候由、是亦承知仕候、猶又明日罷出御礼可申上候、此段御請迄申上候、以上、

八月四日

新納駿河

山田壯右衛門様

右ニ付今晚早速少々料理方いたし、家内打揃致頂戴候事、

右ニ付翌五日出勤之上、御殿於御近習御小納戸江取合御礼申上候得は、宜敷候段承ニ付、其通いたし候、尤求馬殿ニも同断拜領被仰付候由なり、

一 八月五日、役人池田伊左衛門引取ニ付、跡役人篠原傳藏、今日より参初候事、

一 八月十一日、福昌寺江

圓徳院様 觀光院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣畫様江御代拜

着服麻袴

右之通相勤別勤也、

一 八月十七日、上様九時分より御厩江被為入、諸郷

馬二才より六才迄之間、馬御覽被遊候筈ニ付、四ツ打切より石見殿一所ニ御厩江相下り候、

上様御刻限之通被為入候ニ付、其節御馬見所脇々罷

出候、左候而直ニ

御馬見所江罷出候様御沙汰有之、石見殿一所ニ罷出候、

御当地馬ニ茂拾疋位出候、左候而惣合之馬五百疋余リ

ニ及候、其内六十疋位御印付ニ相成候、右之分は明日

も猶亦再見分いたし候筈也、右御厩江被為

入候内、御二度被召上候ニ付、拙者共も御湯漬被下

候、尤於

御前、御茶・御煙草盆・御菓子・御煮染迄被成下難有

次第ニ而候、左候而七ツ半頃 御立之節、最前之所江

罷出候事、

一 八月十八日、出勤之上御近習江罷通、石見殿一所ニ御小納戸早川務江相付、昨日於御厩段々難有被下物共有之候ニ付、御礼申上置候事、左候而今日も御厩江下り、猶又昨日之馬再見分いたし、其上外御庭江相廻候、今日於御庭再御覽被遊筈也、

一 八月廿日、上様四時御供揃ニ而、福昌寺恵燈院江御仏詣被遊候事、

一同日、福昌寺江拙者儀

(島津重豪)  
大信院様

賢章院様御忌日ニ付、

宰相様御代參相勤候、左候而帰り掛大興寺江參詣、今日は慈父盛徳君御正忌日ニ付、拙者事難有被仰付、初而之御日柄ニ付、金子式百疋先日より差上置、御靈膳差上、御経致読誦呉候様頼置候付、右通參詣いたし候様、頼置候通ニ而、二汗五菜・菓子等迄相備、御経致

読誦候ニ付、其内相詰居候、左候而御靈膳下共差出候ニ付、相給へ罷在候、夫より滑河江參り、御牌前江拜礼共いたし、緩々相咄、夜入罷帰り候、夕方よりお逸さまニも御出被成候事、

一 八月廿一日、(島津齊彬女子)篤姫様御発輿ニ付、五ツ前出宅、大御奥

江罷通御祝儀申上、直ニ出勤、五時御発輿之筈候処、御遅刻相成、四ツ頭鐘比御発輿ニ付、三役一統御広敷御玄喚涯庭上江罷出候、御機嫌能御発輿被為濟候ニ付、(國)於唐子之間三役一所ニ上様江御祝儀申上候、尤表方江御役人限り御祝儀有之候也、

一 八月廿四日、悴次郎四郎事、川上十郎左衛門方より三卷之書引渡之誓詞有之候由承候事、

一 九月二日、福昌寺江  
智光院様御忌日ニ付、  
太守様御代參

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服服紗・小袖・半袴

右之通四時相勉、別勤也、

一 九月二日、篠原傳藏事、先日より差越出居候得共、今日より妻子等茂混と役所住居相成候事、

一 九月八日、南泉院江

(龜川家老)  
浚明院様御正忌日ニ付

太守様

宰相様御代参

但着服服紗・熨斗目・長袴

右之通五時相勤別勤也、

一 九月十三日、出勤、八ツ退出、今日

御前御用日ニ而、大菊之間江

御出座、御用被聞 召候間、先規之通若年寄・大目付

茂御喰違、外御座之間之御敷込ニ出勤、人数都而相詰候、左候而御用筋ハ御家老方より死罪者以上御取扱筋披露有之候由、

右御用被 聞召候儀、当

御下国ニは初而之御事ニ被為

在候由、勿論此内度々被為聞候由、宰相様御家督中ニは一兩度も被為聞、其後は御側役を以、窺ニ相成候事、多有之候由承候事、

一 九月廿八日、当年御心附として被仰付候加世田小松原

出物藏役人四拾六番ニ、志和志嘉左衛門江致附属、則

今日皆同入付有之候、右御心附初而之事情ニ付、左之

通致寄進候、

一金壹兩

錢ニして壹貫貳百文

右藏方初而被仰付候間、御初穂金御氏神様江奉

納いたし候、

一金壹兩

錢ニして同断

右同断ニ付璞心院様江差上候事、

右之外附属料は、都而役所用向ニ召仕候事、

一同日、月番御用人末川久馬取次を以、左之通、

願之通御太刀二種一荷進上ニ而、来月朔日御礼被

仰付候、

九月

筑後

一 九月廿八日、当年御心附として被仰付候蔵方名代勤、

今日附属料金四拾六両ニ相片付候事、

右之通御家老座縁頼ニ而直承知之筋を以、用達江被相渡候事、

一 九月廿八日、鹿之間之格を以、於御家老座左之通被仰付候、

一 十月朔日、五ッ過出勤、

一 御鳥掛

上様当分磯御逗留ニ而候得とも、今朝御婦殿有之、四

一 御鷹掛

ッ時御座之間江御出座、月次之御礼相濟拙者御役之御

一 尾畔掛

礼、奏者御側御用人高田十郎右衛門利容、御座之間二

一 御庭掛

之間末敷居より四疊目江御太刀目録相備有之、拙者同

新納駿河

三疊目ニ罷出御礼仕候処、新納駿河御役之御礼と披露

右掛嶋津右門、在旅中掛寄被 仰付候、

有之、直ニ罷下り候、引次頼娃織部殿御役之御礼被仰

九月

筑後

付候事、夫より御書院江

右之通致承知候間、御請申出置候、尤求馬殿江は御能

御出座、嶋津豊前殿二男北郷専十郎御前元服被仰付、

掛寄被仰付候事、

宗八郎と改名也、其外多人數諸御礼被仰付候事、夫よ

九月廿八日

り御対面所江



御出座、英彦山政所房并役僧増了房江 御目見被仰付候、政所房は門首席ニ而御礼、其節計は御禱不被遊候、

左候而増了房一疊下リニ而御礼、尤奏者番政所房と披露有之、御家老より御祝儀被申上ますと取合候節、目出タフト御意、直ニ相下リ候、増了房は名披露ニ而候事、右彦山

御目見は、余程久し振ニ而候由承候間、記置候事、

右宗八郎殿元服ニ付、都之城より左之通申來候事、

豐前二男北郷專十郎元服之願被申上置候処、来月朔日、

願之通可被仰付旨被仰渡候間、此旨為御知申上候様被

申付、如斯御座候、以上、

九月十八日

都之城役人

川上太郎左衛門

駿河様

御役人衆中

一 駿河様何れ茂様江

島津豊前 口上

一 明後朔日、二男北郷專十郎元服被仰付筈御座候、依之

祝申度御座候間、当日八ツ後御出被下度、此段以使申入候、以上、

九月廿八日

右通承候得共、いまた緩々出入茂不致候付、先断之方可然存、差支之趣を以、当日用達差遣、何れ茂より之断申入置候、左候而肴肴折・酒肴荷、元服首尾能相濟候為祝儀差遣、祝儀申入置候事、

一 十月二日、福昌寺江

智光様御忌日ニ付、

太守様御代参

宰相様御代拜

但御窓靈様江御代拜

着服服紗・小袖・半袴

右之通四時相勤候事、

一 十月十四日、都之城江引結いたし置候得共、いまた此方何れ茂江御面会不被成候ニ付、宗八郎殿被参度、就

而は日柄も吉辰見合度、昨今之間此方差支無之、日限

今日之献立

知らせ呉候様承ニ付、兩日共不差支候へとも、当分痛

立松

所も有之候ニ付、今日之方仕合之段申答置候処、其通

一吸物すまし切身鱈付

可致と互ニ申談置、今日ハツ後より宗八郎殿并北郷哲

掛盃

五郎殿且又都之城頼入御用人倉山作太夫・中抑兩人共

組付

相招度申込候得共、岸良猪右衛門は当分湯治之由ニ付、

差身

村田甚左衛門老人可参旨承居候、左候而亭主前に新納

一挾肴 するめ  
こんぶ

主税殿・用頼福永仁右衛門・伊集院周八・林庄之助用

一盃取替し一通り

達等ニ而可宜手筈いたし相待居候処、八ツ過頃、豊前

一吸物披キ 切り身

殿ひよかと御出被成候付、驚入候得共、則上座江致案

掛盃

内、挨拶共いたし候央、又々奥方御出被成、旁案内ニ

組付

而益驚入候へとも、別而仕合之至、挨拶共いたし、尤

焼肴

宗八郎殿并其外人数は約束之通被参候間、家内中出会

右相済支度替

致大慶、似合之饗応共いたし候処、御機嫌能御在付被

一吸物 ミそ肴

成、相応酒共も相進ミ、夜入四ツ前飯共差出候処、夫

一太平 鴨

限り御帰リ被成候、得と承候処、此内より右之御舎ニ

一吸物 口取もの

候得共、全取次人等之口上間違ニ而、右次第之由、実

一硯ふた二面 三品盛

ニ間違無相違承り、当惑ながら仕合之至存候事、

一さしミ鉢肴ツ

嘉永6年

一井三ツ

一 小井一組

一 惣菓子 おほろまんちう丸ほろ

膳部

皿 なます 汁

小皿漬物

平 飯

引物 小鯛塩焼

菓子 高麗餅

右之通以前より手当いたし置候ニ付、人数相重候迄ニ

而、何なりの事ニ而候、

一都之城より遣物左之通、

口上

上包美濃折掛

駿河様江

北郷宗八郎使口上

一御太刀 一腰

一御馬 代銀一枚 一疋

右之通被致進上之候、以上、

十月十四日

口上

一御肴 一折

一御樽 一荷

右駿河様何れ茂様江

豊前夫婦宗八郎より

一御扇子 一箱

一御袴地 一端

右駿河様江

豊前夫婦より

一御扇子 一箱

一小無垢紗綾 紅白 二卷

右駿河様之奥方様江

豊前夫婦宗八郎より

一御扇子 一箱

一三階房 一掛

一矢之羽 二手

右次郎四郎様江

豊前夫婦宗八郎より

一 御扇子 一箱

一 縮緬紅 二卷

右お多つ様江

豊前夫婦より

一 御扇子 一箱

一 縞織縮緬 一端

右璞心院様江

豊前夫婦宗八郎より

右之通被致遺覽之候、以上、

十月十四日

口上

白銀貳両ツ、 女中衆三人江

堅目録相添

右之通被遣候間、宜御頼申進候、以上、

十月十四日

都城納戸役  
長峰仲藏

駿河様

納戸役衆

右進物ニ相添目録左之通、

一 御太刀 一腰

一 御馬 一疋

以上、

北郷宗八郎

右料紙小奉書二枚重横折

小札

島津豊前夫婦

北郷宗八郎

御肴 一折

御樽 一荷

以上、

右料紙中奉書一枚七ツ折

堅目録

小札

鳴津豊前

御扇子 一箱  
御袴地 一端

夫婦

以上、

右豎目録料紙右同断并  
巻熨斗相添、

小札

鳴津豊前夫婦  
北郷宗八郎

御せん子 一箱

紗綾 ふた巻

内一卷くれなひ

以上、

右豎目録中奉書二枚重并巻熨斗相添、

小札

島津豊前夫婦  
北郷宗八郎

御扇子 一箱

三階房

一掛

矢之羽

二手

以上、

右豎目録中奉書老枚七ツ折并巻熨斗相添、

小札

島津豊前夫婦

目録

御せん子

一はこ

縮緬

二巻

内

一卷くれなひ

以上、

右豎目録中奉書二枚重七ツ折并巻熨斗相添、

小札

島津豊前夫婦  
北郷宗八郎

目ろく

御せん子

一はこ

しま織ちり緋 一たん

以上、

右豎目録右同断并卷のし相添、

白かね 二両

右豎目録杉原二枚重七ツ折并卷熨斗相添、尤式朱金

巻切ツ、小折包ニ而三分、銘々取仕立被遣候、

右之通当日御出前(行カ)以、使者を以被遣候、尤御品物何茂

至極上位ニ相見得候事、

一今日宗八郎殿江支度替相成候後手助壹掛、石之硯箱一

面、尤硯石も水入等迄相揃、赤間關細工ニ而候事、

一十月十五日、都之城江昨日之為礼、新納主税殿、自分

見も有之由候ニ付、拙者初いづれもよりの礼も相頼申

入置候、彼方よりも使者を以挨拶共有之候事、

一十月十九日、都之城屋敷江拙家何れ茂可参旨、先日よ

り承居候ニ付、八ツ後より拙者共次郎四郎参候、無程

璞心院・お久・お悦被召列御出被成候、左候而内用頼

福永仁右衛門・伊集院周八・林庄之助・用達伊東茂右

衛門ニも参候様ニ、銘々使を以被申聞候由ニ付、各八

ツ過より参候、亭主前ニ北郷哲五郎殿・倉山作太夫殿

・中抑村田甚左衛門、尤嶋津隼人殿江嫁し被居候御娘

子并哲五郎殿奥方并新納主税殿・東郷一介ニ茂被参居

候、段々被入御念候取持ニ而候、太体之寛左之通、

一床 立松寿老人之画

一吸物掛盃 差身

一取替し有之

披キ

一吸物 掛盃 差身

一料理 一汁 三菜

引物小鯛 菓子羊かん

一薄茶

右相濟支度替

一吸物ミそ 肴類

一平 鴨品々

一口取吸物

一後段

一硯蓋并鉢并物、右ニ準し種々有之、  
一右ニ付此方より遣物左之通、

覚

上包美濃紙折掛

料紙中奉書半切

一御太刀

一腰

一御馬代銀一枚

一疋

宗八郎様江

駿河より

右之通被致進覽之候、以上、

十月十九日

〔朱書〕  
「宗八郎様江之目録」

御太刀

一腰

御馬

一疋

以上、

新納駿河

右料紙中奉書二枚重横折

覚

上包美濃紙折掛

一鯛

一折

一御樽

一荷

右

豊前様何れ茂様江

駿河何れ茂より

一御扇子

一箱

一御羽織地七子織

一端

右

豊前様江

駿河夫婦悦より

一御扇子

一箱

一八丈縞

一端

右

豊前様

奥方様江

駿河夫婦悦より

一御扇子 一箱  
一七子嶋 一端

右

御隠居様江

駿河夫婦悦より

一御扇子 一箱

一御上下地 一端

右

出雲様江

駿河夫婦悦より

一御扇子 一箱

一縞紬 一端

右

隼人様江

奥方様江

悦より

一御扇子 一箱

一縞紬 一端

右

作左衛門様

奥方様江

悦より

一御扇子 一箱

一御上下地 一端

右

宗八郎様江

駿河内より

一御扇子 一箱

一唐紙 一束

一唐筆墨 一包

右

御子様方御相中江

駿河夫婦悦より

右之通被致進上之候、以上、

十月十九日

〔朱書〕  
一〇小札豊前様

小札新納駿河



何れ茂様江

何れ茂より

進上

右豎目録料紙中奉書二枚重七ツ折并卷熨斗添

〔朱書〕  
一 小札

鯛 一折

御隠居様江

新納駿河夫婦

御樽 一荷

以上、

一 御扇子 一はこ

悦より

右豎目録料紙中奉書一枚七ツ折

一 七子稿 一たん

〔朱書〕  
一 小札

小札新納駿河夫婦

以上、

豊前様江

悦より

御扇子 一箱

右豎目録料紙中奉書二枚重七ツ折并卷熨斗添

〔朱書〕  
一 小札 小札

御羽織地七子織 一端

出雲様江

新納駿河夫婦

以上、

悦より

右豎目録料紙中奉書一枚七ツ折并卷熨斗添

〔朱書〕  
一 小札 小札

豊前様

新納駿河夫婦

奥方様江

悦より

御扇子 一はこ

八丈しま 一たん

以上、

右豎目録中奉書一枚七ツ折并卷熨斗添

〔朱書〕  
一 小札

隼人様

志津より

奥方様江

しん上

御扇子

一はこ

しま袖

一たん

以上、

右豎目録中奉書二枚重七ツ折并卷熨斗添

〔朱書〕  
一小札

作左衛門

ゑ津より

奥方様江

しん上

御扇寿

一はこ

しま袖

一たん

以上、

右豎目録右同断并卷熨斗添

〔朱書〕  
一小札

宗八郎様江

新納駿河

内より

御扇寿

一はこ

〔桁カ〕  
一

御かみ下地

一たん

以上、

右豎目録中奉書二枚重七ツ折并卷熨斗添

〔朱書〕  
一小札

御子様方

新納駿河夫婦

御相中江

悦より

御扇子

一箱

唐紙

一束

唐筆墨

一包

以上、

右豎目録料紙中奉書一枚七ツ折并卷熨斗添

覚

上包有り折掛

一白銀

二両

右役人衆江

一白銀

二両

右年寄衆江

一白銀

一両

右御中藤衆江

一白銀 五兩

右惣女中衆江

右之通お悦殿より

被遣候、

十月十九日

右料紙小奉書半切ニ相認

〔朱書〕  
一 小札

御役人衆江

御年寄衆江

白かね 二れう

〔朱書〕  
〔本行二通り相調〕

右豎目録料紙小奉書二枚重七ツ折并熨斗包添

〔朱書〕  
一 小札

御中臈衆江

白銀 沓れう

右同断

〔朱書〕  
一 小札

惣女中衆江

白かね 五れう

右同断

〔朱書〕  
一 小札

哲五郎様江

奥様江

しん上

御扇寿 一はこ

しま紬 一たん

以上、

右豎目録中奉書二枚重并巻熨斗添

右は都之城江何れ茂参り着、支度替等之儀差出候事、

一右都而之進物は、八ツ前用達茂右衛門使を以差遣置候

事、

一お久より豊前殿・奥様方江、煙草入・きせる袋并酒の

ミ茶碗三ツ入、包物ニいたし、年寄以下江色々の軽き

品包物ニいたし被遣候事、

一福永仁右衛門并伊集院周八江金子百疋ツ、茂右衛門

・庄之助江白銀二兩ツ、目録豊前殿より被遣候由、

尤右四人より着二折致進上候都而此方より取立候事、  
一右次第初而之出入、互ニ都合能相濟、いつれ茂致大慶  
候、右ニ付翌廿日、拙者より之礼は用達を以申遣、家  
内中よりの礼は用頼を以申遣候事、

一十月廿一日、当分道奉行愛甲清之丞事は、拙者若輩之  
時分手跡其外諸事指南をも為受方ニ而候処、当春より  
種子嶋江札改檢使として旅行、先日帰宅ニ而土産共送  
り、且見廻ニ茂預り候ニ付、今日左之通申遣候、  
御旅行無御障御帰家、弥御安全被成御座珍重存候、先  
日之御見廻殊ニ御土産品色々被懸御意、御厚志之程忝  
致受納候御礼厚申上候、扱ては拙者儀今般難有御役被  
仰付、恐入奉存罷居候、全体御存通之者候処、段々御  
世話ニ預り成長致、御厚恩弥忘却不致候、随而乍愈抹  
兩種致進覽候、彼是御汲取、御祝納被下度、いつれ心  
緒は得拜面可申上候、以上、

十月廿一日

新納駿河

愛甲清之進様

右之通取合差遣候処、則暮前より悴七郎右衛門召列、  
着一折持参見廻有之候ニ付、披共いたし緩々相咄、四  
ッ過被帰候事、

一十月廿三日、此節東郷左七郎方江御預相成候御流儀之  
射法御射初之式、先比新御取立有之候、二之丸於御茶  
屋庭御覽被遊候間、拜見いたし度存候は、大目付以上  
罷出候様、先日より致承知居候ニ付、四ッ過より御家  
老方・若年寄・大目付列立、御庭之様罷出候、  
上様は四ッ過より被為入、八ッ前御式相濟候、尤  
御出涯御目見仕、直ニ御座末江一統相詰居候処、上  
之間御境之御襖相立候而、直ニ相初り候、左候而於右  
席、御茶・御煙草盆并御茶菓子・御煮染被下候、  
右御式ニ付、悴次郎四郎事も、左七郎門弟ニ而罷出相  
動候、御式相濟立出涯ニ而、射手拾人并悴次郎四郎江  
矢之羽二手一包・金子三百疋沓包拜領被仰付候、其外  
之人数は弦并金子等銘々被成下候、左七郎江は御上下  
一具・金子五百疋被下候由、右御流儀今日初而御覽

有之、格別之役ニ付、いづれも難有被仰付候事共奉恐入候也、

一十月晦日、致出勤候処、石見殿より御用之儀有之候間、明朔日五時可罷出旨被仰渡候ニ付、御受申出置候事、

一十一月朔日、五時罷出、月番御用人川上右近を以届申出置候、左候処四ツ前於鹿之間御側御用人伊木七郎右衛門常誠引進ニ而、石見殿より左之通、

串良

新納駿河

右之通地頭所繰替被

仰付候、

十一月

石見

右之通致承知候付、御請御礼申出相下り候、左候而於唐子之間御側役山口直記江相付、御内証之御礼申上置候事、

今日願娃織部殿、小林江地頭所繰替被仰付候事、

右ニ付石見殿江退出より為御礼見廻候、繰替ニ付何茂首尾合取安く有之候事、

右ニ付今日家内中并近隣之衆少々相招、心祝ひいたし候事、

一十一月朔日、左之通、

御用之儀候間、明式日四時麻袴着用ニ而可被罷出候、以上、

十一月朔日

御小納戸

新納駿河殿

右之通料紙中奉書半切

御用之儀候間、明二日四時麻袴着用ニ而可罷出旨奉畏候、以上、

十一月朔日

新納駿河

御小納戸中様

右之通御受書、料紙小奉書半切相認差出置候事、

一十一月三日、四時罷出候、届御小納戸早川黒江申出置候処、四ツ過於御座之間御家老方引次求馬殿・拙者も順々罷出候処、拙者江は御上下生藏紋十文字御門付、扨領被仰付候、尤大目付其外御近習通御役々迄多人數ニ御座候、右難有扨領被仰付候ニ付、御側役堅山武兵衛江相付、三役一所ニ御礼申上置候事、

一同日、明三日稻荷御神事ニ付、御直參被為 在候筈ニ而、求馬殿ハ御棧敷詰、拙者御供揃首尾不相動候而不叶、依之当分服中ニ付、今日左之通被仰付候、

新納駿河

右服中ニ而候得共、御用差支候付、服御免被 仰付候、

十一月

伊織

一十一月七日、此節被仰付候地頭所申良役々之内、年寄・組頭已下六人、為祝儀出府いたし見廻候事、

一十一月八日、此内よりもらひ受置候、嶋津内記殿御娘おせつとのいまた出入も不致候ニ付、先日より申談今

日吉辰ニ付、内記殿并御懷、其外内記殿奥方おせつとの・内記殿嫡子新八郎殿、且彼方二男家基太村助左衛門・用頼井上弥兵衛、八ツ後より相招候、亭主前畠山藤次郎殿御夫婦・二階堂源太夫殿・おいつさま・およしとのなとにて、至極手輕ニ取立、緩々致咄候事、尤全く出入初迄ニ付、互ニ申談致輕候事、

一十一月十日、於御殿御小納戸井上正太郎を以、

御沙汰承知仕候趣は、此内より江戸より御牽遣し御馬共も扨見被仰付思召ニ而被為 在候得共、色々御取込被遊、殊ニ近日より御巡見御出立ニ付而ハ、何れ御帰殿之上、扨見等可被仰付候

思召被為 在候間、其段鳥渡聞せ置候様ニと

御沙汰被遊候間奉承知候、何共奉恐入候、御請御礼之段は宜敷御取成給候様、同人江相頼御礼申上置候事、

一十一月十一日、福昌寺江

圓徳院様御忌日并

觀光院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤候事、

十一月十二日、上様今日四時御供揃ニ而、桜之間御

中門御出、出物藏脇より御乗船、櫻島江御渡海夫より

垂水向江瀉井東目より関外夫より真幸市迄御巡見、國

分・加治木・蒲生筋

御婦殿之筈ニ付、

御出之節、三役一統桜之間江罷出候事、

十一月十三日、当家之二男家新納權左衛門事、先年身

持不埒ニ有之、親類中相談之上、為折檻、嶋方居住為

致置候得共、最早立直り候半と、従弟統之上并萬次郎

等へ及相談候得共、五六ヶ年已前迄は納得無之ニ付、

夫形召置候得共、最早式拾ヶ年余ニも相成、身持立直候段及承候付、此節用達を以上并江及相談候処、最早何も存寄無之旨返答承候、尤当家之二男家も相少く候処、彌太右衛門事も同嶋江罷在、内外不外聞之事ニ付旁考合、右之通萬次郎等へも及相談、何事も拙家引受ニ而、可致世話旨相達置候、左候而赦免は願書も親類ニ而は無之候得共、同家之事故、左之通取しめ相頼候事、

口上覚

私共親類新納權左衛門事、氣任せニ有之、一往為折檻、徳之嶋江依願居住被仰付置候処、最早式拾ヶ年余ニ罷成、此比ニ至、別而後悔仕、身持立直候段承得申候間、何卒御赦免被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀相頼候、以上、

但權左衛門事、小番ニ而御座候、

新納喜右衛門

丑十一月十三日

川上右近組  
御小姓与

新納休藏

右之通月番御目付谷川波江江差出候処、則日川上矢五太夫殿より同人取次を以、願之通被成御免候段被仰渡候、依之近々便船承合御引付申受筈也、

一十一月十五日、用達伊東茂右衛門事、今日より地頭所

申良江

御巡見方差引として差遣候事、

一十一月十八日、御家老喜入安房殿事、先月十八日迄出勤有之、退出之砌より痔之病差起り、御台所口之様やう／＼歩行出来候而退出有之、翌十九日より引入養生有之候処、段々腹之煩等も出合、善し悪シニ而

御巡見御供茂被仰付有之候得共、御断ニ而 御供之儀は、石見殿江不時ニ被 仰付、安房殿ハ緩々養生有之候得共、益煩相重シ、昨夜五ツ時分養生不相叶死去之由、乍去御届等は明日も可有之模様ニ候、

但安房殿は多門殿事ニ而、去ル十五日嫡孫元服用有之、多門号譲り渡奉願、安房と改名有之候事、

一十一月十九日、用達伊東茂右衛門妻昨日女子出生之由当分茂右衛門事 御巡見ニ付、地頭所申良江差越居候ニ付而は、産穢御免不奉願候而、不相叶訳合ニ付右之通、

口上覚

用達

伊東茂右衛門

右は産穢ニ而差支候間、穢御免被仰付被下度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

丑十一月十九日

新納駿河

右之通月番御用人倉山作太夫江差出置候処、則日伊織殿より同人取次を以、口達ニ而申出之通御免被成候旨、直承知之筋を書役有馬雄之助江被相渡候事、

一十一月廿二日、冬至ニ付例年之通致氏神祭候、右ニ付同家之面々八ツ後より相招候人数左之通、

四郎殿

衛守殿

四郎右衛門殿

喜右衛門殿

彦八郎殿

十郎殿



太右衛門殿

源助殿

喜藤太殿

宰相様御代拝

喜兵衛殿

休藏殿

三次殿

但御惣靈様江御代拝

休右衛門殿

瑞策殿

清右衛門殿

着服紗・小袖・半袴

喜左衛門殿

次郎九郎殿

猪之助殿

右之通相勤、別勤ニ付、夫より

伊兵衛殿

七郎殿

月香院江参詣、今日滑川

外ニ東郷一介殿・伊地知小十郎殿父子・磯永・林等相

招候、尤衛守殿之御懷并奥方、且おせつとのなと被参

緩々也、左候而おせつとのハ滞在ニ而候事、

但おせつとのハ廿五日夜被帰候事、

母上様御正忌日ニ付、先日より金子百疋差遣置、今日

御靈膳差上、御回向いたし具候様、尤当春難有被仰付、

初而之御忌日ニ付、右之通相頼候、左候而御靈膳下共

差出候ニ付、暫時罷在候事、

一十二月朔日、およしとの・おくまとの被参緩々の所、

夕方相成およしとの不塩梅到来ニ付、朝稻三益召呼療

治相頼候処、御産之由ニ而、何そ心遣いたす事ニ而は

無之旨承候、尤滞在被致候事、

一十二月三日、用達茂右衛門事、今朝串良より罷帰候由

届申出候、尤

上様先月廿七日串良柏原浦江御光着、翌廿八日御機嫌

能

御立被遊、諸事首尾能有之候段、承届致安心候、尤茂

右衛門事は

御立以後緩々罷在、諸所見分いたし罷帰候様申達置候

得共、於彼地御立之朝石見殿所江相見廻候節、諸用向

一十二月二日、福昌寺江

智光院様御忌日ニ付

太守様御代参

も可有之候得共、早目ニ罷帰候方可然、領主事吉相可有之致推察候旨、極内被申聞候ニ付、何茂差置早々帰之之致仕廻候由、内々申出候事、

一十二月四日、串良役々此節繰替之為祝儀、先日之残り人数見廻候ニ付盃共差遣し、例之通於役所吸物・酒・飯共振廻候事、

一十二月五日、四ツ過より御厩江相下り、御立馬等見分、毎之通ニ而相濟候後、御口之者共江馬洗方之作方、其外馬具御取渡之作法為致、見分いたし候事、

十二月五日

一同日御厩江可相下いたし候節、川上筑後殿より被相達候は、拙者事明日 御前より御用之儀有之候間、可罷出旨、於御家老座致承知候、尤ヶ様之御用筋太体刻限茂有之事候得共、御厩屋江相下候ニ付、達し被置候旨茂致承知候事、  
右ニ付八ツ後より兼而出入之面々、段々見廻有之候、

心祝ひともいたし候事、

一御勘定奉行御軍役方惣頭取兼務嶋津登殿事も

御前御用承知之由、及承候事、

一十二月六日、五ツ時半時分罷出、月番御用人末川求馬を以罷出候届、筑後殿江申出置候、左候処四ツ打切り、無程於椿之間伊織殿引進、筑後殿席詰ニ而、御名代三次郎殿より御家老と御意有之、引統筑後殿より左之通御書付読渡し有之候、

一御家老

一加判同役同前

一御役料高千石

新納駿河

右之通被

仰付、御役料高被下置、席順樺山伊織次可罷在候、

十二月

右之通被 仰付、何共奉恐入次第、平伏御礼仕致退席候、席詰御側役山口直記、其外御側御用人伊木七郎右衛門常誠等段々有之候事、左候而嶋津登殿事、拙者引

次於同所、若年寄御役被仰付、御役料高三百石被下置候事、

仰付候、

十二月

筑後

一右通難有被仰付候ニ付、登殿一所ニ御近習江罷出、御側役山口直記江相付、御内証ニ御礼申上置候事、

右之通被仰付候間、御請御礼申上候、左候而筑後殿・

一登殿一所ニ御家老座三之間江相扣居、月番御用人小笠原轍を以御座通之儀相伺候処、直々罷通候様致承知候

伊織殿江御礼申上置、尤御内証之御礼御側役山口直記江相付申上置候事、

ニ付、御家老座中通江罷出御礼仕、直ニ退席則敷込之方江相廻り、筑後殿・伊織殿江面々御礼申上、求馬殿

口上覚  
〔朱書〕  
「本文料紙小奉書豎紙

江も吹聴、且は右之面々互ニ挨拶共相述、直ニ定席ニ相着候事、

表御用人小笠原轍江差出ス、  
寅正月十五日、御礼被仰付候事、  
〔頭注〕「以下八枚原書欠ク前例に依り訂正セリ」

一豊後殿当分湯治、石見殿は御巡見御供ニ而候事、

私事今日御家老御役被「仰付、難有仕合奉存候、依之御序之節、御太刀二種一荷進上仕、御礼申上度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

一右通難有被仰付候段、大目付座江差越致吹聴置候事、

丑十二月六日  
新納駿河

一今日於御家老座、筑後殿より水仙之間之格を以左之通、  
一御勝手方掛  
一御軍役方掛

口上覚  
〔朱書〕  
「本文料紙小奉書切紙

新納駿河

右は末川近江在旅中、右之通掛寄被

御小納戸江差出之筋を以書役より  
御用部屋書役江差出ス、

私事、今日御家老御役被

一居屋敷千石馬場

仰付難有仕合奉存候、依之御席之節誓詞被 仰付被下  
度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

丑十二月六日

新納駿河

覚

〔朱書〕  
「本文料紙同断

表御用人小笠原轍江差出ス、

私事、今日御家老御役被

仰付候、依之御軍役御手当之儀承知仕度奉存候、此旨

御申可被下候、以上、

丑十二月六日

新納駿河

覚

〔朱書〕  
「本文料紙小奉書切紙

表御用人小笠原轍并御側御用人伊木七郎右衛門江差出ス、

一御家老

一御役料高千石

一持高式百八拾八石余

一当年四拾七歳

右は私事今日御家老御役被仰付候付、明細帳為御見合、  
此段申上候、以上、

丑十二月六日

新納駿河

口上覚

〔朱書〕  
「本文料紙小奉書略紙

表御用人小笠原轍江差出ス、

私事、御家老御役被

仰付候間、御光儀奉願度御座候得共、御時節柄

御光儀延引被 仰出置候ニ付、追而奉願候様可仕候哉、

御内意を以奉伺候、此旨御申可被下候、以上、

丑十二月六日

新納駿河

同月八日、筑後殿より同人取訳を以、追而願出候様被

仰渡被相下候、尤拙者直承知之筋を以、用達江被相下

候事、

口上覚

〔朱書〕  
「本文料紙小奉書切紙

表御用人小笠原轍江差出ス、

伊東茂右衛門

十二月六日

新納駿河

右は私事今日御家老御役被 仰付候処、右茂右衛門事は御役内用達被仰付置候間、直ニ用達被仰付被下度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

丑十二月六日

新納駿河

右之通向々江差出置候事、

一御名代三次郎殿并周防殿江之口上書左之通、

私事、今日御家老御役被

仰付、御役料高被下置、難有仕合奉存候、為御礼參上

仕候、

本文料紙小奉書切紙

十二月六日

新納駿河

一同席筑後殿・伊織殿江左之通、

但豊後殿は当分湯治、石見殿は御巡見御供ニ付、見

廻不致候事、

私事、今日御家老御役被

仰付、御役料高被下置、難有仕合奉存候、為御礼致伺

公候、

右式行上包有之、

一御巡見先キ江左之通申上候、

一筆啓達致候、

太守様益御機嫌能被遊

御旅行奉恐悦候、然は私儀今日以

御名代、御家老御役被

仰付、御役料高千石被下置、重畳難有仕合奉存候、今日

礼申上度、貴様迄如是御座候、何分茂御取成頼存候、

恐惶謹言、

十二月六日

新納駿河

久仰判

島津石見様

一筆致啓達候、弥御堅固珍重存候、然は拙者儀、今日

以

御名代、御家老御役被

仰付御役料高千石被下置、重畳難有仕合奉存候、此段

為可得御意、如是御座候、恐惶謹言、

十二月六日

新納駿河  
久仰判

島津石見様

今日八ツ打退出、夫より登殿一所ニ大奥江罷上り、御  
広敷御用人勤山口右源太江相付、今日之御礼申上退席、  
夫より滑川江参り、

御氏神并御先祖江拜礼仕、直ニ罷立、筑後殿江見廻、  
夫より浄光明寺江参詣、今和泉江御礼見廻、夫より福  
昌寺江参詣、重富江見廻、夫より垂水江吹聴として見  
廻、夫より伊織殿江見廻候而、七ツ過帰宅、

一拙宅今朝も見廻衆段々有之、八ツ後より親類中は勿論、  
近隣并兼而被致出入候面々、且表御家座并御勝手方・  
御軍役方・御家老座書役之内四五人ツ、相招、男女惣  
人数七十余人、八拾人ニも及候半、誠ニ多人数ニ而賑  
々敷致祝候、拙者当家江引越以来、是程之慶事無之、  
尤無双之事ニ付、別而大祝ひいたし候、乍去吸物二ツ、  
取肴は人数ニ応し<sup>〔頭注〕</sup>「以上原書欠ク」追々差出し、一汁三菜、膳部・菓  
子・高麗餅・引物も軽相調差出、兎哉角都合も出来候

而、仕合之至候事、

一およし殿事、当月朔日不塩梅より滞在、追付順快ニ候  
得共今以滞在、今日も能折柄ニ而、納戸ニ而祝酒振廻  
候事、

一十二月八日、福昌寺江

<sup>〔島津丹直老〕</sup>  
芳蓮院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代参

但御惣霊様江御代参

着服服紗・小袖・半袴

右之通六ツ半時分相勤、夫より月香院・深固院・大興  
寺江参詣、帰り掛周防殿・静洞殿・川上矢五太夫殿等  
江、先日御肴等被下候御礼旁見廻、四ツ時出勤、八ツ  
過退出、

一同九日、出勤、退出より興国寺江参詣、帰り掛島津求  
馬殿・島津豊後殿・鎌田圖書殿江見廻、夫より隆盛院

へ清鏡院様御墓参いたし、七ッ過帰宅、

十二月十一日、福昌寺江

圓徳院様

觀光院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拝

但御惣靈様江御代拝

着服服紗・小袖・半袴

右之通相勤、出勤、八ッ過退出也、

一 およしとの弥順快ニ付、今十一日被罷帰候事、

一 今日江戸江飛脚相立候付、左之通御方之様江御礼申上

候事、

一 筆致啓上候、

宰相様 本文料紙小奉書折紙

御前様 御銘々様江三通ニ相認

若殿様益御機嫌能被遊御座奉恐悦候、然は私儀去六日、

以

御名代、御家老御役被

仰付、御役料高千石被下置、重疊難有仕合奉存候、御  
礼申上度各様迄如是御座候、何分茂御取成頼存候、恐

惶謹言、

十二月十一日

新納駿河  
久仰判

末川近江様

鳴津右門様

一 筆致啓達候、

(島津齊興女子)  
勝姫様

(島津齊彬女子)  
篤姫様

本文料紙小奉書折紙

御銘々様江三通ニ相認

(島津齊彬女子)  
晴姫様

愈々御安全被遊御座奉恐悦候、然は私儀去六日、

以 御名代、御家老御役被

仰付、御役料高千石被下置、重疊難有仕合奉存候、御

礼申上度各様迄如是御座候、何分茂御取成頼存候、恐

惶謹言、

十二月十一日

新納駿河  
久仰判

末川近江殿

嶋津右門殿

一筆致啓達候、

本文料紙小奉書折紙

御銘々様江九通ニ相認

(島津重豪女子)  
柔正院様

(島津重豪女子)  
親姫様

(島津重豪女子)  
眞華院様

(島津重豪女子)  
桃齡院様

(島津齊宣女子)  
總徳院様

(島津齊宣女子)  
寵姫様

(島津齊興女子)  
晴雲院様

(島津齊興女子)  
順姫様

智鏡院様愈々御安全被遊御座奉恐悦候、然は私儀去六

日、以

御名代、御家老御役被

仰付、御料高被下置、重疊難有仕合奉存候、御礼申上  
度各様迄如是御座候、何分茂御取成頼存候、恐惶謹言、

十二月十一日

新納駿河  
久仰判

末川近江様

島津右門様

一筆致啓達候、

本文料紙中奉書折紙

御銘々様江四通ニ相認

中津

左衛門尉様

松山

隠岐守様

福岡

美濃守様

八戸

遠江守様、益御機嫌能被成御座奉恐悦候、然は私儀



嘉永6年

今般御家老御役被 仰付、難有仕合奉存候、此段為可  
申上各様迄如是御座候、以御序宜御取成頼存候、恐惶  
謹言、

十二月十一日

新納駿河  
久仰判

中津

生田四郎兵衛様

奥平長門様

山崎主馬様

逸見志摩様

奥平垣磨様

福岡

榎橋又之進様

浦上數馬様

吉田久馬様

野村隼人様

立花平左衛門様

松山

竹之内久六様  
竹内八九郎様  
八戸

川勝内記様

木幡文内様

逸見元次郎様

中島武兵衛様

一筆令啓候

本文料紙中奉書折紙

(島津齊宣女子)  
隨真院様愈々御安全被遊御座奉恐悦候、然は私儀去ル

六日、以

御名代、御家老御役被

仰付、御役料高被下置、重畳難有仕合奉存候、御礼申

上度御自分迄如此候、恐惶謹言、

十二月十一日

新納駿河  
久仰判

小野仁兵衛殿

本文料紙小奉書半切銘々江差出ス、

一筆致啓達候、弥御堅固珍重存候、然は拙者儀去六日、  
以

御名代、御家老御役被

仰付、御役料高千石被下置、重疊難有仕合奉存候、此  
段為可得御意如是御座候、恐惶謹言、

十二月十一日

新納駿河

久仰判

末川近江様

鳴津右門様

一十二月十五日、今朝当家御氏神并御諏方社・靈社様・  
大黒尊天等、且又御先祖様方江、金子百疋ッ、進納い  
たし、今般難有被 仰付候付、心願相立置候、左候而  
木之氏村御諏方社・飛諏方社江、当屋敷より奉納物礼  
いたし、同断心願相立置候事、

一同日、大中様江今般重御役被仰付候ニ付、乍無調法者  
(島津貞久)  
心之及相勤申度、就而は

御国家御安全、御武運御長久之儀奉願度、昨日金子三  
百疋差上、御靈膳進上仕度旨用達を以申遣候処、住持

常龍受合ニ付、今朝四ツ前参詣仕候処、

御靈膳差上、御経読誦いたし具候ニ付、其内相詰御経  
相濟、

御焼香致拝礼退席、左候而御靈膳下差出候ニ付、頂戴  
いたし罷立候事、

一十二月廿日、筑後殿より於御家老座、左之通被仰付候、

新納駿河

右は長崎表江異国船渡来、万一援兵等被差出儀於有之  
は、近江在旅中惣備之大将被仰付候事、  
右之通被仰付候間、御請申出置候事、

十二月廿日

一同日、御用人小笠原轍より直申渡之筋を以、用達江左  
之通、

新納駿河

右若年寄御役被 仰出、御礼相済居候処、其後御家老  
御役被仰出、御礼不相済候得共候而茂大目付以上之儀  
(マモ)

は御礼不相濟候而も、進上物被仰付候間、来年頭当御役付御太刀進上被仰付候、此旨求馬殿被仰候、以上、

十二月廿日

一十二月廿三日、福昌寺江

慈眼院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惚霊様江御代拜

着服服紗・小袖・半袴

右之通相勤候而出勤、八ッ退出、

一十二月廿五日、八ッ半時分、

上様蒲生より吉野筋御帰殿、御機嫌能被遊御着候事、

右ニ付翌廿六日、三役一所ニ御近習江罷通、伺御機嫌

申上候事、

一同日、御帰殿ニ付、唐辛一籠・玉子一籠、御土産とし

て御小納戸を以拝領被仰付候、尤三役同断ニ而候由、

依之御側役翌日武兵衛江相付、一所ニ御礼申上候事、

一十二月廿七日、佐土原より左之通到来候事、

一筆啓上仕候、然は貴殿様江寒氣為御見舞、淡路守よ

り鴨二可致進覽候付、兼而申付越候付而、此節差上申

候、右之段為可申上如斯御座候趣、宜敷御心得候、誠

惶謹言、

酒勾求馬

景命判

新納巨

久秀判

山田鞆負

清輝判

澁谷直記

久福判

新納駿河様

参御用達衆中

一十二月廿八日、御直元服被仰付、新城之主鳴津要人二

男三十郎事嫡子成ニ而、今日御直元服被仰付、拙者理

髮被相頼候ニ付相動候、三十郎事主計と拝領也、且又市田友孺事も元服有之、筑後殿理髮ニ而候事、

一十二月廿九日、豊後殿より拙者儀今般当御役被 仰付

殊更御軍役方掛迄も被仰付候付而は、則より行列等初、諸手当事茂可有之、就而は小高ニ而可及心配候半存付候間、差過たる事候得共、御内々達 御聴候処、其通ニ茂可有之、兼而致精勤由ニ茂候間、宜敷取計可遣との趣、御側役堅山武兵衛を以て御沙汰被為在候付、極内金貳百兩頂戴被仰付候旨致承知、何共恐入難有仕合次第奉存候旨御礼申上置、左候而右御金直渡之筋ニ而、奥掛書役堅山郷之丞より用達江被相渡候、尤極内之御取計ニ付、同席江茂不致吹聴候、豊後殿江之<sup>(関)</sup>玄喚迄見廻御礼申置候事、帰宅之上、御氏神并御先祖江奉告、璞心院様其外家内之面々江は、早速相弘難有承知奉り候事、

〔貼紙〕

原書〔朱書〕  
「左候而右御金直渡、以下ナクシテ突然左ノ一葉挿入有之候事、」

御書面令拝見候、仍蘆北表之退百姓為被召帰、加藤殿より被申候哉、可相帰之由被仰付候、去々年通ニ皆々帰り申候、残而罷居候は於彼方角不忠仕事はしらんで、縦爰元ニて被討果候共罷帰間敷由申候、殊更出家など迄も百姓と申て日記ニ書乗候、ケ様ニ内之角々迄も細々書記申事不審候、如比儀は当時御用ニ不罷立候共、境目ニ罷居候役々被成御尋度無其儀、御返事被整候、乍恐不致合点併以糺明忝人成共可相帰候、以下ナシ

〔次ハ〕

一十二月廿八日、御直元服等云々ニテ別物ナリ（綴違ヒナラシモ未タ入場不明ナリ）

十二月廿九日

一同日、地頭所申良役々、寒中并歳暮之為祝儀・祝物持参、見廻候事、

一おせつとの事、此間滞在ニ而候へ共、先日彼之方江被帰、今晚又々此方江被参滞在ニ而候事、

嘉永6年

一十二月晦日、鹿之間之格を以、於御家老座左之通、

浄光明寺

新納駿河

右之通掛被

仰付候

十二月

筑後

右之通被仰付候間、御請申上置、御側役山口直記江相  
付御礼申上置候事、

一今日八ツ打候而、暮之御祝儀三役一所ニ御近習江罷通  
り、例年之通申上候、左候而御吸物・御銚子・御肴被  
下難有頂戴いたし候、諸事御小納戸差引ニ付、同断御  
小納戸江相付御礼申上相下り候事、

一今日、豊後殿事、九ツ半時分より御前江被為 召、八  
ツ半比ニ茂被相下候ニ付、同席退出ニ而候、然とも拙  
者儀は居残り候様承り候ニ付、其通り罷在候処、今日  
御沙汰之趣段々有之、豊後殿来春御供ニ而出立之後は、  
御用筋何茂可次渡等之趣茂御沙汰被為 在候間、其通  
承知仕置候様被申聞、恐入奉存候事、

新納久仰雜譜

嘉永七年寅正月ヨリ  
同年八朔迄

〔久仰雜譜六嘉永七年甲寅  
正月ヨリ十二月迄〕

嘉永七年甲寅正月より

一 正月元日曇間々微雨辛丑

今朝六ツ半時分出勤、全日五ツ半時分御供揃七本御道具ニ而御対面所より御出、五社江御参詣ニ付

御出・御婦館之節御対面所御駕籠台涯江罷出候、尤当

月拙者月番故也、左候而若年寄嶋津登殿・大目付頼娃

織部殿も拙者江引次被相詰候、

上様、御着服御長袴・御股立被遊候、五ツ半過比御出、九ツ過御婦殿有之、御先達ハ筑後殿長袴ニ而被相勤候、拙者杯ハ半切上下ニ而候、左候而、御参勤御供之御家老嶋津豊後殿ニも御供被相勤候事、

一 御婦殿後暫御間有之、

御座之間江 御出座、御一門方御礼毎之通被為 請、左候而、

御書院江 御出座、御城代豊後殿・御家老石見殿・拙者持参太刀一列着座、 御土器銘々頂戴被

仰付候、左候而拙者儀月番之席江相詰、若年寄・大目付毎之通持参太刀着座無之御土器頂戴有之、拙者持参

太刀着座之内八ツ打候事、

右相濟、於唐子之間御側役江相付御土器頂戴之面々一所ニ御礼申上置候事、

八ツ半時分諸事相濟候ニ付、夫より御概掛若年寄嶋津登殿一所ニ外御庭江相廻り候而

御馬乗初之御規式ニ相詰候、七ツ半時分御馬場江被為入直ニ御馬躡雲左輪三返被遊候御鏡御馬預川北十郎、

- 御口御馬乗野村太左衛門・玉置七太郎相勤候、右相濟御茶屋江被為、入御規式上り候、引次御厩屋掛り御用人川上右近、御馬預惣人数・御馬乗・馬医・御口之者頭江、御流頂戴被、仰付候間、拙者・登殿ハ御敷込江相詰候、七半時分相濟直ニ退出いたし候事、
- 一 右退出より南林寺江參詣、日置屋敷江見廻帰宅、  
一 帰宅後家内中規式毎之通取はやし候、且おせつどのも年内より滞在ニ付、猶又賑々敷、尤当年頭拙者難有被仰付、初而之事ニも有之、かた／＼祝ひ候事、
- 一 右相仕廻役人始家来共江盃共遣候儀、例年之通、  
一 御祝儀客ハ多人敷略之、
- 一 正月二日、五ツ半時分出勤、四ツ過  
御座之間御出座御講釈初、教授山田十介相勤候、大目付以上拜聞、右相濟教授并助教江御通頂戴被仰付候ニ付、御座末江拙者相詰候、右諸事相濟四ツ半時分退出、一 右退出より上方・下方諸所、尤嘉參等いたし七ツ半時分帰宅、
- 一 今晩藏開キ規式毎之通、用頼長野源助・林父子相招候事、
- 一 正月三日、五ツ過出勤、四ツ時分  
御対面所江御出座、一所持并家格且又地頭等迄例之通持參太刀并諸士諸組与力迄  
御目見等相濟御書院江  
御出座是亦家格之面々持參太刀都而首尾能相濟候、右之御規式中拙者月番持前之通相詰候、
- 一 七ツ過又々御対面所江  
御出座、御講初之御式毎之通ニ付拙者儀御先立相勤候、大鐘時前相濟候、御入、無程拙者共退出也、
- 一 正月四日、五ツ半比出勤、八ツ退出、今日より寺院等登、城毎之通御目見ニ付月番持前ニ相詰候事、  
一 今晩江戸より極々急キ飛脚到着、当年、御參府之御時節四月中と被仰出置候得共、正月中旬旬御国元御発駕被遊候様、江戸表ニ而御老中阿部伊勢守様より被仰渡候

段到来ニ付、今日則来ル十六日

御首途同廿一日御発駕被遊候段被仰出候事、

一 今晚山田壯右衛門被参候、而段々御用談也、四ツ過被婦候、且肴料金貳百疋預送候事、

山口直記江相付申上置候事、

一 正月六日、今晚八ツ過お久どの平産男子誕生、母子共平安也、  
但当年拙者四十八歳、お久四拾歳也、

一 正月五日、五ツ半時分出勤、八ツ退出、今日寺院并諸郷々士年寄等御目見毎之通、

一 右ニ付産穢之届樺山伊織殿江用達を以申出不参也、右ニ付左之通、

一 今日於御家老座、鹿之間格を以左之通被仰付候、

御自分事産穢ニ而候得共、御用差支候ニ付、穢被成御免候条、明日より可被致出勤候、此旨申達候、以上、

一 琉球掛

正月六日 樺山伊織

一 琉球産物方掛

一 御改革方御内用掛

新納駿河殿

新納駿河

右之通ニ而上包あり折掛宛書也、

右掛嶋津豊後

私事、産穢ニ而候得共、穢被成御免候付、明日より致出勤候様被仰渡趣奉畏候、以上、

御参勤御供ニ付、在旅中

掛寄被

正月六日 新納駿河

仰付候、

正月 伊織

樺山伊織様

右ニ付御請御礼伊織殿江申上置、左候而御内証之御礼

右之通料紙小奉書半切ニ相認、上包美濃紙折掛ニ而宛書等也、



一 今日地頭所串良役々為祝儀見廻候、人数左之通、

郷土年寄  
松下半年次郎

組頭  
平山善兵衛

地頭横目  
永谷直助

郡見廻  
中原作左衛門

鹿屋  
小田直左衛門

柏原浦役  
萩原半兵衛

一肴 現

一酒 現

一鶏卵

右郷土年寄組頭より

一肴

代錢四百三拾文

一酒

代錢四百拾六文

一鶏卵

右地頭横目より

一肴

代錢六百八拾八文

一酒

代錢六百六拾四文

一鶏卵

右郡見廻庄屋より

一肴

代錢六百八拾八文

一酒

代錢六百六拾四文

一蜜柑

右柏原浦役より

一肴

代錢四百三拾文

一酒

代錢四百拾六文

二籠

一折

一樽八盃之賦

二籠

一折

一樽

一籠

一折

一樽五盃人之賦

一蜜柑

一籠

右唐仁町浦役・野町部当より

右之通年頭祝儀地頭方江

一肴

一折

代錢四百三拾文

一酒

一樽

代錢四百拾六文

一鶏卵

二籠

右地頭横目松下蒼胤・永谷直助より御家老役被仰付

候為祝儀、

惣合代錢五貫貳百五拾八文

合玉子八籠

合蜜柑二籠

右之通差出候事、

右之面々召出し逢候而盃共遣し、於役所吸物・酒并五

ツ組飯共差遣し候事、

一正月七日、五時出宅福昌寺江

(龜津直家母)

正覺院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤夫より出勤、八ツ退出、

一今日四ツ後御座之間江

御出座、若菜御祝儀御一門方大目付以上并奥向御役人

限り申上候付、其節拙者御一門方之御取合相勤候事、

一今日鳴津下總殿より日置也、二階堂源太夫を以、彼方

内用向頼入之御家老無之候ニ付、拙者承與候様との事

ニ付、一往は辞退いたし候へ共強而承候付其意ニ応し

置候事、

一正月八日、今日豊後殿より重富并加治木・垂水・今和

泉・種子屋敷所帯改革方内用被承候へ共、御供ニ而旅

行ニ付留守中拙者承候様被申候ニ付、是以一往は辞退

いたし候得共強而承候付其意ニ応し候事、

一 正月九日、上様今朝六時御供揃ニ而尾畔辺江御鷹野初

として御出被遊、嶋津登殿ニも御供被仰付候由、左候

而大鐘過御帰殿之届承候事、

一 今日於御家老座、鹿之間格を以左之通被仰付候、

唐物取締掛

新納駿河

右掛嶋津豊後

御参勤御供付、在旅中掛寄被

仰付候、

正月

石見

右之通被仰付候間、御内証之御礼堅山武兵衛江相付申

上置候事、

一 正月九日、此節豊後殿在旅中琉球掛寄被仰付候付、在

番具志川親方・聞役新納太郎左衛門連名ニ而、従国王

被申付置候趣を以、焼酎一壺差送り見廻有之候事、

一 正月十日、上様今日福昌寺・浄光明寺・寿国寺・南林

寺迄

御参詣被遊候事、

一 今日於御殿、伊織殿より拙者事、明日四ツ時御用致承

知候、外ニ嶋津登殿も同断也、

一 正月十一日、五半比出勤、八ツ退出、

一 今日御用ニ付罷出候届、御用人嶋津藤馬を以申出置候

処、今日之御式事相済候以後、於鹿之間左之通被仰付

候、

指宿

新納駿河

右之通地頭所繰替被

仰付候、

正月

伊織

右之通御側御用人高田十郎右衛門引進ニ而被仰付候、

且亦嶋津登殿江串良地頭被仰付候事、

右ニ付御内証之御礼堅山武兵衛江相付申上置候事、

一 今日石見殿嫡子嶋津右膳殿事、当番頭御役被仰付、其

外段々御役替等、都合式拾四五人も有之候事、

一 今日四ツ時御対面所江

御出座御吉書之御式御右筆有川直次郎相動候、其節御相伴として拙者并伊織殿兩人罷出候、左候而例之通御本膳御土器等致頂戴候、引統御鎧之餅御規式も相詰、其節三ツ肴并猪之御皿并ひれの御吸物致頂戴御土器も同断也、

一 表御規式相濟於唐子カラコの間、御鎧之餅致頂戴候、是は餅之御汁并御小皿ニ猪肉二切盛り、御盃相掛有之御酒致頂戴候也、且亦於梅之間、表之御鎧之餅致頂戴候、是は御吸物計ニ而大目付以上罷出、物頭差引也、

一 御側女中御中臈ひて事、今日若年寄格勲方は迄之通被仰付候付 御直仰渡之筈候へ共御取込ニ付、大奥御座之間ニ而御名代ニ而被 仰渡候間、筑後殿御名代拙者席詰ニ而 御名代より若年寄格と計被相達、拙者より御書付読渡候、御側御用人伊木七郎右衛門其外御年寄被相詰候事、

一 今日地頭所繰替被仰付候ニ付、退出より伊織殿江御礼見廻候事、左候而帰宅後難有被仰付候心祝ひ兼而、出

入之面々并おいつさま御出被下相祝ひ候事、

一 正月十二日、豊後殿御供ニ而出立ニ付今日はハッ後より脇田辺迄乗廻し相企、豊後殿・筑後殿・石見殿・伊織殿・登殿并書役五六人召列差越、脇田百姓家借入立宿ニ而弁当も相披キ緩々酒共給へ夜入五ツ前打立罷帰候事、

一 帰宅之処旧臘廿三日江戸被差立候飛脚、只今到着之由ニ而御用封差出候間、則近所平田直助招呼 御書は則泊番之御側役江差出、其外御用封は銘々名前之通差遣候事、

一 此節出生之男子弥盛人、今日一七日ニ相成候間、幼名安之助（介）と相授、先例之通七夜之祝ひ共いたし、今昼よりおよしとの被參候而今晚泊り也、

一 正月十三日、今日江戸江間之飛脚被差立候ニ付、左之通申越候事、

一 筆致啓達候

若殿様益々御機嫌能被遊御座奉恐悦候、然は私儀一昨

鳴津右門様

十一日地頭所指宿江御繰替被

一筆致啓達候、弥御堅勝珍重存候、然は拙者儀一昨十

仰付難有仕合奉存候、御礼申上度各様迄如是御座候、

一日地頭所指宿江御繰替被

何分茂御取成頼存候、恐惶謹言、

仰付、難有仕合奉存候、此段為可申述如是御座候、恐

〔朱書〕  
「本文料紙小奉書折紙」

惶謹言、

新納駿河

〔朱書〕  
「料紙小奉書切紙」

久仰判

正月十三日

新納駿河  
久仰判

末川近江様

末川近江様

鳴津右門様

一筆令啓達候、弥御堅固珍重存候、然は拙者儀一昨十

一筆致啓達候、

一日地頭所指宿江御繰替被

宰相様益御機嫌能被遊御座奉恐悦候、然は私儀一昨十

仰付、難有仕合奉存候、此段為可申述如是御座候、恐

一日地頭所指宿江御繰替被

惶謹言、

仰付、難有仕合奉存候、御礼申上度各様迄如是御座候、

〔朱書〕  
「料紙小奉書切紙」

何分茂御取成頼存候、恐惶謹言、

正月十三日

新納駿河  
久仰判

〔朱書〕  
「料紙小奉書折紙」

鳴津右門様

正月十三日

新納駿河

久仰判

末川近江様

一正月十四日、今日出勤、八ツ退出、今日九ツ過 御前

江被為

仰付候、

召候段御側役堅山武兵衛ニ而致承知候ニ付、直ニ罷出候処

正月

豊後

御休息所御机江御寄掛り被遊居候処、御机涯江ひと

右式通被仰付候、御請御礼豊後殿江申出置、左候而御内証之御礼御側役堅山武兵衛江相付申上置候事、

罷出候様承知仕候ニ付相進ミ候処、御軍役御手当之儀段々被 仰付、其外御内用之儀も段々承知仕候、左候而御軍役方之儀ニ付委細之

一拙者当御役被仰付候御礼、明十五日被仰付候旨、今日直承知之筋を以御用人嶋津藤馬殿より用達江被相達候由左之通也、

御ケ条書茂御直渡被遊候、尤極御内用之儀も有之候ニ付御側江は誰茂詰居無之候、暫し之間罷居候而相下り候事、

正月

登

一今日於御家老座、鹿之間格を以左之通被仰付候、

大砲船御造立掛

右御礼被仰付候段は先日より内々致承知居候間、進上物代銀等之儀今日御本丸并玉里江も上納相仕廻置候事

新納駿河

一次郎四郎事、左之通致承知候、

右之通被 仰付候、

正月

豊後

御用之儀候間明十五日五時可被罷出旨、筑後殿依御差図申達候、以上、

新納駿河

正月十四日

島津藤馬

右来々辰年

新納次郎四郎殿

御參勤之節琉球人被召連御參府被遊候付、右取調掛被

右ニ付御受書毎之通差出候事、

口上覚

一 正月十五日、五ツ前出勤、八ツ退出、四ツ過御座之間江

御出座、月次御礼、引次拙者御役之御礼二之間末より

五疊目ニ御太刀目録奏者番猪飼御太刀尚香相伝、同

四疊目江拙者罷出御礼、其節新納駿河御役之御礼と披

露有之候ニ付、直ニ相下り候事、

右ニ付御内証之御礼堅山武兵衛江相付申上置候事、

一 御出座前以次郎四郎事、左之通被仰付候、

一 当番頭

一 御役料米貳百俵

一 奏者番兼務

新納次郎四郎

右之通御役被

仰付御役料米被下置候、

正月

筑後

右之通難有被仰付候間、同席方江御礼申上、且又御内

証之御礼御側役堅山武兵衛江相付申上置候事、

私事、今日当番頭御役被仰付難有仕合奉存候、依之御  
序之節御太刀進上仕御礼申上度奉願候、右之趣被仰上  
可被下儀奉願候、以上、

寅正月十五日

新納次郎四郎

口上覚

私事、今日当番頭御役被仰付、難有仕合奉存候、依之  
御序之節誓紙被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可  
被下儀奉願候、以上、

寅正月十五日

新納次郎四郎

覚

一 当番頭

一 御役料米貳百俵

一 親駿河持高貳百八拾八石四斗四升壹合壹夕四才

外ニ

千石親駿河御役料高

一 居所千石馬場親駿河一所ニ罷居申候、

一 当年貳拾三歳

右は私事、今日当番頭御役被仰付候付、明細帳為御見合此段申出候、以上、

正月十五日

新納次郎四郎

一今日御軍役掛御用人嶋津藤馬ニ而左之通名代勤被仰付候処難有次第也、

中之嶋

諏訪數馬組  
御小姓組

林庄之助

右之通来卯春代在番申付候条可申渡候、

正月

駿河

右は拙者名前ニ而候得共、七嶋在番一紙ニ而申渡有之候ニ付右之通也、

一今日次郎四郎難有被仰付候付、祝ひ相調候、客人男女六十人余も相及候得共、名前略ス、別而賑々敷被祝候当分お久産屋込リニ付万事手支にて候事、

一正月十六日、出勤、八ッ過退出、今日

御首途、御名代嶋津豊後殿江被仰付候、四ッ時打切り御殿より被相勤候、九ッ過又々御殿江被罷出候付席々

謁ニ而御役人限り御祝儀有之候事、

一明十七日、於吉野御軍役御備組之調練 御祝有之、拙者儀備組惣大将ニ而差越候筈ニ付、今日より段々御手当申渡置候、諸士等は今晚四ッ九ッ時分より追々打立組之集等之手筈有之候事、

一拙者儀も帰宅後より行列其外諸手当取込ミ候事、

一正月十七日、晴天、今晚大鐘時分出宅、拙者儀惣勢ニは無構差越六ッ過吉野江参着候、行列は御定之大旗卷本・馬印卷本・鉄砲式挺、士拾卷人其外用具為揃候、乗替馬も為率候事、

一惣勢は夜前九ッ過より諸所集場江相揃、組頭・物主ニ而引立未明ニ吉野江参着之由、

上様五時御供揃三本御道具ニ而四ッ過比吉野江被為人、直ニ調練相初候付、拙者惣大将之場ニ出張候、右之御備組一仕切相濟嶋津登殿惣大将ニ而レジメンドの備調練有之、大体八ッ過比相濟候、上様無程御立、磯御茶屋江被為



入御滞在被遊、明日櫻島江御渡海大砲船御造立之場江被為

入御見分被遊候筈之由奉伺候事、

一 今日調練ニ付而は三役方若年寄月番求馬殿・大目付織部殿跡詰ニ而、其外無残御棧敷末之間へ相詰拝見いたし候、今日之戦兵千貳百拾七人其外役目之者余多也、毛頭怪我等無之上都合也、上様御立後無程被帰候事、一 拙者儀は、惣勢引立之以後登殿一所ニ打立罷歸り、帰着は日入ニ相成候事、但拙者儀用達ハ勿論新納瑞策并用頼等自分ニ召列差越候事、

一 正月十八日、於御家老座、鹿之間格を以左之通被仰付候、

新納駿河

右当六月

(島津重年)  
圓徳院様百回忌御法事ニ付御用掛被 仰付候、

正月 石見

新納駿河

右当七月

(徳川家慶)  
慎徳院様御一周忌御法事ニ付御用掛被 仰付候、

正月 石見

一 今日御小納戸を以、同席中一同御品々頂戴仕候、直承知之筋を以用達江被相渡候、

一 海苔 二 帖

一 山葵 一包

一 花昆布 一箱

右之通致頂戴候間、同席一所ニ御小納戸伊集院藤九郎

江相付御礼申上置候事、

一指宿役々共今日初而祝儀ニ見廻候事、

一 正月十九日、上様昨暮時分櫻島より御帰殿被遊候由ニ付、今日三役中一所ニ伺御機嫌申上置候事、

一 今日八ツ後豊後殿方江琉球飛船之御用封到着之由ニ而御軍役方書役相良弥兵衛・永田與右衛門七ツ後持参ニ付披見之処、去十二月十四日より同廿三日迄廿六日ニ掛アメリカ船八艘渡来、追々江戸江差越候船揃之由勿

論交易筋等願立ル含之趣ニ而、外ニ何ぞ異変之体不相見得趣之問合ニ付、一通披見いたし直ニ右之書役共へ為持、泊り番之御側役を以 御前江差上候、然処書役共為待被置、右之問合被相下、夜入五ツ半時分又々持參にて、今晚より 公辺江之御届書取仕立、明日四時分草案差上候様、尤明日八ツより内々極々急ぎ飛脚差立候様致承知候間、則より右之書役共取しらへ余程隙取候事、

一 正月廿日、出勤、七ツ過退出、

上様明廿一日弥御発駕ニ付御殿向至而取込ニ而候、左候而今八ツ打直ニ拙者老人御前江被為

召、段々御用筋御書取を以被仰付置候間、半時位も罷出居候、尤先日被為 召候御休息所ニ而候事、登殿ニも拙者罷出候以前ニ被為 召候而、御軍役海防一件等被仰付候由、

右次第ニ而拙者儀は先日も被為 召、段々御内用被仰付、今日も又々右次第ニ付而は、何共無調法者難有次

第身分ニ余り候事共也、同席中ニ而も豊後殿事は度々被為 召候由候得共、其外ハ当御在國中全無之由也、

一 正月廿一日、快晴、今朝五時出勤、八ツ退出、

上様御機嫌能四ツ半比御立被遊候、御立前於御座之間、同席一所ニ御目見直ニ御前江相進ミ、御意承知仕候而相下り、引次若年寄・大目付一役ツ、御目見相濟、直ニ御立被遊候間、拙者月番ニ付、

御駕籠台涯江相詰候、

御先立石見殿也、左候而御跡より御楼門外江罷出、御行列拜見いたし引入候事、

一 今日御発駕之御祝儀、席々謁ニ而申上候事、

一夕方江夏十郎御内用之儀有之被參候而夜入被帰候事、

一 正月廿三日、寿国寺江

(御律寄宣達也)  
蓮享院様御忌日年始ニ付

大守様御代參

宰相様御代拜

嘉永7年

但着服のしめ・半袴

右相勤夫より出勤、八ツ退出

一種子鳴彈正殿事於種子鳴、去ル十二日病死之由ニ付退  
出より為悔見廻候事、但内実は去ル三日ニ御死去之由、

然共

御免駕等之儀も有之候ニ付差扣之事也、

一 正月廿四日、拙者此節琉球掛寄被仰付候ニ付、在番具  
志川親方今朝五時初而見廻、尤聞役新納太郎左衛門同  
伴也、右ニ付送物目錄左之通、

覚

扇子 一箱

藤盃 十

十錦太碗 十

紺地縞細上布 二端

紺嶋細上布 二端

縮緬紅 二卷

白條綸 一本

天青骨緞子 一本

太白砂糖 一籠

焼酎詰 一双

以上、

右見廻ニ付会釈左之通也、

一茶

一煙草盆

一茶菓子 練羊かん  
きんとん饅頭 八寸膳ニ受

一吸物すまし鯛ひれ

掛盃

銚子

一中皿差身鯛生り猪口甘酢

掛盃

銚子

一吸物 ミそ魚  
するめ

一挾肴 昆布

一盃 取替し一通也

具志川親方

以上、

右之通相濟候処直ニ罷立候ニ付、書院三之間迄送り候事、

右ニ付夕方具志川親方江肴一折・酒一樽今朝之為礼、

口上書差遣候事、

一 相川浦賀江去ル十日より十一日迄兩日ニ掛異国船七艘渡來之由、同十二日出之町飛脚今曉到着、江戸より之間合等相達候、右ニ付兼而被仰付置候一組之人數全体明廿五日并明後日ニ掛、戦兵諸郷より九拾六人、諸役者は鹿府士被差登候筈之事ニ付、今日之左右ニ而、明日立を今日、明後日立は明日ニ被差立候段、今日則申渡相成、諸人大騒キニ而候事、

一 正月廿五日、指宿役々拾四人、此節地頭職被仰付候為祝儀見廻候間、毎之通逢候而盃共遣し役所ニおひて吸物・酒・飯共差出候事、

一 正月廿六日、福昌寺江

(勲筆重宝繪等)  
玉貌院様御忌日ニ付

太守様御代參

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服熨斗目・半袴

右之通相勤夫より出勤、ハツ退出、

一 今日初雪相見得候ニ付、在番具志川親方より左之通安否為尋贈り有之候也、

一 蒸羹 一箱

一 焼酎砵 一双

右之通送り有之候、雪見得候節は定式ニ一度ツ、右之両品を以尋有之由ニ脇方より及承候事、

蓋裏書

寛延二年己巳四月十三日改之者也、

寛延二年己巳正月七日佃織右衛門所より出火、当家居宅無残及類焼、重宝之外寿老人等碩・筆・掛物一幅床ニ掛置候を海老原庄蔵格護有之、且又小座江召置候時計玉を迦し台は捨置、次郎四郎持出候由、

右曾祖父品君自記

此時計何れの時より所持する事不分、然とも頭ニ書記す通り久品君の自記あり、箱裏書の通り其涯台廻り改作ニて、ことし百有六年に及び、損し居候諸所都而取繕ひ、箱外廻り塗方いたし置候、右次第火難をも相避ケ古来之道具ニ付後年鹿抹有之間敷者也、

嘉永七年寅二月

新納久仰

一二月朔日、今朝淨光明寺江

(爲津忠久巻)  
貞嶽院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣霊様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤夫より出勤、八ツ退出、

一二月二日、当分番所江召仕置候、湯之尾郷士赤川宗十

郎事、昨晚樺山伊織殿所江通達次渡として差越候処、同朋とも引留焼酎共寄合候処、及沈酔夜更罷歸候時分、三官橋川筋江倒れ込候哉ニ而、其段橋口權藏方より此方紋付之挑灯を証拠いたししらせ有之候ニ付、早速下人共差遣候処、いよ／＼宗十郎ニ而別而沈酔、何も正体無之様子ニ而、列婦候而も不語之様ニ相見へ居、殊ニ帯居候脇差無之、是以何方江振り捨候も不相知、旁至極不埒之至ニ付、今日暇差出し、左候而以後当屋敷江出入不相成段、用頼長野源助・林庄之助を以申渡、則今日引取らせ候事、

一二月八日、在番具志川親方新納太郎左衛門同道ニ而、被参候内意事有之ニ付而也、左候而送物左之通、

覚

御扇子 一箱

藤御菓子皿 十

石之盃 壹枚

水色大檜垣紗綾 一端

紺地嶋細上布 一端

紺嶋細上布 一端

鶴檀子 一枚

太白砂糖 一籠

焼酎砵 一双

以上、

具志川親方

一二月十一日、福昌寺江

圓徳院様御忌日

(島津寄形男子)  
觀光院様御同断ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣盡様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤候事、

之人数大坂迄被差越候、戦兵は諸郷より九拾六人、役

掛之者ハ御城下より物主は嶋津藤馬江被仰付、今日半

方被差立半方は明日之筈也、藤馬殿并御軍賦役永田新

八郎・御軍役方書役永田直右衛門明日出立之筈也、

一二月廿四日、おせつとの事此内より滞在ニ而候へとも

いまた内婚も不重整ニ付、来ル廿七日日柄宜敷候付、

祝申度旨伊地知小十郎を以内記殿方江申出置候処、其

通納得之段昨日小十郎被参候而返答承候間、今晚道具

共取寄せ候、長持二ツ・たんす大小外ニ丹荷類被遣候、

おせつとのハ当月朔日より彼方江被参居候而、昨夕方

此方江被参滞在也、

一二月廿五日、今日より拙者儀奥之方納戸江引移り道具

共運び方いたし、明後廿七日より寢席と相定、本宅之

方納戸はおせつどの江相渡候考ニ而候事、

一二月廿日、此節浦賀江異国船渡来ニ付、為御用心一組

一二月廿七日、今日日柄宜敷候ニ付、おせつとの盃取替

し為致候、右ニ付八ツ後より内記殿御夫婦并御舎弟信次郎殿・二男家基太村助左衛門・用頼井之上弥兵衛相招候而別而手輕祝ひいたし、何品も取遣り等は不致候、

右ニ付此方ニ而も新納主祝殿・伊地知小十郎・東郷一介・新納次郎九郎とも相招候、尤およしとの早々より

被参おいつさまニも御出被下、酒事賑々敷いたし候事、

一安之介事も今日久保田諏方社江初而宮参いたし、右之祝ひも相混シ候間、かた／＼幾久敷と致祝ひ候事、

一二月廿八日、聖堂釈菜江相勤候付、六ツ過出宅例之通

執行有之、

宰相様御代参兼相勤候、

御名代嶋津下總殿ニ而四ツ前相濟候也、夫より出勤月次御礼相濟退出、

一退出より今和泉屋敷江為悔見廻候、安藝殿御事五六日以前より御不例之処、内実は一昨廿六日夜七ツ過御養

生不被為叶候得共、今日御弘め有之右之通也、夫より重富并種子江茂見廻悔とも申置罷帰候也、

一二月廿九日、今晚安藝殿私領江引越ニ付、用達見立として差遣候也、

一三月三日、四時出勤、九ツ退出、当分太守様ニは安藝

殿死去ニ付、

御忌内之事ニ付、出仕之面々熨斗目ニ不及登 城席々

謁ハ有之候事、

一宗家久仰の君農国の政知る司位ニのほり給ふを賀し奉りて

遠祖の高き御影の今見へて

栄行く宿に立ける幸草

時升

右之通嘉永七年寅三月四日 徳之島花徳村配所より遣しけるなり、

一三月八日、福昌寺江

芳蓮院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤候事、

一今晚五半時分出火之由ニ而相騒キ候ニ付、何方ニ而候哉と存居候内、南林寺大鐘護摩所茂早鐘撞出し、諸所火之見板木も真一時ニ打出し候ニ付、直ニ支度いたし候処、下町中程疾火勢強燃立候ニ付直ニ出宅、当分御兵具方御蔵御立替中之訳ニ而、御兵具都而客屋内江御格護ニ付、此所大切と存客屋江出張候処、客屋 御成門之直通り下町中程火勢強大相成、最早人手も難行届焼弘め、風は西北より相吹居候ニ付、追々焼弘まり候間、矢張り客屋江罷在候処、石見殿・伊織殿等も追々出役有之、然処無程客屋下小路迄焼出し彼辺都而焼払候ニ付、夫より三人列立御樓門迄罷出暫時罷在、夫より金藏并御作事方江相廻り浜手江出張遠見いたし候処、広小路辺は焼払ひ浜手迄火相廻り、産物方御蔵屋敷并木綿織屋等は相残居候間、無難ニ有之候得かしと

祈居候、其時分風は北東風之様相成、木綿織屋等は風上ニ候へとも火勢強大ニ有之候故也、瞬息之間ニ下会所之土藏家も火掛り、追々焼立候処、其火先キ産物方御蔵屋敷板藏等江燃付、追々火勢強、其砌水藏江長崎廻用之禪腦樽沢山有之候処、右江火相付敵敷火勢ニ而夫故近比出来之土藏へも火相掛り、終ニ御焼失、唐菓種・唐反布沢山焼失相成、何万両之御金高ニ候哉、算数も及かたき御損失苦々敷次第、且又木綿織屋も同時ニ火相掛り、是も土藏并同地所計相残り板藏并織機等は都而焼失、然共土藏相残り候段反布は焼失無之、左候而津畑迄都而焼払候ニ付、夫より又々下町之方江相廻り見候処、何方も無残焼払ひ、石燈籠通迄ニ而留り、夫より内は浜手迄無残焼失、大鐘時分先鎮火ニ成候間引取候、下会所は先年長崎武右衛門と申者造立いたし候土藏作之丈夫成家ニ而、度々之大火ニも無難之事候処、此節は焼失いたし諸事苦々敷筆紙ニ不及候事、

一三月十日、近所中之馬場居住野間吉左衛門へ八疊敷之



板藏売物有之、代金八両ニ先日相求置一昨八日より引直し方地面取拵ニ打立居候処、同夜大火ニ付、昨日は大工日用共差支ニ而、今日より又々打立候、右ニ付御作事方下目付黒田平八事内々検者ニ相頼候付、一昨日今日も被參候而終日下知被致候事、

一三月十一日、先夜大火ニ付今日江戸江急キ飛脚差立候事、

一拙者乗馬去秋牽入置候黒栗毛乗合不宜候ニ付、立替度存居候処、今日加世田之者望ニ付、宮里孫之進世話ニ而代金六両貳歩ニ相究引渡候、左候而代り馬ハ孫之進実兄谷村九郎右衛門乗馬黒鹿毛三才、相応之馬柄ニ付所望いたし置候、いまた引入ハ不調候得共、代料も八両壹歩ト相究置候事、

一三月十三日、板藏引直ニ付今日軽キ地突いたし候事、

一三月十六日、八ツ退出より石見殿一所ニ種子屋敷江參

候、尤先日より承居候趣、当分彼方改革向拙者承候、殊ニ近々より松壽院殿初何れ茂種子嶋江渡海之筈ニ付夫より内御逢被成置度との事ニ而候、外ニ友野市助・二階堂源太夫亭主前北條織部・種子嶋加次右衛門・種子嶋休藏・新納休右衛門等也、左候而夜入五ツ前罷立婦候事、

一三月十八日、先日約束いたし置候、谷村九郎右衛門乗馬黒栗毛先日より預り置、当物等もよろしく候間、今日代金引結迄も相済めもらひ置候事、

一三月十九日、内記殿方江今日八ツ後より此方家内中參吳候様、先日より承居候間八ツより參候、尤次郎四郎・お久ニ而おせつとのハ昨日より参り居被申候、璞心院様・おゑつなとハ留守番ニ而候、外ニ伊地知小十郎・林仲之丞・茂右衛門等ニ而、彼方ハ嶋津縫殿殿夫婦并基太村助左衛門・伊藤彦助其外末家并用頼等也、左候而夜入四ツ前比罷婦候、此方よりは今日兩種迄持參

也、彼方より次郎四郎江奥國平作之延先キ脇差被贈与候事、

一 先日より打立居候、板藏今日柱立方いたし候事、

一 三月廿一日、八ツ退出より産物方本座并御蔵屋敷見分として友野市助・三原藤五郎・書役上村十左衛門・山口喜三右衛門等召列差越候、尤本座引続之筑地御茶屋地江御蔵等も引直し相成候へ、可然候半、内吟味も有之旁見分也、

一 三月廿三日、福昌寺江

(島津重豪宅)  
慈照院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代参

但御愼霊様江御代参

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤候事、

一 三月廿五日、去ル六日江戸江

御参府之御左右一昨日御到来ニ付、今日月次御礼罷出候面々御祝儀有之候事、

一 下町大火ニ付段々御届向且は小路弘め方等之内吟味いたし候付、今日急飛脚差立豊後殿并山田壯右衛門江内々之問合も遣置候事、

一 三月廿六日、福昌寺江

(島津重豪齋室)  
玉貌院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代参

但

御愼霊様江御代参

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勉候事、

夫より演武館江出席、今日是我初大番頭以上・以下共御役人中并無役大身分末子迄、於犬追物場砲術稽古と相唱、調練手当いたし置候間、我々無残若年寄・大目

付も無残出席、周防殿も御出被成候、四ッ過より初り八ッ前相済候、惣人数三百五拾人位有之、誠ニ存外之多人数にて拙者共大慶いたし候事、

一 三月廿七日、朝雨昼より晴ル、今日いろは丸と申三本

柱拾八反帆之御船於磯新御造立有之、先日成就ニ付乘

試として四ッ過出宅、上築地江立宿いたし登殿・三原

藤五郎其外御船奉行橋口左衛門其外下目付等出会、

橋船より本船江乗り花倉前迄走り方いたし、彼所江暫

淀を入繋り居、夕方ニ成三本共帆を引上げ、其外やり

出しの帆なども都而引上げ走り方いたし、暮前下津畑

江上陸、夫より焼跡など見分いたし暮過帰宅也、

一同日 今朝在番具志川親方、聞役新納太郎左衛門同伴

ニ而被参候而内意事有之候、右ニ付送り物左之通也、

覚

御扇子 一箱

金御火炉 一

彩色御太碗 十

縮緬紅 二卷

紺地嶋細上布 一端

太白砂糖 一籠

焼酎砧 一双

以上、

具志川親方

一 三月廿八日、去ル廿三日長崎江亦々おろしや船三艘渡

来之由、昨朝御付人より申遣候間、今日江戸江急キ飛

脚差立候事、

一 三月廿九日、物置板蔵昨日迄ニ而成就ニ付、今日より

道具共入付候事、左候而黒田氏は外ニ段々修甫ともい

たし候間、今暫は検者相頼置候事、

一 四月朔日、五ッ出宅、興国寺昨年より御造替御取付ニ

而、先日惣成就ニ付、今日見分いたし候、寺社奉行北

郷男吏殿・御趣法方御用人友野市助・中村新助其外御

作事奉行・御細工奉行等出役也、四ツ時分相濟、帰り掛堅野焼物所江差越見分いたし、暫ニ而相濟、夫より出動、八ツ退出、

一 四月二日、四ツ後打立木綿織屋江立宿ニ而、登殿待合書役山口喜三右衛門・福永直之丞召列櫻島瀬戸村ニ而御造立之琉大砲船中程之出来ニ成、明三日中卸しいたし夫より海中江浮へ置惣成就之由ニ付、見分として差越着船掛居付之所ニ而見分いたし候、彼方掛り御船奉行長崎勘介始第一主取之田原直助以下多人数相詰居候尤三原藤五郎今朝より差越居候、左候而今晩拙者瀬戸村藏之丞所江一宿いたし候、宵之間は登殿・藤五郎以下段々被參候而賑々數咄共いたし候事、

一 四月三日、今朝五時分御造立場江差越候、最早何も仕合有之候ニ付、直ニ卸し方取付候処、誠ニ無滞安らかに卸り候而一同大慶いたし候、此節御発起之大船ニ而何様之事ニ可有之哉と存居候由なから、右次第無此上

吉兆ニ候由、左候而御船奉行初掛り御役々一同江夫々御祝ひ料共被成下候手筈藤五郎へ申達置、御船見分相濟又々旅宿江引取候、左候処段々見廻衆有之候事、

一 右御造立場江先達より、伊豫宇和島御家中梁川壯左衛門と申者并下役三四人御船方見習として差越居滞在ニ付、昨夕方弁当持越候泡盛并干菓子・鱈糍焼共用達を以差遣置候為礼見廻候間、暫時面会いたし候、大体之人柄とは不見及余程立派成男ニ而候事、

一 今朝より雨ニ而候得共、追々小降り相成昼時分晴上り候付、八ツ時分より出船罷帰候、七ツ時分野尻村前迄參着ニ付同所台場并大砲射場共見分いたし、横山村迄歩行いたし、夫より乗船日入過下町津畑江着船、直ニ上陸、書役共は中途より着帰り、銘々帰宅也、

一 長崎江先月廿三日渡来之異国船同廿九日出帆いたし候由、問合今日船中ニ而相達候事、

一 四月五日、左之通願出候、

口上覚

大口之内持切在江内用之儀有之、嫡子新納次郎四郎此  
涯為差越申度御座候間、日数十五日御暇被成下度奉願  
候、此旨御申可被下候、以上、

寅四月五日

新納駿河

願之通御暇被下候、

四月

筑後

右之通今日則御暇被成下候事、

一 今曉大鐘時分下人共酒狂致、尤博奕等之事ニ付用頼林  
父子も即被参糺方ニ而夫々慎せ置候事、左候而今日八  
ツ後下男三助・八太郎・作右衛門三人西田町格護江召  
入置候事、

一 四月六日、次郎四郎事、長野源助同列ニ而今曉打立大  
口江差越候、今晚は溝邊泊り之賦リニ而陸路差越候、  
然処終日小雨ニ而難儀ニ候半と存候事、

一 板蔵引直しは先日相濟候得共、台所座江十式帖敷土路  
木屋出来いたし度手当いたし候処、是亦今日迄ニ而大  
体相濟候、黒田平八事は迄相頼候、左候而今兩日相掛

候ハ、何も相濟可申候間夫迄頼置候、大概三十日毎日  
之参り被申候事、

一 四月八日、四時福昌寺江

(島津所直意)

芳蓮院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但

御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勉候、左候而帰り掛川上矢五大夫殿所江立寄  
致支度替、夫より出物蔵屋久嶋方御細工所新椿蔵御作  
事方并御築地御茶屋跡四書板木摺所等江見分として差  
越候、尤中村新助其外御役々出会ニ而八ツ前相濟夫よ  
り帰宅、

一 四月十一日、吉辰ニ付安之介昇今日より相立候、出し  
はいまた不出来候事、

一同日在番具志川親方より安否尋として太白砂糖一籠贈り有之候事、

一四月十六日、下男共不埒之儀有之、先日三人格護所江召込候節、右之内八太郎道具為致格護候節ニ而候半、八太郎自金次歩式朱致紛失候由ニ付、此内より用頼なとへ内分穿議いたさせ候処、当分召仕置候下男金次郎盜取、其外段々不宜手筋相頭候ニ付、手留ニ而今晚糺方いたし候様仲之丞・茂右衛門等江相達、何れも出會一同之下人共も為致糺方候処、金次郎事八太郎自金盜取候事ハ勿論、其外当屋敷入用ニ而取入置候七部板・五部板・四部板迄も段々盜取、住居所内へ忍へ置候段相頭、且不埒筋之儀外ニも相頭重疊不届之次第ニ付、今晚番付召置、明日も手鎖ニ而咎目申付咎ニ相決置候事、

一四月十七日、昨日京都より之問合相達候由今日承り候は

禁裏御所去ル六日午刻仙洞御所より出火、辰巳之風烈敷直ニ御所迄茂火相移り段々類焼多く、翌七日迄も都而之鎮火ニは不相成候得共、下火ニ成候旨同日未之刻御留守居田尻次兵衛より之問合ニ而候、近衛様御宸殿は屋根廻り取崩し無御別条候由、驚入仕合也、御所炎上ハ天明七年比有之、其節は近衛様迄も御類焼之由也、

一四月十八日、四ツ時福昌寺江

(島津奇異也)  
寶鏡院様御忌日付

宰相様御代参

但

御窓靈様江御代拝

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勉候事、

一今日七ツ後次郎四郎并源助等主従大口より無滞罷歸候事、

一夕方東郷左太夫被參候、都之城家中共一向宗門徒致執行候段相頭、右ニ付格別之家柄も右ニ加候申掛有之段

相頭内々預相談候事、

一 四月十九日、黒田平八事此内板藏引直し等旁大儀相頼候付、小倉袴地一反・真米老懐今日為礼分差遣候事、

一 四月廿日、五ツ時分出宅砲術稽古所江出席、今日より

一 組ツ、六組之砲術致見分候、今日一番組ニ而十二号令手数より備立等之調練迄有之、惣人数三百弍拾人余ニ而候、尤筑後殿・矢五太夫殿且海岸惣頭取下總殿ニ茂出席有之候而九ツ過相済候也、

一 四月廿二日、今日も稽古所江出席二番之稽古見分いたし候、惣人数弍百八拾人余ニ而候事、

一 四月廿四日、稽古所江出席三番組稽古見分いたし惣人数三百三拾人余ニ而候事、

一 四月廿四日、御家老座書役勤野元一郎事今日急ニ而致着候、然共一郎親傳左衛門事三日以前病死いたし候付、

御館ニ而右之趣承り驚入、早々帰宅いたし候付、段々問合書書役助之上村彦四郎致持参候、且御勝手方之間合は前田傳左衛門致持参候事、

一 四月廿五日、先月末定式中急被差延、今月四日ニ江戸被差立、今日八ツ前到着、右之便より山田壯右衛門より御用封被差越候付致開封候処、同人添書を以、御直書被成下候間、頂戴可仕旨被申越、封し込有之候ニ付難有頂戴仕候、当御役被 仰付候初而右次第也、御書面別而奉恐入候御文意也、

一 大迫源五事亡父源七不命之仕合ニ而、御小姓ニ而候得共退役いたし居候処、今日御勘定方小頭御役被仰付候事、

一 四月廿六日、玉貌院様御忌日ニ付

福昌寺御霊屋江

太守様御代参

宰相様御代拜

但

御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、夫より砲術方江出席四番組砲術見分いたし候、惣人数式百八拾人余ニ而候大目付矢五大夫殿也、

一今日御役替十人余有之、石原龍助・折田八郎兵衛御船奉行被仰付候、右伺候段々

御沙汰之趣有之及心配居候処、伺通被仰付安心いたし候次第也、

一四月廿八日、四時より砲術方江出席、五番組之稽古致見分候、人数四百式拾人余ニ而候、大目付鎌田圖書殿ニ而候、八ッ過退席、

一帰宅後野元一郎被參候、先日急ニ而致下着候得共、父傳左衛門相果忌中ニ而引入居候へ共、忌御免被仰付、殊ニ明日飛脚立ニ付、豊後殿より拙者江被申越候御用筋も有之、

御前より私方江被仰付越候御用も有之、今日得と致承

知候上、御請等申上候事共有之、長談ニ及び候而夕方被帰候也、

一四月廿九日、今日定式中急キ差立候付、先日頂戴之

御直書御請其外豊後殿江返答とも段々相認差越候、尤御請等之儀は山田壯右衛門方江頼越候事、

一去ル三日之御細書仙波氏御取伝を以相届忝致拜見候、弥御安全被成御勤務珍重奉存候、扱は

御道中筋且京都表之御模様共奉伺難有奉存候、殊更今般

御内約をも被為 整候御儀、千鶴万亀恐悦御同意奉存候、段々京地御親敷御都合向とも乍蔭難有かり奉り候御事ニ御座候、

一御発駕ニ付、御内々進上物仕度御頼申上置候処、御発駕前願御都合有之、其儘御披露被下候処

御旅中御取入物料之内江御格護相成候由、細々被仰越趣別而難有致承知候、偏ニ御取成故、右様御都合相成候儀と厚御礼申上候、



一御地巫人長々滞船何共御邪魔の儀と奉存候、公辺御  
役方御配慮之御事候半、何とそ御良策有之、早目之退  
帆候得かしと吳々奉合掌候、

一当御地大火以後何茂無事ニ而難有奉存候、市中江は段  
々御救筋被仰付、一統難有かり奉り候儀と奉存候、

一御用筋別封を以申上候間、何分御舍居御都合ニ寄候ハ  
、宜敷御取成之処万々奉頼候、全愚慮之一己ニ而申

上候ニ付、少々ニ而も不都合御存寄も御座候ハ、無  
御遠慮御示教可被下儀訳而奉頼置候、

右は御懇書之御答、且何寄成宝鑑御患投被下、御繁務  
中御厚志不浅忝奉存候、至極之宝帖と致秘蔵候、御礼

深々申上置度如是御座候、乍末筆時分柄相成候ニ付、  
猶御自愛被成度専一奉存候、私も無異相勤罷在候間、  
乍慮外御安意可被下候、尚追々万事可得御意奉存候、  
恐々謹言、

〔未詳〕  
〔嘉永七年寅〕

四月廿八日

新納駿河

山田壯右衛門様

一四月晦日、五ツ過より砲術方江出席、六番組稽古致見  
分候、人数三百七拾人余ニ而候、石見殿・大目付頼娃  
織部殿ニ而候事、

一大口家米黒木源七并実弟中馬林八、用向有之申遣置候  
処、今日役目白坂十右衛門・川畑源右衛門付添出府届  
申出候事、

一五月朔日、大口家米黒木源七并実弟中馬林八事江口嘉  
兵衛跡養子一件ニ付、不届之仕形有之候ニ付、此節召  
呼今日用頼を以糺方為致候、右ニ付役目之者共も不行  
届有之候間、是亦心得為承候事、

一五月二日、四時福昌寺江  
〔島津重豪〕  
智光院様御忌日ニ付

太守様御代参  
宰相様御代拜

但

御惣盡様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤夫より出勤、八ッ退出、

一 大口家来黒木源七并中馬林八事、今日御借揚屋奉願召込置候、左候而白坂十右衛門・川畑源右衛門事ハ、屹度叱置、此節は差免置候段申聞置候事、

一 八ッ後新納次郎九郎被參候而被申聞候は、当家之末家新納權右衛門事廿六ヶ年以前身持不埒ニ有之、親類共依願德之嶋江居住被仰付置候得共、最早程久敷相成、立直り候旨、此内より及承候旨先比御赦免之儀奉願、御免相成其段申遣置候処、此節上帆夜前前之濱江小廻し船より致着候ニ付、右次郎九郎相頼宿元迎も無之候間、何様いたし可然哉之旨段々成行承候間、赦免之儀も拙者肝いり、尤往々之儀も夫々仕付可致世話考ニ而候故、今晚則拙宅江差越候様、尤遠鳴人之事ニ而刀大小も無之、着類とても単一枚ニ而、殊ニ十二歳罷成男子老人実子ニ而難捨置列登り候旨も承候間、則次郎九郎へ取計相頼、古着一枚取入実子茂宜敷取計何分此方江列越、此涯当家江逗留いたし候ハ、追々仕付之儀は

世話可致旨申聞、船元江差越候処、暮過次郎九郎同伴いたし差越候付、前条之通此方江留置候、男子は勝太郎ト申十二歳ニ而父子共至而壮健之体ニ候、左候而父子共直ニ差料大小之手当もいたし、勝太郎事は追々此方之家来子分ニ而も可為致旨も申聞置候事、左候而次郎九郎等緩々咄ともいたし被帰候事、

一 五月三日、夕方大口郷士新納五郎右衛門此節竹木見廻被仰付候為御請、出府いたし候由ニ而見廻候、右五郎右衛門事御用向有之、招呼度存候折柄ニ而幸之事情、子細は江口嘉兵衛跡養子一件前条人数は勿論差引頼置候、新納武兵衛事は宜敷様取計こそいたし可吳候処、却而如何敷次第も有之候ニ付、木之氏村差引之儀は断申達、跡差引右之五郎右衛門江相頼度段、地頭代伊地知喜十郎(季通)・年寄有村隼治を以申込候様ニと白坂十右衛門・川畑源右衛門等帰便より申遣置候処、今日不凶都合幸之儀ニ付拙者より直ニ細々申込候処、受合之段承届仕合之事ニ候、

一 黒木源七事当分庄屋勤ニ而候処、右次第不届之儀ニ付庄屋差免、跡役之儀は川畑源右衛門是迄役柄之儀候へ共、庄屋役申付候事、

一 五月四日、在番具志川親方より端午之為祝儀、焼酎砧一双贈り有之候事、  
右ニ付此方よりも肴一折・酒一樽差遣し祝儀申入置候也、

一 五月五日、今日安之介初而之節句ニ付、嶋津内記殿・島山藤次郎殿・島津右膳殿其外表御勝手方書役共五六人新納四郎右衛門・次郎九郎等且おいつさま・およしとの・袖うらとのなと相招き少人数ニ而賑々敷祝ひいたし候事、

一 五月六日、二階堂志津馬殿事、此内より病氣之処養生不相叶一昨四日死去之由昨昼しらせ有之候へとも、昨日之儀は祝ひニても有之候ニ付差扣置、今日三日ニ相

成候間拙者一日遠慮いたし出勤不致候、尤従弟之続ニ而候へとも、志津馬殿他家養子ニ付着掛等ニ無之候故右之通、

一 五月七日、大口家来共之内役目久保田可市・弓削與右衛門・松坂平七用向有之申遣置候処、今日差越候届申出候間、則用頼を以江口嘉兵衛跡目一件申談之趣相糺候処、白坂十右衛門・川畑源右衛門申分同断ニ而一向不調法之段申出候ニ付、今日は先召留置候而追而何分可申渡旨申聞置候事、

一 五月十日、五ツ過出宅福昌寺江

開山忌ニ付

恕翁様御霊前江

太守様御代参且又

(島津宗信)  
慈徳院様

(島津新直)  
大慈院様

(島津重豪女子)  
廣大院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服麻袴

右之通相勤、開山忌付御膳下共致頂戴候事、

一五月十一日、ハツ後より砲術稽古所江出席・石見殿・

登殿大目付頼娃織部殿ニ而郷士以下稽古致見分候、

一諸郷士貳拾人

但御当地在合之分

一御納戸与力六拾人

一右同御小人九拾人

一御兵具方与力三拾四人

一右同足輕百七拾老人

一御広敷与力四拾八人

一右同足輕七拾四人

一諸家中八拾五人

都合五百五拾貳人

右之通大鐘時分相濟退席、

一五月十四日、昨朝宮里孫之進世話ニ而市成栗毛之子青

毛四歳ニ相成候馬、恒吉生立ニ而足振りも至極宜敷候

旨昨日より借馬いたし置、今朝砂揚場稽古ニ次郎四郎

乗越候処、鉄砲ニも不驚至極宜敷由候付、今日弥引入

候筋ニ相決し、是迄召立置候栗毛ハ右馬喰ヘ代金六兩

ニ相究讓渡、左候而此節青毛ハ代金拾兩ニ相究増金四

兩直ニ今朝長野源助を以引結為致候、馬主は西田町之

金次郎と申者ニ而万事宮里世話也、

一五月十六日、此節下町大火ニ付、堀江町通平野屋井戸

小路八間幅ニ広め方并広小路下手若宮社後辺御春屋前

町家之方等、都而小路広め方江戸表より被 仰出候ニ

付、此内より御役々内見分有之、今日は御役々出会拙

者見分致具候様申出候付、ハツ退出より差越下町会所

ニ而御役々相揃昼飯共給へ、右諸所見分いたし大鐘時

分相濟、松原通より御役々相分れ引取候事、

一五月十九日、夕方東郷左太夫殿被參候而、都之城家来共奸悪之儀ニ付内談承候事、

四ツ後御到来ニ付、於水仙之間三役一統拜見いたし、例之通御記録奉行江引渡御格護方申渡候事、

一五月廿日、今朝倉山作太夫殿被參、是亦都之城一件相談承候事、

一五月廿五日、今朝東郷左太夫被參候、都之城家来奸悪讒訴之者共四人、一昨日召捕座敷取拵召入置、追々糾方有之手当之旨承候事、

一同日在番具志川親方より氷砂糖一籠安否尋として贈り有之候事、

一五月廿二日、先月末定式飛脚昨日八ツ前着いたし、右便より山田壯右衛門状相届、仙波氏を以被相渡致開封候処、

一五月廿九日、今日定式中急差立候ニ付、江戸山田等江段々御用筋申越候事、

御直書ニ而極々御内用重キ式ケ条承知仕候事、

一今晚九ツ時分御軍賦役野村彦兵衛被參候而、異国船老艘大東より西之方へ向キ、今朝五ツ時分より通船とは見得候得共、漂居候由串木野より届有之候段承候ニ付、

一右便より周防殿江被遣候、

彦兵衛儀は石見殿江参届申出置、夫より御殿江出諸御手当共いたし候様申達置候事、

御直書も私江拜見可被仰付旨被仰越、是亦今日御殿上之間ニ而周防殿より拜見被仰付候事、

一五月廿四日、去々年十二月御転任之口宣 宣旨、御記録奉行汾陽喜次郎・中御小姓小播壯八郎才領ニ而今日

一六月朔日、今晚も御軍賦役坂本彦五郎等参り異船之届承候事、

一今日四ツ早目出勤、異船一件石見殿申談、御軍賦役福

島半次郎・書役田代孫九郎今朝打立候而京泊辺江差越候事、

一今日淨光明寺江

貞嶽院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但

御愼靈様江御代拜

着服麻袴

右之通相勤候旨四ツ打切り退出候事、

一右勤濟より興国寺江御墓参いたし、今日は芳樹君御一

周忌且(新納久命)顯高君も二十五年忌被為成候ニ付、来月九日致

執行筈候得共、今日ニ相混於興国寺御法事いたし、尤

大口泉徳寺ニ而も致執行候様申越置候付、双方ニ而相

調候、右ニ付次郎四郎并用頼長野源助・役人勤篠原傳

藏今早朝より興国寺江差越相詰させ候、右次第ニ付拙

者は御牌前江拜礼且御墓参等ニ而罷帰候事、

一今日御法事ニ付為供物左之通、

一金式百疋

一納米壹俵

一野菜一折

一酒一樽

一仏木二本

一作花二生

一蠟燭拾挺

右之通差遣候事、

一拙宅御牌前江も興国寺代僧并伴僧老人被差越致誦經貫

候、左候而類中并兼而出入之面々ハツ後より相招飯共

振廻候、人数三拾人余ニ及び候、畢竟当御役之訳也、

一異国船今以京泊沖より加世田之沖、且甌島之方江掛間

切り居候由、今日中も諸浦々より追々届有之候事、

一六月二日、異国船同断沖中漂居候由、今日中も段々届

有之候事、

一七ツ後宮里孫之進被参、栗毛馬壹疋引せ被参候、是は

阿多之黒江兵右衛門銅馬ニ而売馬也、次郎四郎乘馬用

ニ吟味候事也、

席江致出席、御用筋御用人同様取扱候様被仰付候事、

一六月三日、今日靈社様御祭毎之通社人相頼相調候事、

一六月九日、圓徳院様百回御忌御法事於福昌寺今日より

一異船今朝迄も久志・秋目・穎娃等之沖江間切り居候由追々届も有之、先日より昼夜御軍役方詰通、今晚も四

御執行有之、拙者掛りニ而候へ共今日筑後殿被相詰候事、

ツ過書役共拙宅江届として参候事、

一今朝上村十左衛門召呼、都之城家来共之内混雜一件相

一六月四日、異船同断也、左候而山川・佐多之沖之方江相廻り候様早々届有之候事、

談いたし候事、

一六月五日、今晚五時分田中源五左衛門琉球より上帆、

一六月十一日、今日福昌寺御法事満散ニ付、五ツ前出宅相詰候、左候而御寄合等迄八ツ時分相濟直ニ帰宅いたし候事、

一今御当地着之段届旁として被参候間、直々面会いたし候処、四月十七日琉球出帆之由候得共、大嶋江長々滞船今晝山川上着只今着之由也、尤在番奉行郷田仲兵衛并新在番谷川次郎兵衛、且守衛方川上式部等之間合御用封等数通持参也、左候而四ツ過被帰候事、

一今日七ツ後東郷左太夫、引統永田與右衛門被参候、皆都之城家中一条ニ而候事、

一六月七日、田中源五右衛門御鉄砲奉行御趣法方御用人

一六月十二日、都之城一向宗一条今日石見殿も平和之差図いたし給り、別而拙者も安心いたし、且大目付方江内々口合置候趣も今日相分り、旁致安心候仕合也、

一六月十三日、今晚四ツ時分琉球より之御用封山川より到来也、当月八日琉球出し也、其趣当月二日江戸近海下田出之亞米利乾船火輪船二艘、昨七日琉球江来着之趣共申越有之也、

一同日在番具志川親方より太白砂糖一籠、安否尋として贈り有之候事、

一六月十七日、七ツ後汾陽次郎右衛門大島より只今上着いたし候とて、届かた／＼として見廻候ニ付暫時致面会候也、

一六月廿日、新在番嘉手納親方より煙豚一肢・焼酎砧一双、安否尋として贈り有之、且又具志川親方より之塩豚一重・焼酎砧一双、宿元より到来之由ニ而贈り有之候事、

一六月廿一日、圓徳院様御百回忌被為濟候、御法楽有之六ツ過出勤、八ツ前相濟候、毎之通退出也、

一六月廿二日、今朝新納休右衛門被參候、左候而海老原宗之丞より

靈社二十七之御歳旦と申伝候、二十七東風と発句之詩一章ニ

誰か為の名ならば身より惜むらん

との歌取合有之、懷紙小掛物先年帖佐爲右衛門より被致所望海老原秘藏之由、然共海老原家にては却而恐多候付、拙家江遣置度此内より合も有之候へ共、是迄都合も無之処、先比より宗之丞悴宗之進儀ニ付、内願有之度々休右衛門等を以被申越候機会を以、今日此方江被遣候、右次第ニ付当家江致奉納置度趣被申越候付、右通之志ニ而候得は別而不淺儀ニ付致受納置候由、挨拶旁休右衛門江相頼置、右之懷紙は預り置候事、

一今晚五時分、琉球より古在番郷田仲兵衛上帆只今着之段届として被參候間、直ニ致面会候、届として琉球表之儀細々承り心配之事共なり、

一筆致啓上候、御渾家様益々御機嫌克被遊御座大悦奉存候、然は旧臘 尊君様御儀御家老御役被為蒙 仰、



誠ニ以御昇進恐悅至極奉存候、乍恐奉歎候、依之微少  
之至奉存候得共、別紙之通御祝詞之印迄奉進上之度候  
間宜御笑納可被下儀奉願候、先は右御歎申上度如是御  
座候、恐惶謹言、

〔朱書〕  
〔嘉永七年寅〕

三月廿一日

畠山助右衛門

新納尊君

覚

一御扇子五本入

一箱

一御肴料金百疋

一封

一奈良晒

一端

右今般御昇進御祝詞之印迄奉進上候、御笑納可被遊

候、以上、

三月廿一日

畠山助右衛門

新納尊君様

一筆致啓達候、時令無御障弥御堅固御家内方ニも御  
同様被成御座珍重存候、於当方拙者無異罷在家内中  
茂無事御座候、乍慮外御安意可被成候、扱去夏以来

御細書且又素麴沓箱被懸、御意段々入御念候儀とも

忝存候、其砌早速御答礼旁可申入之処取紛御無音罷

過候、心外之至り候、又々旧臘難有御役替被仰付候

為御歎、早速御細書且御肴料金百疋・扇子沓箱・奈

良晒沓端被懸、御意度々入御念候儀不淺辱致受納候、

誠ニ此節之転役無調法者冥加之至御座候、乍筆末貴

家御揃御安全ニ而去夏

上様御通行之砌、御子息様ニも最早御目見先例之通

無滞相濟候由、誠ニ目出度存候、弥御成人御家内中

御満足不過之存候、乍遅引御祝儀申上候、先は右旁

為可申入如此御座候、恐々謹言、

〔朱書〕  
〔嘉永七年寅〕

六月廿二日

新納駿河

久仰判

畠山助右衛門様

尚々当時難凌暑氣御座候得共、弥無御障候半珍重存  
候、御家内御一統折角無御差障様御自愛專一ニ存候、  
将又御肴料金百疋・唐扇子沓箱・白地嶋細上布一反

御祝儀申入候驗迄致進覽候、左候而此方家内中より  
御伝筆等之御礼宜申上候様申出候付、取束旁如此御  
座候、御家内様へも宜御申伝可給候、

一六月廿二日、新在番嘉手納親方江上国之祝儀として肴  
一折・酒一樽差遣候事、且又具志川親方江肴折・酒  
一樽・素麵一折暑氣尋として差遣候事、

一六月廿三日、福昌寺江

(島津重豪)  
慈照院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但

御窓靈様江御代拜

着服麻袴

右之通四時相勤別勤也、

一八ッ後東郷左太夫被参候、都之城一件也、

一七ッ後御目付御裁許掛平田清右衛門琉球より上帆、只

今致着候とて届旁被参候間、直々面会いたし琉表之事  
共承候事也、

一今晚四時分、御家老座書役勤堀與左衛門琉球より上帆  
只今着之由為届被参候間、直々面会いたし、当月十七  
日アメリカ提督と琉役々約定書相認印判迄も押調取替  
し相成候段、是迄十余年は色々之難題も相凌居候得共、  
此節は難遁終ニ約定書取替し相成候段、御役々一統申  
訳無之旨與左衛門を以細々承候、尤郷田仲兵衛・平田  
清右衛門よりも細々承居候へ共、猶又與左衛門より逐  
一申出候、誠ニ残念之次第なから無是非仕合也、左候  
而九ッ半時分與左衛門帰候、尤郷田・平田は去ル十八  
日朝出帆堀は同十九日出帆之由也、

一六月廿四日、先月廿九日江戸被差立候飛脚今朝到着、

山田より状到来ニ付致開封候処、

御直書封し込添書を以被成下候間、可致拜承候旨被申  
越候也、

一六月廿六日、堀與左衛門事急ニ而明後廿八日差立、琉球之形行江戸江御届申上候手筈ニ而、今日共御用筋大キ取込いたし候事、

一大口家来黒木源七事不届ニ付、御借罕江召入置候処、昨日欵致卒死候由ニ付、今日願之上出卒、死体親類共江為取置引渡させ候事、

一七月三日、福昌寺江

(烏津重家)  
大信院様御施餓鬼ニ付  
御代参相勤候而別勉也、

但

着服長袴也、

一七月四日、五ッ過福昌寺江

御靈々様御施餓鬼ニ付

御代参相勤候而夫より出勤、八ッ退出、

但

着服長袴也、

一七月五日、家来又木元右衛門事、当春下町大火之節逢類焼、此節家作いたし候付、御法違之家作ニ而は有之間敷ヤ、序を以御役々見分之儀中村新助江頼置候処、今日御法違ニ無之段承り届候事、

一同日佐土原より

粕漬鯉一桶・酒一樽、文箱相添被差越候、尤暑中尋也、

一七月八日、今朝五ッ過新在番嘉手納親方初而見廻有之

候間、会釈例之通手当いたし送り物左之通、

覚

御扇子

一箱

藤盆

十

十錦太碗

十

紺地鳴細上布

二端

紺嶋細上布

二端

縮緬紅

二卷

紕滑大綸子リンス

一本

天青漢府緞子

一本

太白砂糖 一籠

焼酎砧 一双

以上、

嘉手納親方

右之通初而見廻ニ付送り有之也、

一同日当年宮古島下大和船積穀半方新粟を以相渡候様被

仰付、且又出切焼酎へり欠取締一件ニ付願之趣有之、

願通被仰付為御礼、在番嘉手納親方聞役連名ニ而見廻

且贈り物左之通、

覚

御扇子 一箱

鍬鉋火炉 一

紺地嶋細上布 二端

紺島細上布 二端

色唐紙 一帖

以上、

嘉手納親方

新納太郎左衛門

一七月九日、福昌寺江四ツ時

大慈院様御施餼鬼付

太守様御代参

宰相様御代拜

着服長袴

右之通相勤候付別勉也、

一父上様今日御年回被為当候得共、御法事は先比相仕廻

置候付、今日御代参帰り御墓参迄いたし候事、

一入來院平馬殿事此内より私領家政向段々氣儘之儀有之

候由及承居候処、親類中より依願座敷取拵夜前入付有

之候由承り候事、

一七月十日、今日出勤、九ツ過退出、夫より磯御取添内

反射炉并高竈御取仕立、且蒸氣船御造立等旁為見分差

越候、当分折角之御取立也、御趣法方友野・福崎等初

御役々同断也、且島津登殿も致誘引候事、左候而大鐘

時分彼処引取銘々帰宅、

一今日帰宅之処都之城家来共、此内混雜之一件ニ付、段

々拙者も預心配最早頓と平治いたし候付、今日中抑東郷一介を以て厚挨拶有之、馬具等品々預送候也、

目録左之通、

御馬具

轡

一間

手助

二掛

三階房

二掛

泥障

一掛

泥障之緒

一掛

御茶

二壺

御肴

一折

御樽

一

以上、

一七月十一日、当春より大坂迄為守衛被差越置候、島津

藤馬殿・御軍賦役永田新八郎・御軍役方書役永田直右

衛門其外役掛并戦兵諸郷人数迄一統、先月廿五日大坂

出帆船々跡先ニ而右三人只今着いたし候とて、八ツ過

届旁被参候間、則面会いたし候也、

一七月十二日、例年御心付藏方今日申渡相成拙者も出水  
与

藏方名代勤被仰付候事、

一同日新古在番嘉手納親方・具志川親方より大官香三把

・太白砂糖一籠ツ、盆用事として送り有之、是以定式

之事ニ而候由、脇方より及承り候なり、

一七月十四日、十五日、出勤不致、兩日共諸方墓参共い

たし候事、

一七月十六日、佐土原之富田六兵衛・能勢隼太内用之儀

有之、先日より参り居今日拙宅江も参り度承候付、其

通不苦旨申入置候処、七ツ後より新納四郎右衛門・宮

里十兵衛同道ニ而参り緩々いたし、夜入四ツ時分帰り

也、

右ニ付富田・能勢より中鯛二枚・半切代五百枚・酒二

樽持参也、右内用は淡路守殿所帯改革之内願也、

着服麻袴

一 七月十八日、別勤ニ而七ツ前より南泉院江出席いたし  
(徳川家廟)  
慎徳院様御位牌成就ニ而今日御供養ニ付、大目付頼娃  
織部殿同断大鐘比相濟直ニ帰宅、

一 七月廿日より慎徳院様御一周忌於南泉院御法事有之廿

二日満散ニ付五ツ前より相詰、御名代嶋津兵庫殿ニ而

御寄合等迄四ツ過相濟直ニ帰宅いたし候事、

一 七月廿日、具志川親方より氷砂糖一籠安否尋として贈  
り有之也、

一 七月廿三日、五ツ過福昌寺江

慈照院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但

御惣霊様江御代拜

右之通相勤候事、左候而出勤、八ツ退出、夫より新橋  
下岸岐<sup>ア</sup>台場当分御築立中ニ付、今日試打六ホント五発  
打方いたし候付差越見分いたし候処、此節之御造築ハ  
砲門口ニは鉛竿等ニ而クサリ入候間少も障り無之、至  
而丈夫ニ付今通り都而築立之筈ニ付登殿其外御趣法方  
御役々等出会也、

一 七月廿四日、今晚大鐘時打立、谷山錫山見分として差  
越候、御趣法方掛福崎助八・御家老座書役野元市郎・  
山口喜三右衛門・豎山郷之丞御趣法方書役上井甚七、  
尤用達召列候、谷山鑄流馬場ニ而焼灯引取差越候処、  
錫山より一里計手前ニ錫山之役々出迎茶湯共涌し立居  
候付、此所江暫時休ミ五過錫山江参着、金山奉行米良  
藤右衛門・仁禮助左衛門其外御役々出迎居候付、直ニ  
御藏元江差越御藏内致見分、夫より床屋江参り錫吹方  
手数細々致見分候、此節は江戸表錫御用沢山有之候付、  
折角致出精出錫相増候様取扱可致旨段々

御沙汰之趣有之、殊ニ金千兩程谷中江被成下候間、宜敷致配当右等之余勢を以猶又勢ひ立候様との御趣意ニ付、其段も助八を以細々申達旁ニ而、床屋相応隙取夫より去年十月比より御取立相成居候御手山碎場并定式碎場且敷口等迄諸事致見分、八ツ時分大体相仕廻候付、夫より同所居住沿田幸兵衛と申者所江致立宿候得は、此所ニ而金山御役々より色々馳走有之、緩々酒共給へ飯迄茂相仕廻、七ツ過比打立帰候、中途谷山町江も立宿手当有之候付、此所ニ而拙者は茶迄給へ候、左候而助八以下書役共は緩々休ミ帰り候様申聞置候而、拙者罷立五ツ過致帰宅候事、

一 七月廿五日、今朝五ツ前出宅、下町石燈爐通下より乗船、筑後殿・石見殿・登殿・矢五太夫殿同船ニ而、於櫻島大砲打方稽古致見分候、着船無程相初り八ツ過比相濟候ニ付、直ニ乗船雁嶋江暫時汐掛りいたし、夕方下町最前之処江着船、銘々相別れ致帰宅候事、

一 七月廿六日、拙宅諏方之御祭礼毎之通相調候事、一今晚次郎四郎より申聞候は、三四日以前之晚使者之間ニ而錢取扱候音いたし候付、玄喚辺江罷居候者共差越見候処、權左衛門悴勝太郎罷在候而番所勤之仙五郎自錢を扱ひ居候付相改候処、三拾文余有之候内十八文残り居不足いたし居候由、且又其以前五六日前も番所江召置候同断仙五郎自錢之内少々致紛失候ニ付、敵敷致穿儀候処、權左衛門より自分持合錢有之候ニ付、夫を可差遣とて差出候処、丁度紛失丈之錢ニ而候由、權左衛門事も自錢可在合訳無之ニ付而ハ、番所人数中も不審いたし居候由承らせ候事、

一 七月廿七日、七ツ後佐土原之富田六兵衛・能勢隼太飯屋守同伴ニ而被差越候間一刻面会いたし候事、

一 七月廿八日、当月十日江戸被差立候急キ飛脚今日四ツ時分到着

虎壽丸様江近衛家信君様

御縁与之儀被 仰出候段、且又琉球國之儀は日本隨從之國柄ニ候旨、アメリカ等江

公邊より御申越被成候而は何様可有之哉之旨、阿部様より被仰聞候趣、且又先年遠嶋被仰付置候名越左源太其外都合拾老人御赦免之儀

宰相様より無御扱被仰出候儀有之、其通被仰付候旨問合等有之、右之内ニは末家彌太右衛門事も相辿り居難有次第ニ候事、

一 右飛脚便より山田壯右衛門書状到来候事、

一 七月晦日、先月末之飛脚被差延、当月二日ニ被差立今日到着也、

右便よりも壯右衛門書状到来也、左候而此節は

御取込ニ付御直書等は不被下旨承知仕り奉恐入候事、

一 今日名越左源太初十一人新納彌太右衛門迄都而御赦免被仰渡難有次第ニ候事、

一 閏七月朔日、虎壽丸様江信君様御事、御縁与御願之通

被仰出候、御祝儀惣出仕ニ而有之候事、

一 今日七ツ後佐土原之富田六兵衛・能勢隼太飯屋守宮里同伴ニ而参候間一刻致面会候事、

一 閏七月二日、八ツ退出より周防殿江罷出御用談いたし候訳ハ、琉球國之儀日本隨從之段アメリカ江御申聞ケ相成候而は何様可有之哉之旨、阿部様より被仰聞候儀ニ付御相談申上候儀有之、右之通ニ而七ツ過帰宅、同刻野元市郎被参候、是又前条御用筋ニ付而也、

一 閏七月三日、先月末定式飛脚差延置今日差立候付、昨日周防殿江罷出御相談申上候一条其外段々御用筋江戸江問合越候事、

一 右便より仙波氏江便り山田氏江書状差越候事、

一 閏七月九日、具志川親方より太白砂糖一籠安否尋として贈り有之候事、



一同十日、用向有之近比上国譜久村親雲上より氷砂糖一籠・焼酎砧一双安否尋として、贈り有之候事、右ニ付同日肴老折・酒一樽上国之為祝儀差遣候事、

一七月十二日、大鐘時分より佐土原之冨田六兵衛・能勢隼太是迄段々預世話候為一礼、見廻度旨ニ而宮里同伴ニ而被参候、尤其段先日より承居候間新納四郎右衛門ニも申遣置被参候間、いつれも緩々被相成、五ツ過時分被帰候事、

一暮過仙波市左衛門殿被参候而、先月廿五日江戸被差出候町便之御用封相達候、右之便より山田之書状相届候とて持参也、

一閏七月十五日、ハッ後在番嘉手納親方内意事有之被参候訳は、此度琉球ニ而アメリカと和約書取替之一件不行届御断之儀、当夏上国唐首尾使者譜久村親雲上を以申上度旨趣也、尤聞役新納太郎左衛門同伴也、左之通贈り物有之也、

覚

洪扇子 一箱

台茶碗 十

吸物膳 十

紺地鳴細上布 二端

鳴紬 二端

紕滑緞子 一本

氷砂糖 一籠

焼酎砧 一双

以上、

嘉手納親方

覚

太白砂糖 一籠

焼酎砧 一双

以上、

譜久村親雲上

一閏七月十七日、左之通、

新納駿河殿

右若年寄御役被仰出去丑八朔迄は御礼不相濟候処、其後御家老御役被 仰出都而御礼相濟候ニ付、当八朔より当御役ニ付於江戸御太刀進上被仰付候、尤年々仰渡

は無之候、此旨登殿被仰候、以上、

寅閏七月十七日

右之通御用人より直渡之筋を以用達茂右衛門江被相渡候事、

一閏七月十八日、八ツ後野元市郎・長野彦七見廻也、明後日より長崎へ差越候付御用筋有之候而也、引続五代

怒兵衛見廻也、是は来春より琉球江渡海ニ付為仕廻料五拾両今日内渡被成下候御礼也、

一夕方野村彦兵衛被参候、去ル

長崎江イキリス船四艘渡来之由問合相達持参也、此方

より市成江被参届申出置候様相達也、

一夜入永田與右衛門招呼、長崎異船一件申達野村彦兵衛

野元市郎方江差越御用談いたし候様ニ申達候事、

一明十九日、江戸江急飛御差立琉球之二件申上候付、右

便より山田江も段々書状を以申越候間今晚認方いたし候事、

一閏七月廿一日、先月末之定式飛脚到着段々御用封段々相達候事、

右便より山田之書状相届候とて仙波八ツ後被参候而直渡也、尤

御沙汰之趣段々致承知候事、

一閏七月廿二日、嘉手納親方聞役太郎左衛門同伴ニ而内

意事有之被参候、右ニ付贈物左之通、

覚

波扇子 一箱

藤菓子皿 十

錫燗鍋 一箱

同ヒ置十

紺地嶋細上布 二端

紺嶋細上布

二端

縮緬紅

二卷

桃紅大松垣紗綾

一端

漢府緞子

一本

花檀子

一枚

氷砂糖

一籠

焼酎砵

一双

以上、

嘉手納親方

一 閏七月廿三日、沖永良部嶋代官等御心付之御砂糖代銀

御金を以 御救被下候、人数川上龍衛以下組頭・当番

頭・物頭等迄段々有之、御金千七百七拾兩余ニ及候、

右人数之内組頭伊集院亘・諏方數馬・桂内匠等も被成

下ハツ後御礼として見廻也、且仙波市左衛門へも被成

下候間是又見廻有之候事、

一 閏七月廿四日、今朝五時分堀與左衛門事 江戸より去

ル三日出立ニ而只今致着候とて御用封差出候付、則面

会御用筋致承知候、尤段々問合も相違專異国船一件相

違候事、

一 豊後殿奥方此内より長々病氣之処、養生不相叶夜前死

去之由、且嶋津要人殿事も此内より病氣之処俄ニ不塩

梅相成是も夜前死去之由也、

一 閏七月廿五日、御役料高名寄帳今日被相渡、用頼林庄

之助罷出相受取罷帰候事、

一 閏七月廿六日、五過福昌寺江

玉貌院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服麻袴

右之通相勤出勉、ハツ退出、

一 今日急飛脚差立候付御用筋段々問合、且山田江書状を

以て申遣候事、

以上、

嘉手納親方

一 閏七月廿八日、嘉手納親方聞役太郎左衛門同伴ニ而被

參候、具志川親方御暇之内意有之候右ニ付贈り物左之通、

一 八月朔日、七ツ後地頭所指宿役々郷士年寄寺田清太左

覚

衛門・組頭坂本彦右衛門其外兩人召出盃共遣候、外ニ兩人役所迄參候、左候而寺田・坂本共ニ於役所吸物・酒・飯迄差出、用達用頼等取持ニ而緩々為致候、今日

御扇子

一箱

沈金御吸物椀

十

祝物左之通、

沈金御吸物膳

十

〔朱書〕  
「紙數六枚未ニ有リ此所江直スヘシ、」

紺地鳴細上布

二端

一 寅八月朔日、新在番嘉手納親方年頭使者兼務ニ而登

紺鳴細上布

二端

城、諸御祝儀被申上、且又拙者江中山王初王子親方等

白滑大綸子

一本

より之定式贈り物、左之通相届候也、

紕龍紋緞子

一本

一 練蕉布

五端

以上、

一 焼酎

一壺

具志川親方

但年頭祝儀

覚

一 綿子

五把箱入

氷砂糖

一籠

但音信付

焼酎砵

一双

一 太刀

一腰

一馬 一疋

代銀二枚

合文銀九拾式匁

金ニシテ壹兩壹歩ト

錢貳百文

一太平布 五疋

一燒酎 一壺

右四行御家老ニ 御役被 仰付候ニ付

一紺鳴細上布 三端

但琉球掛寄被仰付候ニ付

一紗綾 三卷

但從清國例格之外勅筆之額書并品々拝領ニ付謝恩

使差遣度被奉伺候ニ付

一紗綾 三卷

唐首尾使者差上候ニ付

一緞子青地 一本

從清國給物之内ニ而贈物

右拾壹行中山王より

一太刀 一腰

一馬 一疋

合代錢壹貫六百文

右御家老御役被仰付候ニ付

一太刀 一腰

一馬 一疋

合代錢壹貫六百文

右琉球掛寄被仰付候ニ付

一紺地鳴細上布 二端

一燒酎 一壺

右式行安否尋ニ付

一綿子 三把

右從内証安否尋

右七行撰政大里王子より

一太刀 一腰

一馬 一疋

合代錢壹貫六百文

一太刀 一腰

一馬 一疋

合代錢 壹貫六百文

右式行御家老御役并琉球掛寄被仰付候ニ付

一大宮香 三把

一練蕉布 三端

右式行安否尋

一白唐紙

右内証より安否尋

右七行三司官之内座喜味親方より

一太刀 一腰

一馬 一疋

合代錢 壹貫六百文

一太刀 一腰

一馬 一疋

合代錢 壹貫六百文

右式行御家老御役并琉球掛寄被仰付候ニ付

一大宮香 三把

一練蕉布 三端

右式行安否尋

一白唐紙 二帖

右内証より安否尋

右七行三司官之内池城親方より外ニ三司官佐久真親

方当夏死去之由、

一燒酎 一壺

右御家老御役被仰付候付

一毛氈 二枚

右安否尋

右式行伊江王子より

一燒酎 壹壺

右御家老御役被仰付候ニ付

一毛氈 二枚

右安否尋

右式行玉川王子より

一燒酎 壹壺

右御家老御役被仰付候ニ付

一毛氈 二枚

右安否尋

右式行同断王子より

一 焼酎 一 壺

右御家老御役被仰付候其段承知之後当座之安否尋

右大里王子より

一 焼酎 一 壺

前条同断ニ付

右座喜味親方より

一 焼酎 一 壺

前条同断ニ付

右池城親方より

右之通前同方銘々書付等相添差贈り有之八朔之当日

は口上書迄持参也、

〔朱書〕  
「前ニ直すへし」

一 八朔之為祝儀地頭所指宿より左之通、

一 覚 指宿

一 御肴 一 折

代錢八百三拾貳文

一 御酒 一 樽

代錢六百六拾四文

一 玉子 一 台百

一 紙袋 五ツ

右御地頭様江

郷士中

一 御肴 一 折 かます  
三拾之賦

代錢貳百四拾八文

一 御酒 一 樽

代錢六百六拾四文

右御懷様江

郷士中

一 御肴 一 折 かます  
三拾之賦

代錢貳百四拾八文

一 御酒 一 樽

代錢六百六拾四文

右御奥様江

郷士中

一御肴 一折右同

代錢貳百四拾八文

一御酒 一樽

代錢六百六拾四文

右御子様方御相中江

郷士中

一御酒 一樽五

代錢三百三拾貳文

一中紙 一束

代錢百文

右御地頭様江

一御酒 一樽五

代錢三百三拾貳文

一中紙 一束

代錢百文

右御懷様江

町より

一御酒 一樽五

代錢三百三拾貳文

一中紙 一束

代錢百文

右御奥様江

町より

一御酒 一樽五

代錢三百三拾貳文

一中紙 一束

代錢百文

右御子様方御相中江

町より

一御肴 一折かます 廿五賦

一御酒 一樽

代錢三百三拾貳文

右御地頭様江

諸浦

一御肴 一折右同

一御酒 一樽五



代錢三百三拾貳文

右御懷樣江

諸浦

壹貫六百八拾文

御懷樣御方

壹貫六百八拾文

御奧樣御方

壹貫六百八拾文

御子樣方御方

寅八月朔日

鄉士年寄  
寺田清太左衛門

組頭  
坂本彥左衛門

右御奧樣江

代錢三百三拾貳文

諸浦

一御肴

一折右向

一御酒

一樽五

一御肴

一折右向

一御酒

一樽五

一中紙

一御酒

右御子樣方御相中江

代錢三百三拾貳文

式行代錢壹貫五百文

家督并繼目且又

名替等之御礼

合錢ニして七貫三百拾六文

金ニして壹兩と錢百六拾文

鄉士中

内

貳貫貳百六拾四文

右御地頭樣御方江

右之通定式之由也、

御地頭樣御方

〔表紙〕

新納久仰雜譜

嘉永七年寅八月ヨリ  
同年十二月迄

〔朱書〕  
「嘉永七年寅」八月

一八朔之為祝儀左之通、

海鼠

二十ツ、

焼酎砧

一双ツ、

嘉手納親方

具志川親方

譜久村親雲上

右ニ付此方よりも肴一折・酒一樽ツ、三人江為祝儀差

遣し候事、

一八月三日、靈社様御祭り例之通、有屋田信濃相頼相調候、右ニ付拙者当御役被仰付、殊ニ琉球掛等迄も被仰付、琉人より段々送り物も有之、右之内糺滑輪子を以戸帳一流相調、役所二ツ白滑ニ而相付致寄進候、大口江茂旗二流相調致寄進含ニ而当分調方中ニ而候、拙宅は今日より相掛候、大口ハ来月三日迄ニ差上候手筈ニ而候、今日御祭日ニ付伊地知（季）小十郎ニ新納次郎九郎・東郷一介ニ磯永孫四郎など被参候事、

一同日清國より例外之給物有之、謝恩之儀使者兼務伺有之其通被仰付候、為御礼在番嘉手納親方并聞役等同伴ニ而見廻也、

覚

縮緬紅

二巻

毛氈

二枚

以上、

新納太郎左衛門

嘉永7年

譜久村親雲上  
嘉手納親方

白縮緬 一卷  
白大袷垣紗綾 一端  
以上、

一八月四日、七ッ後木脇藤淵見廻也、是は先年伊集院妙

具志川親方

円寺御造立之節拙者儀御用人ニ而掛り相勤、御成就之上紗綾二卷拝領被仰付候付、右を以此内直垂相調候残り地を以、もミ立鷹帽子相頼置候処、一ッ出来ニ而持

右同日同人近々乗船いたし候ニ付、安否尋として役々召列見廻、且左之通贈り也、

参也、外ニも出来之由候へ共、夫は彼方江被取候様ニと此内より致約束置候間其通被致候由也、

進上 三把  
大官香 十  
十錦太碗 二端  
白花紗綾 二端

一八月七日、八ッ後三原藤五郎殿被参候、一昨日長崎より罷帰候とて御用談旁にて緩々也、

具志川親方

一同日具志川親方此程へ御用向万端預世話候為、礼見廻且品物左之通贈り也、

覚

御扇子 一節

沈金御菓子皿 十

彩色蓋御茶碗 十

進上 三把  
官香 一端  
練蕉布 一端  
以上、

琉球館蔵役  
外間親雲上

具志川親方与力  
宜野山親雲上

一 八月九日、早朝法元宇左衛門被參候、異船一艘佐多之沖昨八日四ツ時分通帆之由注進相達届也、

一同日八ツ前同所より届相達候趣は昨日七時分相成候処帆影等不相見得趣也、

一 八月十日、今晚山元仲右衛門相招候、明後十二日大坂

江御金方勤ニ而出立之筈故也、右ニ付山口喜三右衛門・

堅山郷之丞・平田直助等招呼緩々咄いたし居候処、四ツ前江戸より先月廿四日被差越候極々急キ飛脚到着、

御用封致開封候処、

若殿様先月廿三日朝より御下利被為在昼比迄は御気然(病)

御平常之通被為入、昼後より大之御水瀉被為成漸々御

度数相増、追々御指頭より御微冷被為成、戸塚靜海・

伊東玄朴・大木仲益等之蘭科等も段々御手当差上候得

共、追々御脈状も御浮大被為成、同夜曉七ツ時分極々

御太切之御様体被為成候段御到来、実は御養生不被叶

御残多御事之由申来誠ニ奉絶言語候、最早御六ツニも被為成殊更御発明被為居候由も始終奉伺居候処、御残

念之次第何共難尽筆紙奉存候、右ニ付平田直助事は早速石見殿江差遣、外兩人は御殿江差出、山元等は右之

混雜ニ而四ツ過被罷立候、拙者も直ニ致支度登

城、諸御手当事等為取付

(島津齊彬女子)

典姫様江御左右申上、且今晚之伺御機嫌等申上彼是相

仕廻、八ツ時分致退出候、書役共ハ夜通し諸事取しらへ方也、

但用達茂右衛門事は客人ニ付而参り居候間始終召列

候事、

一 八月十一日、今日御役人限り并月次御礼罷出候面々極

々御太切之奉伺御機嫌候席々謁也、

一 末川近江殿事、今夜四ツ半時分下着之由用達を以承候

事、

尤先々月十八日江戸出立、京都江御縁辺之御使者被相

勤候而下着ニ而候、然処前文通之御凶左右御到来之段

市來辺ニ而被致承知奉驚人、夫よりやり通しニ而右之  
通下着也、

嘉手納親方

一八月十二日、末川近江殿今日より出勤、

- 一犬官香 三把
- 一白花紗綾 二端
- 一毛氈 二枚

御三殿様より宜ふとの御意難有三御役一所ニ奉承知候

唐之首尾使者

事、

譜久村親雲上

一近江殿出勤ニ付御勝手方并御軍役方御用筋則次渡候事

- 一犬官香 三把

右近江殿江書役大野五左衛門相付罷下候、八ツ後近江

- 一白花紗綾 二端

殿江見廻置候事、

- 一毛氈 二枚

一今日急キ飛脚差立

返上物才領出府

若殿様御病気御大切之奉伺御機嫌候事、

渡名喜親雲上

一八月十二日、新在番嘉手納親方始上国之琉人見廻且贈

- 一犬官香 三把
- 一雲布 一端

り物等左之通也、

- 一毛氈 一枚

一犬官香

三把

返上物才領右筆者

一白花紗綾

二端

濱元親雲上

一焼酎

一壺

一官香

三把ツ、

新在番

一練蕉布

一端ツ、

琉球館藏役

久場親雲上

嘉手納親方与力

伊野波親雲上

一官番

三把

一銅板齊

一端

譜久村親雲上与力

佐久本親雲上

右七人上国涯之見廻ニ而定式之事也、

一八月十三日、八ツ後御勝手方書役井上嘉左衛門・前田傳左衛門・吉村才之丞・鈴木勇右衛門・和田孫右衛門見廻是迄御勝手方承り預丁寧候と之礼也、拙者よりも不相替心得居呉候様申達置候事、

一おせつどの八ツ前より内記殿江被 参候、然処次郎四郎より存慮之趣有之段は此内より承居候得共、是迄都合見合居候処、今日無子細对面之為、為被差越事候付、則用頼長野源助を以彼方用頼井之上矢兵衛へ差越、お

せつとの事ニ付次郎四郎存慮之訳有之候間今晚は滞在

被致候様、尤迎之供等も不差遣候旨引合置候、左候而

伊地知小十郎相談細々致談合置候、明日も彼方用頼、

且基太村助左衛門等江引合被致候筈也、

一八月十三日、具志川親方江為餞別此方より左之通差遣

し候事、

覚

一扇子

一箱

杉原紙

一束

白麻

三十帖

広幅晒

一疋

經節

一折

以上、

右具志川江表通之餞別品

覚

三階房

一掛

手助

一掛

煙具 一箱

以上、

右同人江在勤中贈り物等之為礼差遣し候、右も定例ニ

而候事、且又外間親雲上・宜野山親雲上江左之通差遣

し候、

扇子 一箱

白麻 十帖

一 八月十四日、今朝内記殿方より伊藤彦介を以伊地知小

十郎江おせつとの一件承度引合有之候付、何も別段子

細無之全不縁ニ付永年難遂訳を以致離別度次郎四郎相

考候事之旨、内記殿方江申通し置給候様返答為致置旨

御殿ニ而小十郎より承候事、

一 今日七ツ半時分先月廿七日江戸被差立候極々急キ飛脚

到着、

若殿様御病氣極々御差重之処、廿七日御養生不為叶御

夭亡之旨御届被仰上、同廿九日大門寺江御葬送之御賦

候旨申来、弥以奉絶言語候、

御法号

(島津齊彬男子)  
覺法院殿眞空自証大禪童子

右之通奉称候段申来候事、

一 右之通御到来ニ付、則書役山口喜三右衛門・平田直助・

鎌田曾右衛門等招呼夫々手当いたし直ニ拙者登 城、

同席も追々登 城、若年寄・大目付同断、左候而大奥

江何れも罷通、

典姫様奉伺御機嫌候、左候而御用相仕廻拙者共は夜入

五時分退出、書役共は夜更迄相詰取しらへいたし候事、

一 八月十五日、今朝福昌寺江御廟所見分として筑後殿申

談差越、御側役名越彦太夫・寺社奉行嶋津靱負出会諸

所見分いたし夫より出勤也、

一 今日御夭亡之御弘め有之、且伺御機嫌御一門方以下月

次御礼罷出候面々諸士諸組与中迄之惣出仕也、

一 八月十六日、御法号福昌寺江被為入候事、

一同日在番嘉手納親方、聞役太郎左衛門同伴ニ而被参候、

譜久村親雲上等御暇之儀願出度内意有之候、右ニ付送り物左之通、

覚

氷砂糖

一籠

焼酎砵

一双

以上、

嘉手納親方

覚

御扇子

一箱

御火炉

一

藤盆

十

鳴紬

一端

紺地鳴細上布

一端

紺鳴細上布

一端

漢府緞子

一本

以上、

譜久村親雲上

進上

太白砂糖

一籠

焼酎砵

一双

以上、

渡名喜親雲上

一八月十七日、典姫様より伺御機嫌之御使者御広敷番之

頭山城彦兵衛出立ニ付段々御用有之、七ツ後拙宅江書

役堅山郷之丞・平田直助・鎌田曾右衛門等差越、御用

封取仕立ニ而山城方江相渡候事、

一おせつとの一件毎日類中等江相談いたし候、実は根切

れニ決着之事也、

一八月十八日、五ツ過浄光明寺江

得佛様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣霊様江御代拜

着服麻袴



右之通相勤夫より出勤、ハツ退出、

一 八月十九日、畠山藤次郎殿被参候、尤おせつとの一件  
町田主馬殿を以内記殿方江引合事等之相談也、

一 八月廿日、退出より大興寺江御墓参いたし候、拙者旧  
臘難有被仰付今日初而之御正忌日付、金子式百疋進納  
いたし御靈膳別段奉備御回向いたし呉候様、先日より  
住持江頼置候間、今日参詣之節右之通取計、左候而安  
養院法印覺寶も盛徳君ニ小僧之内より御知人ニ付、今  
日自分志ニ而参り居御回向いたし呉候、左候而御靈膳  
下共廻候付、右等相仕廻都而拜礼共相仕廻罷帰り候、  
夫より新納四郎殿江立寄滑河江参候、是亦御牌前拜礼  
共いたし緩々罷在夜五时分罷立候事、尤滑川へハお逸  
さま・畠山源七其外両三人参り被居候事、

一 八月廿一日、当分持合之米入板蔵八帖敷ニ而、当秋よ  
り千石之所務米相納候ニ付而は差支ニ付、今日より打

立右差卸し八帖敷作り次其内四帖一罫ニいたし四帖は  
土間ニいたし度取次大工兼而相雇候川邊吉之助相頼候  
事、

一 八月廿三日、江戸先月末之中急被召延、去ル三日被差  
立候飛脚今朝到着御用封相達候、  
一 今日左之通被仰付候、

新納駿河

右は末川近江在旅中御勝手方并御軍役方掛寄被仰付置  
今般近江罷下候得共、是迄之通近江申談相勤候様被  
仰付候、

八月

筑後

右は当春

新納駿河

御発駕前土風立直方之儀被仰付置候処、今以不立直哉  
ニ被

聞召通候間、引受急度土風立直候様可致取扱旨被  
仰付候、

八月

筑後

右式通水仙之間之格以於御家老座被仰渡、恐入奉承知候事、

一今日飛脚便より山田壯右衛門書狀被差越、且御沙汰之由ニ而御八代政紀十三冊御内々御下渡被下候間難有頂戴仕置候事、

一おせつとの一件、是迄段々畠山藤次郎殿・伊地知小十郎殿等を以類中ハ勿論次郎四郎へも及異見候得共、輕々數訳合ニ而も無之無拗趣意ニ付、此上は不及是非離縁ニ相決、其段藤次郎殿より内記殿親類町田主馬殿江引合根取之取扱相濟、其段今晚小十郎殿を以承候、右ニ付今晚則彼方より道具受取として下女兩人并家来・下男等被差越候ニ付、此方よりも人足等差出し都而引渡相濟安心いたし候事、

一八月廿四日、五ツ過出宅、福昌寺江

覺法院様初御忌日付

太守様御代參

宰相様御代拝

但着服白帷子・長袴

右之通相勤夫より出動、九ツ前より石見殿・近江殿・拙者并登殿列立新橋下石築立之台場成就見分として差越候、尤右之台場は御内用計ニ而出来有之、拙者受持之事候得共御軍役ニ付右之人数も列立候、御趣法方より友野市助・福崎助八、御軍賦役等出会也、左候而台場築立掛り御役々致精勤ニ付御褒美等被成下管候得共当分御停止中ニ付追而御停止明キ被成下候筈也、右台場見分相濟橋船より下町石燈爐通下江上陸、右之石燈爐通より上之方江岸岐涯江土手築立候様先比より御沙汰有之、右之台場も最早相濟候ニ付、引統地方役々右土手築ニ取付候間今日序ニ拙者共見分いたし、尤町屋數七八間ツ、御買上相成、小路ニ不相成候而は通路差支ニ付、是も其通繩張とも為致見分いたし、左候而黒岩政右衛門所江致立宿茶漬共町計ニ而差出候間、相仕廻八ツ時分銘々相別れ致帰宅候事、

一八月廿四日、譜久村親雲上始唐渡役者共御暇被下近々

嘉永7年

乗船ニ付、暇乞見廻且置土産品左之通贈有之候也、

譜久村与力也、

進上

右ニ付此方よりも左之通差遣し候事、

御扇子

一箱

扇子

白麻

一箱三本入

笥寒

十

絨織

二端

白麻

三十帖

以上、

杉原紙

一束

譜久村親雲上

着

一折

進上

以上、

御扇子

一箱

右譜久村江

御笥寒

十

扇子

一箱二本入

以上、

白麻

二十帖

渡名喜親雲上

右渡名喜江

返上物才領出府也、

扇子

一箱二本入

進上

白麻

十帖

官香

三把

右佐久本江

練蕉布

一端

右之通口上書追而相調差遣候也、

以上、

佐久本親雲上

一八月廿六日、五ッ過福昌寺江

(島津直兼雜室)  
玉貌院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服麻袴

右之通相勤別勤也、

一今朝江夏十郎被参候、是は太守様先比より御不例被為  
在

若殿様御天亡之時分杯も余程之御事ニ被為 在候由、  
内々相聞得候ニ付御内用談有之候事、

一今朝并八ツ後上村十左衛門被参候、是も太守様御不例  
之事ニ而御内用也、八月廿七日左之通、

新納駿河

右

覺法院様御中陰御法事ニ付御用掛被 仰付候、

八月

筑後

右之通水仙之間格を以於御家老座被仰渡致承知候事、

一上様御不例之儀ニ付今日段々及吟味候事、

一今晚江夏より又木元右衛門を以手紙被差越、色々及吟  
味候事、

一八月廿八日、今日出勤涯より

上様御不例之儀ニ付同席中段々及吟味、大奥より伺御  
機嫌として奥医師被差上候ハ、可然旨ニ相決し、表向  
は御内用之名目ニ而差越候手当ニ相成候、尤御不例之  
儀は御内密ニ付右之通取計候事、

一今日拙者宅辺祭礼ニ而候へ共客人等不相催候、およし  
との・おくまとの被参候而緩々也、

一七ツ後又木元右衛門を以江夏より伝言承候、是は前条  
内決之趣此方よりしらせ遣し候得は大慶之趣也、

一八月廿八日、在番嘉手納親方より安否尋として氷砂糖  
一籠贈り有之候事、

一八月晦日、上様御不例ニ付奥医師清水養正事、

典姫様より伺御機嫌として明日被差立候趣申渡御受申  
出候間、足輕篠崎半左衛門と申者差添答也、

嘉永7年

此一条御不例御内密之故段々及吟味、乍漸相決候次第也、

一今朝有川七之助参候而、川畑魯水事も御伺として自分ニ而成とも差越度内意承候得共、御内密之故何とも返答不出来旨相答置候事、

○大口靈社江神幢二幅寄進銘書左ニ記ス、

幢ノ裏ニシルス、

嘉永七年甲寅八月  
奉寄進 二幅之内  
新納久仰敬書

○又一幅

自

靈社見廟祀於薩大口郷、十有二年于今無余不肖、亦自時稍至承、

恩眷遂陞国老、而知琉球国事実惟頼 神所庇庇、益足崇信焉、因今以琉人所贈紅綾裁為神幢、掛之靈社双柱以表微衷、庶幾其以有冥鑑云

嘉永七年甲寅八月

新納久仰謹識

自宅神前江奉納神帳之銘

昔日祠堂新修之事别有記其由詳矣、爾來時祭敬礼無怠蘋蘩之享竭情、近叨忝国老之任、与聞国家之要務、愈益感神之有加護、苟居今職也琉球之遇、我例誓有差物件非少窃謂以吾斗筲值此餽遺又是神之賜、因取其中一絹製神帳懸之宝楣以表酬愿之意云爾、

嘉永七年甲寅八月

久仰謹識

一九月朔日、五ツ過淨光明寺江

(島津忠久筆)  
貞嶽院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤候事、

一九月二日、先月中急飛脚差延置今日差立候付、御用筋

問合ハ勿論山田江御内用并御礼状等差越候事、

一 今 日 琉 球 江 便 船 有 之 候 ニ 付 御 用 筋 等 申 遣 候 事、

一 長 崎 江 も 今 日 飛 脚 差 出 ニ 付 是 亦 段々 掛 合 為 致 候 事、

一 夕 方 御 軍 役 方 書 役 野 村 仲 左 衛 門 参 り、 只 今 長 崎 よ り 飛 脚 到 着、 此 内 よ り 参 り 居 候 イ キ リ ス 船 四 艘 先 月 廿 九 日 都 而 致 出 帆 候 段 御 付 人 染 川 喜 三 左 衛 門 問 合 相 達、 尤 江 戸 江 之 飛 脚 い、 ま た 出 立 不 致 候 間 則 成 行 申 達 候 事、

一 九 月 八 日、 夕 方 江 戸 先 月 十 九 日 被 差 立 候 急 飛 脚 到 来 之 由 ニ 而、 筑 後 殿 よ り 御 用 封 被 差 廻 候 間 致 披 見 候 処、

上 様 御 機 嫌 能 被 遊 御 座 候 段 奉 承 知 難 有 奉 存 候、 此 内 御 不 例 被 為 居 候 付 御 左 右 昼 夜 奉 待 上 居 候 処、 別 封 ニ 而 茂 御 順 快 最 早 余 程 之 御 快 方 被 為 成 候 段 申 来、 実 ニ 難 有 奉 存 候、 右 御 用 封 平 田 直 助 召 呼 石 見 殿 江 差 廻 候 事、

一 九 月 九 日、 夜 前 之 飛 脚 便 よ り 山 田 壯 右 衛 門 よ り 之 御 内 用 封 仙 波 市 左 衛 門 持 参 ニ 而 相 受 取 候 事、

一 重 陽 ニ 付 在 番 嘉 手 納 親 方 江 肴 一 折・ 酒 一 樽 此 方 よ り 差 遣 候、 彼 方 よ り 太 白 砂 糖 一 籠 贈 り 有 之 候 事、

一 九 月 十 日、 今 日 末 川 近 江 殿 江 来々 辰 年 琉 人 参 府 ニ 付、 往 来 被 召 付 候 段 被 仰 渡 候 事、

一 今 朝 番 所 之 者 共 よ り 封 物 沓 通、 昨 夕 方 よ り 玄 喚 机 上 ニ 差 置 候 哉 今 朝 見 当 差 出 候 間 致 開 封 候 処、 長 文 細 書 之 一 冊 名 前 も 無 之、 誰 人 之 上 奏 共 不 相 知 候 事、

一 九 月 十 一 日、 石 見 殿 今 日 よ り 安 樂 江 為 湯 治 被 差 越 候 付 地 頭 所 拙 者 江 預 被 置 越 候 事、

一 九 月 十 三 日、 五 ツ 時 出 宅、 下 町 石 燈 爐 通 下 よ り 乘 船 櫻 島 江 差 越、 大 砲 台 場 打、 見 当 は 海 上 江 筏 的 浮 置、 十 一 町 十 二 間 余 と 申 測 量 ニ 而 打 方 有 之 候、 近 江 殿・ 伊 織 殿 ・ 登 殿・ 織 部 殿 其 外 御 役々 出 会 ニ 而 候、 忽 合 九 拾 三 発 打 方 いたし大鐘時分相濟直ニ乗船、無滞着船銘々帰宅いたし候事、

一 九 月 十 四 日、 此 内 よ り 木 脇 藤 淵 江 頼 置 候 持 合 之 腹 巻、 仕 立 直 し 出 来 上 り 今 日 被 差 出 候、 胸 板 ニ 春 田 光 定 と 在

銘ニ而候事、

一九月十五日、八ッ退出より大乗院

(島津後弘)  
松齡様江参詣、夫より大興寺江参詣いたし、帰り掛滑

川江参りは亦拜礼共相仕廻七ッ過帰宅、

一九月十六日、今朝嶋津隼人殿見廻有之候、先比母堂病

氣ニ而看病御暇被成下被罷下候処、無程死去ニ付昨日迄忌明候とて旁之礼也、母堂は豊後殿則奥方也、

一九月十七日、五過より福昌寺江相詰候、昨日より

覺法院様御中陰御法事ニ而今日満散ニ付右之通也、大

目付川上矢五太夫殿被相詰九ッ半比相濟、引統御寄合御名代兵庫殿ニ而無滞相濟候付八ッ過退席、夫より都

之城江見廻候、久々振先日御隠居芳樹院殿当御地江引

(新納久命繼室)  
越被成候付見廻暫時ニ而罷帰候也、

一九月十八日、在番嘉手納親方より安否尋として氷砂糖

一籠贈り有之候、此安否尋氷砂糖・太白砂糖等一籠ッ、差贈之事情ハ、毎月之定式ニ付以後此帳ニ記録略いたしぬ、

一九月十九日、八ッ後佐土原之能勢隼太飯屋守同伴ニ而

見廻也、昨日出府之由、此節も淡路守殿より御内用有之右之通也、暫時ニ而罷帰候事、

一今夜陰江戸去ル朔日被差立候飛脚到着之由、近江殿より御用封被差廻候事、

一九月廿日、五過福昌寺江

(島津重豪)  
大信院様御忌日

(島津吉興室)  
賢章院様御同断ニ付  
太守様御代参

宰相様御代参

但御惣靈様江御代参

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勉夫より出勤、八ッ退出、

一今日御殿ニ而江戸問合致披見候、上様弥御順快被遊御座候段申来難有奉存候事、

一今便山田氏より毎之通書状到来、且又撰要類集と申書物三十一冊御写方被仰付候間、御差廻被下候との趣山田より被申越拝受仕候、享保年間比之政事向部分ニ而撰集相成候ものニ而、何寄心得可罷成ものと奉存候事、

一九月廿一日、今日嶋津藏人殿若年寄御役被仰付、御役料高三百石被下置、席順嶋津求馬次可罷在旨、御名代嶋津又四郎殿ニ而被仰付候事、且嶋津内藏殿詰衆被仰付候事、

一九月廿三日、今朝江夏十郎見廻段々御内用向被申聞候事、

一佐土原家老樺山岩紀并富田六兵衛一昨日致出府候由ニ付、今日右兩人并先日より致出府居候能勢隼太ニ茂呼出し、先比より淡路守殿御内意之通蒲生郷右衛門・上井甚七此涯佐土原江可被差越段江戸表より御沙汰相成

候段、口達ニ而申達、其段淡路守殿江申上候様ニと相達候、左候而暫時致咄罷立候、尤仮屋守宮里十兵衛且又新納四郎右衛門ニも出会也、右ニ付今日は茶菓子一通差出候事也、

右ニ付淡路守殿より

雁簀卷 一

灸鱒簀卷 二枚四十

穂北紙 五束

樺山より

生肴 一折

酒 一樽

穂北紙 二束

富田・能勢より

半切紙 七百枚

塩鰯 一桶

右之通持参也、

一九月廿四日、四時より演武館江出席、弓之事大目付見



分ニ付拙者も加り候、惣人数百弍拾人余有之、二ツ矢五尺有之候、左候而弓之事相濟候以後、東郷左太夫罷出居候付右東郷家江近比より御預ケ相成候御流儀之品つかひ射法相望候処、十三人ニ而矢五本一立射候、至極速者ニ而候事、

一地頭所指宿之儀、学問武芸等少し心緩ミ之由ニ及承候間、先日郷士年寄寺田清太左衛門招呼細々申達、猶又同役平嶺新藏事も学問等有之者之由及承候間、今日召出し一統之人数引立方之儀清太左衛門申談致取扱、追而精粗之形行共申越候様細々申達置候事、

一 九月廿五日、夕方福永仁右衛門・伊集院周八・磯永孫四郎・茂右衛門等出会、權左衛門江異見之申談相頼候、尤先日より下男共之持錢致紛失候儀共有之右次第也、

一同日嘉手納親方江安否尋として鯛一折・酒一樽・雁一羽差遣置候事、

一 九月廿七日、五前より福昌寺江相詰候、覺法院様四拾

九日御百ヶ日

御法事今一日御執行有之、大目付矢五太夫殿被相詰御法事濟御寄合迄も有之、七ツ過惣仕廻候付直ニ退席いたし候事、

一大坂より飛脚到着、去ル十八日安治川口と申所江おろしや船渡来之由、大坂江は異船初而相見得候付大騒動之由、乍去異船は別而平穩之段申来候事、

一 今日八ツ後より福永仁右衛門・伊集院周八・新納次郎九郎・磯永孫四郎用頼等出会、權左衛門江委細及異見、權左衛門より畏入候段夕方届承候事、

一 九月廿八日、嘉手納親方見廻、琉球ニ而亞米利加国人と和約取替し候儀奉恐入御託申上趣有之候処、何も御不都合無之相濟候為御礼左之通持参也、

覚

御扇子

一箱

藤盆

十

紺地鳴細上布

二端

縮緬 二卷 紅

貢綴 一本 白

九月廿八日

一 九月廿九日、八ツ後新納八郎太見廻、同氏四郎右衛門妻離別之一件細々承候事、

一 十月二日、今朝五前調練場江出張、近江殿・登殿・圖書殿同断、東目・西目并長崎御手当人数調練致見分候、四ツ時相濟直ニ帰宅也、

一 十月三日、今晚佐土原家老樺山岩紀其外富田六兵衛・能勢隼太緩々被相招候、尤飯屋守宮里并新納四郎右衛門・上井甚七ニも取持として森養淳江席画とも為致候而緩々也、

一 十月四日、今夜八ツ過御軍賦役福嶋半次郎被参候而、今朝佐多・山川之沖江六・七里計之所異国船致通帆候

段早打相達候段申出也、

一 十月五日、今朝帆影不相見得段浦々より届相達候事、一 今日出勤、八ツ退出、夫より大目付以上一同福昌寺江差越候、今日

一 覺法院様御遺髪御入寺ニ付而也、左候而七ツ時御入寺之節龍門橋涯江一同罷出候、左候而御入寺後勤行濟拜礼共いたし、何れも致退席候事、

一 十月六日、四前砲術館江出席、一番組人数砲術致見分候、近江殿・矢五太夫殿出席也、惣人数貳百拾五人位有之、九ツ半比相濟候間銘々致帰宅候事、

一 十月七日、今朝野元一郎・長野彦七長崎より昨日罷帰候として見廻候事、

一 今日も四前より砲術館江出席、近江殿・登殿同断、二番組砲術致見分候、惣人数百九拾人余ニ而九ツ過相濟直ニ退席候也、

一十月八日、今朝樺山岩紀見廻也、今日出立帰府ニ付而也、

一今日四ツ前福昌寺江

(島津奇直宅)  
芳蓮院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御窓靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤夫より出勤、四ツ後より近江殿一所ニ御木

屋場江相下り、御兵具方与力・足輕共武芸致見分候、

弓并劍術・柔術色々致手数候、七ツ過相濟候事、

一十月九日、四時砲術館江出席、近江殿・登殿同断、三

番組砲術致見分候、人数式百三拾人余ニ而九ツ前相濟

銘々帰宅也、

一十月十日、四時出勤、暫ニ而石見殿・近江殿拙者一所

ニ御木場江相下り、今日も与力・足輕共武芸致見分候、

八ツ過相濟直ニ退席、今日は坂口并西流儀也、

一十月十一日、今朝堀四郎左衛門被参候而、土岐平太夫

極々困究之処候、家内病人有之養生不相調候間、御救

筋之儀承候事、

一四時砲術館江出席、石見殿・近江殿同断、今日四番組

砲術致見分候、惣人数式百四拾人余ニ而八ツ前相濟直

ニ退席、

一十月十三日、今日も砲術館江出席、近江殿・登殿且筑

後殿・矢五太夫殿同断、五番組人数砲術見分、人数三

百式拾人余ニ而候、八ツ前相濟直ニ退席候事、

一十月十四日、今朝五時出宅、下町石燈爐通下より乗船、

石見殿・近江殿・福崎助八・御軍賦役稅所七郎右衛門

等一所ニ櫻島江渡海、野村彦兵衛方火矢打方之見分い

たし候、四前着船、直ニ相初り九ツ半比相濟暫時休ミ

無程出船、七ツ過出帆之処江着、銘々致帰宅候事、

一十月十五日、砲術館江出席、六番組砲術致見分候、人数三百三拾人余有之候、九ツ過相濟候間直ニ退席、夫

より矢五太夫殿所江立寄八ツ打候而直ニ罷立、都之城

江緩々咄として差越候様先日より承居候付差越候、人

数東郷左太夫・北郷哲五郎殿などにて極少人数也、畢

竟此内混雜之儀共有之最早平穩罷成候付、旁咄いたし

度趣承居候故役人近習役等召し出し緩々いたし候、且

お悦ニも参り候而拙者五半時分罷立、無程お悦も罷婦

候事、

諸家中 九拾九人

惣合四百四拾五人

稽古ニ罷出候処、順は御納戸・御兵具方・御広敷・郷

士并諸家中打込ニ而罷出候、左候而大鐘時前相濟候付

直ニ罷立候事、

一十月十九日、指宿地頭横目明合有之徳永玄舛江今日申

付、左候而誓詞迄も申付候、且園田越右衛門事地頭横

目より表横目江転役申付候為御請出府ニ付、今日面会

勤向共申達置候事、

一十月十六日、八ツ退出より砲術館江出席、石見殿・近

江殿・登殿・矢五太夫殿同断、郷士以下砲術致見分候、

郷士七人 但中宿者等迄

御納戸与力足輕百人

内

拾老人御数寄屋

御兵具方右同百廿三人

御広敷右同百拾六人

諸家中 九拾九人

惣合四百四拾五人

稽古ニ罷出候処、順は御納戸・御兵具方・御広敷・郷

士并諸家中打込ニ而罷出候、左候而大鐘時前相濟候付

直ニ罷立候事、

一十月十九日、指宿地頭横目明合有之徳永玄舛江今日申

付、左候而誓詞迄も申付候、且園田越右衛門事地頭横

目より表横目江転役申付候為御請出府ニ付、今日面会

勤向共申達置候事、

一同日、嘉手納親方来夏王子使者江戸参府ニ付、荷方船

重登<sup>アツ</sup>り之儀願之通被仰付候為御礼見廻且送り品左之通

覚

波御扇子 一箱

花入 一

紺地鳴細上布 二端

鳴紬 二端

十月十九日

一十月廿日、福昌寺江

(島津重豪)  
大信院様御忌日

(島津齊興老)  
賢章院様御同断ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤別勤也、

一十月廿二日、御家老座書役市來正之丞事、先月廿八日

立ニ而廿九日晝出立、急ニ而罷下り夜前遅方致着、今

日より出勤候付、豊後殿より之御用封且伝言等承候、

尤上様弥御順快被遊御座候段奉伺難有奉存候事、

一八ツ退出より川上矢五太夫殿所江家内中参候様先日よ

り承居候付参候、お久・次郎四郎・お悦ニも参候、外

ニ北郷哲五郎殿夫婦・畠山藤次郎殿・岩下佐次右衛門

殿・澁谷喜三右衛門殿・加藤東一郎殿等ニ而亭主前少

々也、別而寛話ニ而夜入四過罷立候事、

一十月廿三日、八ツ後市來正之丞参候、是亦豊後殿より

御用向被申越候儀有之ニ付而也、

一右引統高橋縫殿殿・町田主馬殿見廻也、是は兩人共御

金百両ツ、頂戴被仰付候御礼也、右は拙者より江戸江

伺越置候処、此節正之丞便被申越則今日御内々相渡候

故也、

一今日佐土原より当分出府之富田六兵衛を以左之通被成

下候、

新納駿河殿江

口上

愈々御堅固可被成御勤珍重存候、然は今般御出役被

仰出難有仕合奉存候、右為御礼鴨寶卷二・御樽代五百

疋・縮緬二端以使者致進覽之候、以上、

島津淡路守使者

富田六兵衛

十月廿三日

上包

新納駿河殿江

口上

一十月廿四日、四ツ時分より鑄製所江見分として石見殿・近江殿申談差越、福崎助八其外御役々出会細々致見分八ッ過罷立候、夫より拙者計は藍玉方江見分として差越、福崎并書役共召列是亦色々致見分、七ッ半比迄相掛罷立候事、

一今夜七前福崎助八被参候而、昨廿三日夜丑之刻時分阿久根与波留御蔵飯蔵藁壁より火出、都而御蔵々致焼失御米過分焼失之段、出水表御仕登差引御代官植村新七より申越候御用封問合持参届被申出候、右御蔵古蔵役人ハ首尾不調儀有之いまた次渡不相濟候付、此内より折角催促申渡置候ニ付何分不審存候旨も有之ニ付、乍夜分申出候旨承候事、

一十月廿五日、今晚大目付座書役折田十郎召呼、夜前到来之阿久根波留御蔵焼失之趣申達、圖書殿江申出早々御手当有之候様申達置候事、

一今日四時より演武館江出席、於犬追物場大身分以下寄合并以上諸御役人砲術稽古と相唱、三役中も無残出席

致見分候、下總殿・豊前殿・又六郎殿・圖書殿等も被罷出候、惣人数式百七拾人位有之候、八時相濟候間直ニ退席、

一帰宅後島山藤次郎殿・岩下佐次右衛門殿被参候、是は川上式部殿娘、次郎四郎江取合もらひ度旨相談ニ付申遣候故也、

一十月廿九日、悴次郎四郎江川上式部娘おせひとの当年十六歳人柄等宜敷由及承候間もらひ受度、今日吉辰ニ付島山藤次郎殿を以彼方親類高橋縫殿江申込候処、今日即其意ニ応し可遣旨承り家内中別而致安心候、右ニ付今日川上家江鯛一折・酒一樽致進入、藤次郎殿を以先当座之礼申入置候、右旁首尾として川上家より藤次郎殿参り、帰り掛七ッ後此方江参り被為聞候、同刻伊知地小十郎殿ニも被参候、是以右之一件相談相手也、

一十月晦日、先月廿九日江戸被差立候中急今朝到着、山田等より書状参候也、

上様弥御平快之旨奉承知別而難有次第也、

十一月朔日、夕方新納八郎太妻被參候、四郎右衛門妻離別之一卷ニ付而也、夜入新納喜右衛門相招右之二件細々及吟味、此涯差返し候儀は相叶間敷申談置候事、

十一月二日、夕方佐土原富田六兵衛・能勢隼太見廻候間、緩々面会ニ而吸物・酒・茶漬迄差出候、明後日比出立帰府之筈ニ付、是迄段々預世話候礼ニ付、彼方より肴一折・酒一樽・粕平一箱持參ニ而候、此方よりも立野焼物器六ツ・鯉節二連兩人相中江差送り候事、

十一月三日、今日冬至ニ付例之通社人中馬相頼御氏神祭いたし候、右ニ付類中少々相招候事、

今年籙流馬新納四郎右衛門嫡子五左衛門・伊木七郎右衛門嫡孫半七郎相勤、兩人共首尾能有之候由也、

十一月四日、四時演武館江出席、石見殿・圖書殿同断、

高田猛八郎・平田平六・伊集院半五右衛門弓見分いたし、八ツ前相濟直ニ帰宅、

十一月五日、退出より重富江參り候、先日より参貝候様周防殿より御使被下候付参候処、段々御用向承知いたし、左候而段々御愛惣被下緩々相成日入前御暇いたし候事、

一今夕方近年珍敷大地震いたし、拙者は重富より罷帰候中途ニ而委敷不相分候、乍去土壁或ハ瓦なと落候所は不見及候事、

十一月六日、四時演武館江出席、筑後殿・矢五太夫殿同断、比志嶋靜馬殿・田代宗次郎流儀致見分候、八ツ過相濟直ニ退席、

十一月八日、演武館江出席、近江殿・織部殿出席也、高橋甚五兵衛・海老原庄藏・有川五左衛門流儀見分いたし七ツ過相濟退席、

一同日琉球蔵方届并諸士自物砂糖ニ相掛候手形銀御免之儀、年限筈合候付願之趣有之候処、願之通御免被仰付候、為御礼嘉手納親方聞役新納太郎左衛門同道見廻有之、且送物左之通也、

覚

十錦太碗 十

紺地嶋細上布 二端

嶋紬 二端

縮緬 二卷白紅

緞子 一本

十一月八日

嘉手納親方

新納太郎左衛門

一十一月九日、晴天、今日出勤、八ツ退出、夫より御日柄ニ付興国寺江

御墓参いたし七ツ過帰宅候事、

一嘉永七年甲寅十一月九日夕方山川貝から洲沖江北垂墨利加ヌーヨーの船御碇候ニ付、同十日夜五半比出宅山

川江為差引出張候一件左之通、

但ヌーヨーと云事は応接之上相知候、船之長サ弐拾

四五間乗組人数百五拾人位

一十一月九日、今夜九半比地頭所指宿郷士年寄上山善太夫、只今在所より駈付候とて用達茂右衛門所江参り、今日大鐘時分山川役々より、異国船老艘湊口より指宿之前江向け走り込候段注進有之候ニ付、役々用意いたし候内最早指宿摺之濱沖迄参り候付、何様手当いたし可然哉と存候内、幸山川之様ニ取返し候ニ付暫し見送り候処、いよ／＼山川之様乗返し候ニ付、先此段早々届として此節ハ格別之訳合ニ付、善太夫直ニ差越候とて茂右衛門同道ニ而則拙者江其段申出候ニ付、早速面会猶又承候処前文通ニ付、善太夫早速差越候段は至極宜敷働ニ候旨褒め置、則其段石見殿江申遣御軍賦役等江も申達、拙者も早速登

城之用意いたし出宅之砌八ツ打候也、

一右異船は山川之方江乗戻り貝から洲沖江碇を御候段、山川は勿論佐多辺よりも追々届有之、其外模寄浦々よ



り同断也、

一指宿より同夜五ツ時分仕出ニ而同所大山崎沖江汐掛り  
いたし候段今夜晝届相達候事、

但貝から洲沖も同断なり、

一右ニ付御軍賦役坂元彦五郎・書役野村仲左衛門今夜中  
打立、山川江為差引被差越候事、

但助教横山安之丞・唐通事加納利助ニも被召付候事

一根占方限より佐多辺江掛為取締、御軍賦役永田新八郎

・書役有川宗兵衛今夜中被差越候事、

一御軍賦役掛御用人末川久馬事も山川江早速出張有之候  
様被仰付、夜明方時分出立之由也、

一異船相見得候注進前文之通相達候ニ付、拙者登一城之  
処石見殿は前以被罷出居拙者ニ引続近江殿登一城、無  
程筑後殿も被罷出候、左候而御手当向御用多端ニ付、  
何れも今晚詰通しニ而候事、

一十一月十日、晴天寒風夜前より詰通し、今晝七ツ時分  
相達候届限りニ而、今日八ツ打候迄も為何左右無之ニ

付、何様之事候哉評議取々ニ而諸事御手当いたし、日

入過ニも相成候得共左右無之候ニ付而は、矢張滞船ニ  
而可有之、就而は今一左右次第拙者為差引差越可申相  
決置、一先何れも致帰宅候処、無程滞船ニ而何そ違変  
は無之旨申来候、然共異船卸碇候儀は希代之珍事ニ付、  
何分ニも為差引出張候方可然吟味ニ而早々出立之手当  
いたし、此時は燈火相用ひ候時分也、

一拙者出役ニ付而は御軍役方書役召列候筈ながら、当分  
平常之廻勤ニ二手程出張居候処、此節之儀ニ付坂元・  
永田両方江書役召列差越候付而は人数差支候ニ付、拙  
者は表之書役勤野元一郎并書役堅山郷之丞・市來正之  
丞召列候、左候而差急キ出宅牢屋下ニ而四ツの鐘を承  
り差越候、谷山町迄乗馬ニ而差越、町内立宿相休ミ茶一  
ツ給へ直ニ夫より喜入宿場近所江宿手当有之其所江休  
ミ、茶漬被差出候ニ付仕廻直ニ打立無程夜明ヶ候事、

一十一月十一日、晴天、日出時分今和泉飯屋江着、此所  
ニ而も茶漬被差出候間相仕廻、夫より指宿地頭飯屋江

參着、此所ニ而も上下之人數江茶漬共差出候付、何れも給へ仕廻差急キ差越山川大渡の上と申所江參候へは異船眼下ニ相掛居別而平穩之体ニ候、夫より大渡江九ツ時分參着候付、渡涯へ致立宿締方横目等相集是迄之成行承り届、夫より湊居住河地覺兵衛と申者所江御用宿致手当有之候付、其所江相渡り差越候、船中より坂本彦五郎・横山安之丞・野村仲左衛門・加納利助等今朝五ツ過比より応接として異船江差越只今帰り掛とて追付候付、直ニ召列候而御用宿江參着細々成行承候処、初發頓と言語不通ニ而何之応接も不相叶候付、段々手様等を以問尋候処、通事唐人召乘置候得共於船中病死之由ニ相聞得候ニ付、夫より色々工夫いたし問尋候処、漢字ニ・三字ツ、并へ書記下ニ注釈と見得式行ニ書記有之物持出し、右之書物ニ有之漢字を以色々見立互ニ致問答候処、少し相通し候模様ニ付、今日は右之書物借し呉候様申達借入持帰候ニ付、拙者共も見候処右通之物ニ而候、左候而今日見聞之所ニ而は旗印北亞墨利加ニ見得、船之長サ式拾間位、乗組人数は百四五拾人

位も可有之相見得居候由、何之用事ニ而渡来は不相知候、然共昨今日とも大山崎江上陸、海底山岳など致測量候模様ニ付、山海測量船ニ而も可有之と見得居候由、何分頓と言語不通ニ付趣意不相分候事、

一 右旁成行共承り段々致吟味候央ニも、山川津口番所之後ろ之浜江上陸、貝のからなと拾ひ候由所役々申出候間、猶取締之儀共申渡候事、

一 中途より着涯迄始終郡奉行其外諸御役々見廻繁雜ニ而候書記ニ不能候也、

一 拙者旅宿会所ニ相定御役々出會諸吟味いたし候事、

一 今晩坂本彦五郎初書役等も寄り集り吟味且は咄いたし後刻は酒共寄合候事、

一 今夜時刻時分鹿府より肥後七左衛門・市來正右衛門御内用之名目ニ而異船見分いたし度差越候間、致滞在居候様申達置候、且江夏壯七郎・磯永喜之介ニも召列差越候段承り候事、

一 十一月十二日、晴天、今朝も御役々出會有之候事、

一四時分より坂本彦五郎・横山安之丞・野元一郎異船江差越応接いたし候賦ニ而差越候事、

一四ツ時分加治木中宿家来淵脇甚右衛門并嫡子源右衛門

・生駒甚八同列ニ而差越候、尤加治木江へ十日七時分

異船渡来之由相響、加治木家中も直ニ打立鹿府江駈統

キ候由承り候付、甚右衛門等も則申談同夜九時分打立

未明ニ鹿府江参着、暫時屋敷江相休ミ直ニ爰元江差越

候、乍去平穩之由承候付、夜前は宮ヶ濱江泊り只今致

着候段申出候也、

一今昼も又々大山崎江異人七人計上陸致測量、七時分本

船江引取候由、且同刻時分山川之内黒瀬と申石上江も

五六人上陸、是亦測量体之事いたし候旨役々申出候間、

近辺取締申付置候処、無程本船江引取候由届申出候事、

一坂本初御役々篤と致応接候処少々相通し、薪水之數且

測量之為諸所乘廻り候由相知候ニ付、右之趣早々鹿府

江問合置候、且今日も又々字引様之物老冊借入持帰り

候事、

一十一月十三日、晴曇時雨交り、今朝五前比御軍役方繪師國分八郎江御用封為持被差越到着候事、

一四時分異人共小船より番所前辺乘廻り候段届申出候間

早速取締差出候処無程本船之様引取候由、尤水計いた

し候様ニ見得候由也、

一同刻より坂本初野元等も応接として差越二時計ニ而罷

帰候、何ぞ違条無之今日へ次郎四郎ニも内分ニ而差越

候事、

一今昼も大山崎江上陸、暫時ニ而引取夕方ニも又々同所

江上り、鉄砲ニ而踏物平台之古物を的ニいたし十箇余

も射候而其辺少々歩行致し、暫時ニ而本船江引取候由、

尤模寄ニ見物人出候事ハ折角差留置候得共、色々ニ而

近方江参り候人も有之候得共何ぞ違条無之候由也、

一鹿府同席方江成行問合越し度左之通相認候事、

異国船今以滞留、今日も坂本彦五郎初野元一郎其外御

役々応接として差越候処、猶又水払底ニ付所望之段申

出候由、尤至極平穩之事ニ候、然共昨日迄は大山崎并

山川之内黒瀬と申所江暫時ツ、上陸、測量致候迄之事

ニ候処、今日ニ相成小船ニ而湊内乗廻り可申様相見得候付、早々取縮之者共差出申候、尤番船致手当置候付右之者共より手様を以押戻し候へは直ニ引返し候由、其辺之事は随分手様ニ而制し候得は伏し候ニ付先ハ致し安く御座候、然共船中達者成次第は此方之丸木船等ニ而中々追付候事ニ無之由、今日ニ相成夫丈之手数初り致心配候、尤彼方より訴事共は先ツ無之、此方より差越致応接候得は、水・薪・唐芋・庭鳥并玉子・魚類所望ニ付右之品々差送り候段ハ、都而表通申越候通ニ御座候、右ニ付致愚案候は西目御手当人数之分共ハ、指宿湊辺迄為守衛被差越置候而は何様可有之哉、兼而海防之儀嚴重被仰渡候もケ様之御用ニ可有之、左候得は最早五日程滞船少々津畑乗り廻り等致候ニ付而は警衛第一之儀ニ存候、乍去当分ニ而も御城下拔駈之若輩共も有之由、其外軽き者共異船江近寄りたがり、応接之面々も<sup>(因)</sup>入り入候由候間、御備人数被差出候ハ、味方之制度中々心配之程は難及手候半、然共

公辺御響合旁一統之人氣ニも拘り不容易事ニ付、先々

愚存之儘申上置候得は御勘考被成下度、兎角被差出候方可然及御吟味候ハ、尚又表向御問合可致候へ共、其内此段申越置候、

一昨日も申越置候通三天ニ行と申候得は、明日欵明後日方致出帆候事ニ而は有之間敷哉、今日応接ニも水共もらひ候ハ、出帆可致旨も申出、帆柱廻りも昨日よりは少々ツ、帆なと掛そふな仕掛いたし候所作も有之由ニ付、最早長々敷滞船はいたす間敷共存候得共、其所は誠ニ推量迄ニ御座候、

右は爰元之次第色々之事ニ而及心配候段は筆ニも難及御座候、何様之首尾ニ相成可申哉、何卒其元よりも折角御存寄被仰聞候様奉願候、此段為御含申上置候、以上、

十一月十三日夕刻認 駿河

石見様

近江様

一今日応接之次第夜亥刻比鹿府江仕出し候付、右之自分

問合も同様差越候事、

一今日はアメリカの正月元日ニあたり候段承候間記し置候事、

一十一月十四日、風薄雪又は晴れ、今晚指宿摺之濱迄下

總殿被差越候由、早朝指宿役々より届申出候事、

一同刻鹿府より家来黒木孫次郎参着いたし候事、

一五前鹿府より御用封到着、鹿府手当向之事并下總殿出

役之事共迄問合有之候事、

右便ニ菱刈与大口手御藏去ル十日夜六半比出火ニ而、

御米三千五百五拾俵位焼失之段申来候事、

一今早朝より異船江水送り候、尤昨日応接ニ而伝間拾五

艘分位送り呉候様申出候ニ付、昨日より差送り候得共

昨日中ニ不相調右之通也、

一今日応接利助迄差越候処、煙草并きせる共送り候由利

助より差出候事、

一四時分末川久馬を以下總殿江御用筋申遣候事、

一家来山口新之丞暇之儀申出候付、黒木孫次郎江交代ニ

而差返候事、

一下總殿江御家老座書役市來連右衛門被召付被差越候ニ付、四ツ過時分此方江御用談として被遣候間申含差返候事、

一今日も雪少々ツ、降り風も相応有之候得共、夕方大山

崎江七人程致上陸候由、乍去暫時ニ而引取候由也、

一今日鹿府江左之通申遣候也、異船今日も別而平穩ニ罷

在候、天氣時化之故欵小船乗廻り等も無之仕合之事ニ

御座候、乍去余り長滞船罷成候ニ付御響合旁之為、西

目御手当人数之分ン指宿湊辺迄被差出置候ハ、可然哉

と存候ニ付、表向御問合申越候、何分ニ茂御吟味有之

度、全御響合迄之事ニ候間左様御心得可被成候、是迄

之次第実ニ測量迄之船と相見得平穩ニ而、今形候得は

兩日中ニは究而可致出帆と存候得共、無抛前文之通御

掛合申上候間、大勢差越候上は先日も申上置候通、弥

味方之制度甚以致心配候間、御小姓与番頭は勿論御家

老座書役之内御備人数ニ当り居候者も有之候間、右之

面々江は其元ニ而能々不動弁之儀共無之様、差引取締

可有之旨御申含被差越候儀幾重ニも御頼申上候、只今さへも異人よりは返而此方之支配別而致心配候間、能々御推量可被下候、以上、

但都之城家中一件其外取締向之儀は細々致承知候、

是迄さへ段々<sup>(困)</sup>技駈之者罷在込入候事ニ御座候間、御備人数被差出候ハ、何様可有之哉と存候、何分ニも御賢慮御加可被下候、

大口手御歳焼失之儀何共存外之至り、打続太分之御米焼失残念之至御同意ニ御座候、

十一月十四日

駿河

近江様

一今晚久馬殿初書役共も毎之通咄いたし候事、

一今晚寅刻時分鹿府より御用封到着、西目御手当人数大砲組迄茂指宿迄今十四日被差出候旨申渡相成候段問合有之候、右ニ付即刻坂元彦五郎等招呼手当向申渡候事、

異国船渡来ニ付而は西目御手当人数迄を被差出宜ハ有之間敷哉、御自書を以御相談之趣致承知候、御尤之事と申談候ニ付則今日差出候事ニ候、此段及御問合候、

以上、

但別段自書を以は御返答不申越候、

寅十一月十四日

末川近江

鳴津石見

新納駿河殿

西目御備宍組・大砲備一組今日出陳被仰付候旨申渡候右ニ付而は備人数之儀は指宿辺江為扣置、物主より御自分江届被申出候様申渡置候付、其上は見計を以夫々之場所江相扣候様可被取計候、此段早々申越候、以上、

寅十一月十四日

末川近江

鳴津石見

新納駿河殿

右之式通十四日申、刻付を以申来、今夜寅之刻比到着候事、

一十一月十五日、快晴、今早朝より御役々江段々手当申渡候事、

一五前比御裁許掛築瀬源之進到着、鹿府ニ而為取締被差

越候間、勤向之儀は拙者江得差凶候様申渡相成只今到着之旨申出候間、則取締向細々申達置候事、

一引統沖直次郎・橋口源右衛門到着、右は大砲船上乗被仰付置候間、此節之異船為心得致見聞置度鹿府ニ而申出、其通聞置相成候段問合を以差越候事、

一末川久馬事四時分より指宿江為差引差遣候事、

一西目御手当物主小松相馬八ツ時分為届被參、御手当人数も今朝六半時分より追々到着、大砲迄も都而無滞引届何も相揃候旨届被申出候、尤旅宿は十二丁村之内江都而手当相成居一同組々木屋々々江罷在候由、此節初而之出陣ニ付及心配居候得共、出立之揃も存之外速々相調忽人数於鹿府申含も有之旁ニ而候哉、別而一統律儀ニ候段細々被申出致安心候事、

一今日中ニ茂度々本船模(巻)寄リ小船ニ而乘廻り致水計候向ニ見得候由、大山崎江も上り候得共至極暫時ニ而測量等は最早相濟候哉ニ見得、砂なと取り船中江持運ひ或帆なと取扱候体、近々出帆ニ而も可致模様ニ見得候由承候事、

一今日御役々段々出入御用筋申談多く有之候事、

一暮過加治木中宿家来生駒甚太郎差越、宿元之左右承り候、右之便より初雪ニ付疏人差送り候とて蒸糞少々相届候事、

一十一月十六日、東風雨強し、今朝到来問合之内左之通、

条々

此節於出陣は第一

御軍令之通士風を相嗜、頭より相達候儀堅相守一統致和熟忠勤を可相励事、

一中途は勿論滞在之場所ニおひて行儀作法正敷可專謹慎候事、

一自分陣屋を相迎、他之陣江差越問敷事、

右之趣堅可相守者也、

一四ツ時分物主嶋津隼見・北郷哲五郎・御目付四本休左衛門見廻也、

一引統林庄之助事も御備方兵粮玉薬方ニ而差越居候付見廻緩々罷在候事、

一今日天氣風雨故欵、終日異人は小船乗廻り等も全く無之候事、

一今晚久馬殿・安之丞等色々御用筋咄合之砌、江夏壯七郎一件細々申聞置候事、

一十一月十七日、暁より雪終日風強し、今昼比より坂元

彦五郎・堅山郷之丞指宿之内陣屋見分として差遣候、

暮比罷帰木屋々々別而律儀罷在候段届申出致安心候事

一今日久馬江長崎御使者之儀申渡置候事、

一今日も天氣故欵異人共小船等も不乗出昨日之通無事也

一今昼夜御用談毎之通也、

一十一月十八日、曇風、但昨日夜入時分より雪和らき風

も少し靜に成今朝も風少し和らき居候、

一今朝日出時分より異船帆を開候模様ニ有之段申来候間

早速旅宿立出津口番所後南之方浜辺江出遠見いたし候

処、掛り居候場所より最早沓里余も走り出、根占之方

江向ヶ少しハ内海之方江差向キ走り候ニ付、何方江可

參哉と一同心配ニ及居候得共、無程取返し佐多地之方江向ヶ追風ニ而帆二ツ掛走り追々外海江差向ヶ候ニ付何れ茂致安心、拙者も引取早々鹿府江注進等之致手当候、遠見出し置候者共より追々沖之方へ走行候段注進有之候事、

一四ツ過比指宿迄出張之御目付高田猛八郎・四本休左衛

門差越、指宿よりも出帆遠見いたし居候処摺之濱之方

江向ヶ走り出し、何分内海を心差候様有之候ニ付色々

案し居候得共、無程外海之方江取返し候ニ付致安心候

処、弥其通ニ而最早帆影も幽かに相成候段届申出候事、

一右通ニ而出帆相成一同致安心候間、後刻明朝ニ成り弥

帆影不相見得候ハ、御手当人数も明朝出立ニ而引取

相成可然旨、末川久馬を以申達置候事、

一下總殿事は人馬等之繰合茂有之候ニ付、明後日引取有

之候ハ、可然旨も申達置候事、

一九ツ時分御裁許掛築瀬源之進差越、弥帆影不相見得段

届申出候事、

一昼時分嶋津隼見・小松相馬・北郷哲五郎被參、異船開



帆ニ付而は御手当人数引取之儀内達致承知難有奉存候

就而は此節之儀大形自分鉄砲持越皆火繩銃ニ而いまた

調練も不致候間、為心得少々打方いたし度申出候、何

様可為仕哉之旨被申出候間、少しも不苦候間調練有之

候様、尤大砲も致打方候様、左候へ、拙者も見分とし

て可差越旨達置候事、

一右等之御用相仕廻当地正龍寺へ差越、寺家廻り等見分

且文書も致披見、左候而宝持院地頭仮屋辺など最寄少

々致見分帰宿候事、

一夕飯相仕廻書役共召列上荷船より摺之濱江差越調練致

見分候、下總殿も致出会候、調練首尾能立派ニ相濟候、

夫より水之尾台場ニ而居付之大砲二発ツ、打ち方為致

暮過帰宿候事、

一今晚久馬殿其外何れも拙者宿江集り、異船首尾能開帆

之心祝ひ酒共寄合候、久馬殿は明朝出立之筈也、

一今昼より夕方夜中迄東西浦々より異船帆影弥々以不相

見得段追々届有之候事、

一鹿府江は今朝開帆之刻則早打を以申越置、夕刻も宿次

を以尚又成行申越置候事、

一十一月十九日、夜前より雨昼小雨夕方晴ル、

一四ツ時分打立、次郎四郎・用達堅山・坂元・野村等召

列、兒ケ水濱浦見分として差越候、中途小雨降候得共

無程兒ケ水浦龍山寺江参着、茶共給へ直ニ打立、天保

七年比異国船渡来、嶋津但馬殿・御用人新納主税など

出張之場所共見物いたし、夫より半里計遠見番所並塩

硝藏共見分いたし、此節異船之通帆筋など承り諸事細

々致見分、夫より直ニ引返し、山川之内大山村罷通り

鳴川江出、同所水車油澄所江参り致見分候、当分支配

人松元貞次郎と申者は鹿府江罷帰り居手伝共迄ニ而、

詰合見聞役岡村新之丞出会諸事演説也、当分は菜種子

一・二千石位ツ、一ヶ年ニ澄方有之由、以前は式千石

位ツ、之由候得共当時右之通之由、見分濟茶漬并酒壹

通差出候間急キ相仕廻、夫より同所寄御藏本常平倉御

困など致見分、夫より上荷乗船ニ而指宿之内大山崎之

台場江差越、此節異船碇泊之辺江碇り沈め置、其上ニ

長き竹結付夫に筵を張り夫を目当ニいたし、右之台場より居付之大砲三挺三発ッ、試打為致候処至極直通り能打付候、少々手前ニ落候も有之候へ共多く遙打越し候ニ付、異船罷在候而も退散相違有之間敷存候、且又同所塩硝蔵見分いたし、左候而拙者共ハ右之台場ニ罷在、山川之御番所後之台場よりも右之目当ニ而打方為

致候処、是亦少々手前ニ落候も有之候得共多くは打越し候ニ付、此節体之異船打払相成候而も最安き事と存候、右旁相済暮過致帰宿候事、

一 今曉鹿府より参候御用封返答等は野元江申付置、拙者共は兒ケ水江差越候間不罷帰内ニ仕出相成居候事、

一 明朝打立指宿之方江差越候致手当候、今晚仕廻旁左之通、

一 此節異船渡来ニ付而は当所郷士年寄初役々別而精勤致大儀候ニ付、惣人数式拾人ニ付相中江金千疋遣置候事、

一金五両

宿亭主

河野覺兵衛

但

毎日賄方より晚酒食迄亭主取替具候ニ付右之通残し置候事、

一同式歩 下宿始より終迄之者江

一同式歩 右同半日教之者江

一同式歩 右同同断之者江

一同式歩 茂右衛門宿主江

一同式歩 滞在中子共給仕差出候間

四五人之

相中江遣置候事、

一同式歩 滞在中之用聞野入甚左衛門江

一指宿役々より彼方江中一日滞在いたし、郷士中調練は

勿論武芸等迄見分いたし呉候様、先日より願ニ付何様可致哉、野元等江及吟味候処其通有之可然と相決、今晚より其段年寄上山善太夫相待居候ニ付申達候事、

一 十一月廿日、曇雪氣、今朝五時分供廻迄仕廻方相揃候

ニ付坂元彦五郎・野元一郎初召列候、御役々一所ニ出

立、山川之内琉球産物方会所并三嶋方会所并津口番所、

且番所後口之台場并居付之大砲等見分いたし、大砲は

七百目迦農カルロンナーテホ三挺、外ニ先年之御手当

筒三百目位之箱台二挺有之候、右等見分仕廻夫より南

之方松山迦れ之古台場致吟味訳有之見分いたし候、是

は天保十五年甲辰十二月築之と石ニ彫付ありて、園田

與藤次差図之台場ニ而候由、夫より引続砲門五ツ有之、

是は安田助左衛門掛ニ而築御軍役之御手当初り比築立

置候由、右見分相濟又々番所之前江出夫より乗船、大

渡り下代蔵下江着船、同所御蔵内致見分候、当御蔵は

免本千百石位ニ而候得共、柄代米上納等有之、現納は

七百五・六拾石位も有之候由、旁見分相濟夫より指宿

役々共案内に出候間、山川役々は差返し乗馬いたし指

宿新宮社江参詣、金貳百疋奉納社人共より神楽共奏し

奉り、神酒共為致頂戴候間夫等相仕廻、二月田御茶屋

致拜見、七ツ時分宮ヶ濱地頭飯屋江致着候事、

一着涯軽き料理差出候間、拙者父子并坂元・野元・堅山

・市來・野村并用達迄も緩々相仕廻候処、直ニ武芸手

當いたし候間示現流・天真流・鏡智流業合致見分暮時

分相濟候、名前等は別ニ書記いたし置候、

一今晚召列候御役々并受持郡奉行東郷吉左衛門今朝より

付添世話ニ而何れも夕方より飯屋江打寄、尤所役中よ

り酒共差出候間緩々寄合候事、

一着涯今和泉役人矢野權太夫髭籠二ツ持参ニ而見廻也、

其外少々見廻等も有之候得共略ス、

一十一月廿一日、晴天寒風、今朝飯屋下浜ニ而御備組調

練致見分候、召列候御役々出役也、右相濟直ニ帰宿、

昼前相成飯屋ニ而弓致見分候、三ツの金の的壹建ツ、

ニ而園田宇左衛門・永池吉右衛門二矢いたし候ニ付、

弦十掛ツ、褒美遣置候、尤現品無之候ニ付貳朱銀壹切

ツ、弦之場ニ遣置候、惣名前は別記ニいたし置也、

一右相濟源忠寺江差越寺家共見分致居候処、鉄砲人数揃

宜候段申出候間、源忠寺下浜手ニ而種子嶋家流儀三寸

筒廿五間ニ而三ツツ、致見分候、湯地逸介板二ツ星一

ツ中候ニ付、褒美として塩硝壹斤・料物貳朱銀壹切遣

置候、引続和田家流儀見分いたし、是亦間敷等同断ニ

而建越し中無之ニ付褒美之不及沙汰候、七過比相濟候  
ニ付引取掛飯屋下ニ而馬乘見分いたし暮前相濟帰宿、

一今晚野元其外何れ茂坂元旅宿江集り度申出候間、其通  
いたし候様馬場より相別れ候事、

一今晚東郷吉左衛門被參候而明晝出立之人馬手当等世話  
ニ而、尤今晚も所役々より酒共差出候間、吉左衛門寄  
合且所役々江盃共差遣し緩々致咄候事、

一明朝出立ニ付所役々并武芸致見分候一同人数中より着  
等差送り、其外所中より土産品共差送り候事、

一右ニ付今晚所役々中并在方等江左之通り目録ニ而遣置  
候事、

一金貳百疋

右新宮社江寄進

一金千疋

指宿郷士年寄其外郡見廻庄屋迄役々相中江

一金千疋

同所無役郷士中江

一同千疋

同所在浦相中江

一同貳百疋

異国船到来之節早打として鹿府江罷越候郷士年寄上  
山善太夫江

右之通寄進并差遣置候事、

一十一月廿二日、曇天夕方微雨、今晚二番鳥比飯屋打立、

野元・坂本等初御役々同断ニ而六ツ時分喜入宿場江参  
着、此所ニ而飯被差出候間上下一同相仕廻直ニ打立、

平川村之内浜辺江床机(九カ)ニ而休ミ煙草共給へ、谷山町迄  
九ツ時分参着、是枝助次郎所江立宿いたし、此所迄島

津右膳殿・伊集院彌右衛門・東郷一介など為迎被參居  
候間、緩々休ミ酒・飯共寄合七ツ時分打立大鐘時分主

従無滞帰着安心いたし候事、

一帰着之届足痛有之用達を以石見殿江申出置候事、

一御軍賦役并書役等は谷山町ニ而暇差出置候事、

一暫時之旅行ながら宿元旅先共ニ無事ニ而候間、今晚家  
内并用頼等打寄り心祝ひ之酒共寄合候事、

一十一月廿三日、四時出勤、月番御用人川上右近を以昨  
晚罷帰候届申出置候、左候而八ツ退出、

一異国船無事退帆之成行等、猶又今日急飛脚差立江戸江  
御届等申上候事、

一今朝より公私之事ニ付見廻衆段々有之候得共略ス、

一十一月廿四日、出勤、八ツ退出、夫より周防殿江参上、  
山川之成行細々御届かた／＼申上置七ツ半時分帰宅、

一十一月十四日、朝雪相見得、拙者山川江旅行留守ニ候  
得共、在番親方嘉手納より安否為尋蒸羹二箱・焼酎砵  
一双贈り有之候由、右ニ付旅帰之上十一月廿四日挨拶  
共申遣候事也、

一十一月廿五日、七ツ時分野元一郎被参、明日江戸江急  
キニ而差立異国船一件御届かた／＼申上候筈ニ付御用  
談也、暫時ニ而被帰候事、

一十一月廿六日、今日野元弥出立いたし候ニ付、江戸山

田井豊後殿江書状等差遣候事、

一十一月廿七日、夕方より蒲生郷右衛門殿・汾陽次郎右  
衛門殿・新納主税殿・上井甚七・新納四郎右衛門・東

郷一介緩々相招候、尤蒲生・上井は来月朔日出立ニ而  
佐土原江差越候筈ニ付名残咄有之候也、尤右次第ニ付  
蒲生等より色々遣物等も有之候事、

一同日指宿役々三人差越、先比彼所江滞在色々致下知候  
礼旁として見廻且所在物左之通差遣し候、

一肴 一折  
一酒 一樽

式行料物尅貫五百文

一玉子 一台  
一紙袋 五ツ

郷士年寄  
園田宇左衛門

組頭  
常松太郎次

地頭横目

徳永玄昇

右は此節彼地段々致下知候為礼差出候事、

一赤貝塩辛

三壺中程

一葉煙草

一包貳拾斤位

郷士年寄始

役々中

無役郷士中

諸在并浦中

右は三組江千疋ッ、取合三千疋遣し置候間、為礼右之通差出候、

一葉煙草

一包二拾斤位

郷士中

右は武芸等致見分候者共より為礼同断、

右之通役々出府ニ而礼申出候事、

一十一月廿八日、佐土原より御状并雁沓羽・穂北紙三束

被下候、尤拝借金願之通被仰出候御礼也、

一八ッ後より御軍役方人数都而相招候、惣頭取小松相馬、

御軍賦役福崎半次郎・税所七郎右衛門・野村彦兵衛・

永田新八郎・法元左衛門、書役永田與右衛門・岩元

清藏・甲斐彌右衛門・田代孫九郎・野村仲左衛門・永

田直右衛門・有川宗兵衛・橋口助右衛門・龜山甚介ニ

而緩々咄いたし、夜入四ッ時分一同帰りニ而候事、

一十二月二日、八ッ後大興寺月香院江致参詣候、今日は

(新納久備女) 淨貞君御正忌日ニ而殊ニ拙者儀当御役被仰付候初而之

御日柄ニ付、先日金子二百疋月香院住持江遣し今日御

靈膳相備御回向いたし呉候様頼入置候付、拙者参詣之

節御靈膳差上御経致読誦、二汁五菜ニ而御靈膳下拙者

共江も差出候ニ付被下候而罷立候事、

一十二月三日、先月末定式中急飛脚差延置今日相立候ニ

付、毎之通江戸山田氏江極一筆之書通いたし候事、

一十二月四日、夜前遅方柿本寺通居住之川上十左衛門・

種子嶋城助新上橋先キ苗木場近辺ニ而及刃傷、川上某

嘉永7年

を仕詰候心得ニ而種子嶋某も極々深手負居候得共罷婦  
候由ニ付、朋友并親類共駈付双方共介抱いたし候処、  
川上事息通ひ居候ニ付則より養生いたし候処、追々心  
氣儘ニ相成候様子ニ付種子嶋も致養生候由、川上は額  
脇ニ大疵其外腰ニも相心之疵有之額八・九針も縫候由、  
種子嶋は真向沓ケ所手之指并足之キヒスなと江有之、  
至極危有之候由也、

一 大口家来川畑源右衛門・久保田平助、此節山川江拙者  
出張ニ付為見廻差越今朝着いたし候事、

一 十二月四日、在番嘉手納親方内意事有之、聞役当分病  
氣ニ而藏役樺山十郎太同伴ニ而被参候、右ニ付送り物  
左之通、

覚

御扇子 一箱

金之火炉 一

御吸物膳 十

紺地嶋細上布 二端

紺嶋細上布 二端

嶋袖 二端

貢緞 一本

氷砂糖 一籠

焼酎砵 一双

以上、

嘉手納親方

一 十二月六日、八ツ後井上嘉左衛門・山口喜三右衛門・  
友野市助殿等被参候、今日八ツ時江戸より之飛脚到着  
ニ付御用筋有之ニ付而也、左候而友野氏ハ夕方ニ被帰  
候事、

一 十二月七日、諏訪數馬殿御軍役方惣頭取兼務被仰付候  
其外御役替等段々有之候事、

一 大乗院新任光山事も下着今日謁いたし候事、

一 十二月九日、御用人菱刈等より左之通、

新納駿河殿

其外様は服紗・小袖・半袴

右御家老御役被 仰付御札相濟候ニ付、来年頭より当  
御役ニ付御太刀進上於江戸被仰付候、尤年々仰渡は無  
之候、此旨登殿被仰候、以上、

十二月九日

菱刈本之介

伊集院隼衛

右之通直承知之筋を以用達江被相渡候事、

右は於江戸御太刀進上と有之候得共、御在府之年は江  
戸、御在国之年は御当地ニ而進上被仰付候由承候事、

一十二月十日、朝五時福昌寺江

(島津重豪女子)  
廣大院様

(島津齊宣)  
大慈院様

(島津宗信)  
慈徳院様御忌日付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣霊様江御代拜

廣大院様江は着服のしめ・半袴

右之通相勤別勉也、

一都之城豊前殿初いづれも様御出可被下旨先日より申入  
置、今日八ッ後より豊前殿御夫婦并御懷芳壽院との・

一宗八郎殿・哲五郎殿奥方御出被成候、右ニ付亭主前新  
納主祝殿・東郷左太夫・東郷一介并おいつさま・およ

しどの被参候而御相付被成、四ッ過比御帰リ被成候事、

一十二月十三日、御煤弘ニ付当番迄罷出候付拙者出勤不  
致候事、

一七ッ後御船奉行長崎勘介被参候、於瀬戸村御造立之大

砲船今八時分前之濱江廻船いたし候段届被申出候間、

前代未聞之御船速ニ成就廻船之段、互ニ大慶いたし候

旨申合候事、

昇平丸一艘奉

命隅州於櫻島製造之、嘉永六癸丑年五月廿九日瓦手斧

初、同年六月廿四日瓦居、同七甲寅年四月三日船卸、

同年十二月十二日成焉、



御家老島津豊後・新納駿河、御軍役奉行三原藤五郎、

御側役格福崎助八、御船奉行長崎勘介、御軍賦役田原

直助、聞見役森林兵衛、御船手下目付森田仲右衛門・

岩切與兵衛、御船手書役黒田鐵兵衛・池上平左衛門、

御船頭華田喜三左衛門、御船大工頭福崎仲左衛門

但都而書下し

右之通昇平丸江彫付記置候様 御沙汰被為 在、書調

方田中仁右衛門江被仰付鱸柱下江書記彫方相成候事、

安政二年卯七月

一 今晩山田十介被參候、土風取扱沙汰之私考書持參也、

一 十二月十五日、出勤、月次御礼毎之通席々謁ニ而有之、

左候而此節從

公辺被仰出候武家諸法度三御役場ハ於水仙之間致拜文

候事、

覚

寒中

指宿

一 御着 一折

一 御酒 一樽

一 玉子 一台

一 紙袋 五ツ

右御地頭様御方

一 御着 一折

一 御酒 一樽

一 玉子 一台

右御隠居様御方

一 御着 一折

一 十二月十四日、四ツ後より鹽屋村之作り硝石木屋見分  
として差越候、石見殿・近江殿・登殿同断也、御軍役  
奉行三原藤五郎御軍賦役等出役也、緩々見分いたし八  
ツ過帰宅、

一 地廻唐船老艘加世田片浦江致漂着候段届、硝石方江罷  
居候内到来、早々御役々被差越候手当ニ及ひ候事、

一 七ツ後大砲船御造立方掛田原直助見廻、是亦昨日廻船  
ニ付乗付ニ而候間成行届かたくなり、

一御酒 一樽

一玉子 一台

右奥様御方

一御肴 一折

一御酒 一樽

一玉子 一台

右御子様御方

合料物銭ニして四貫九百文

十二月十五日

郷士年寄  
上山善太夫

覚

中屋敷十七間老反老睦式歩

御地頭屋敷

(豆)  
大ツ式斗四升式合

高ニして七斗式合九夕卷才

三斗八升代三分一上納

一油なたね式斗 口入

一真米卷升六合 役米

一同九合 賦米

一同八合 卷升ツ、

一麻苧七匁九分

右は所務代上納仕度御座候間宜様奉願候、以上、

寅十二月十五日

郷士年寄  
平嶺新藏

右之通申出年々右之所務代豊凶無構代金卷歩ツ、上納  
いたし来候由ニ付、其通為致上納候事也、

一明十六日吉辰ニ付川上式部殿御家内相招、夫より此節  
もらひ受置候おせひとのも滞在ニ為致度申談、今晚道  
具共取寄置候事、

一十二月十六日、弥今日川上家より御出被成、七ツ時分  
源十郎殿・高橋縫殿殿用頼加世田正兵衛、引統縫殿殿  
御母公并奥方・源十郎殿御母公并御妹子第一おせひと  
の御列立一所ニ御出被成候、亭主前ニは新納主税殿・  
畠山藤次郎殿・鳴津右膳殿・およし殿などニ而、誠ニ  
近親之分少人数相催し、馳走も掛杯・差身・組付之吸

物并味噌吸物、大平取肴ハ右ニ応し差出、一汁三菜之料理、引物菓子ハ高麗餅ニ而當時柄之御趣意ニ応し極々手輕ニ取仕立、次郎四郎杯事も一同揃ひ之上吸物相初、杯取替し之節成行ニ而取替し為致候事ニ而、何も造作なくいたし緩々咄ニ而九ツ過比何れも御帰被成候事、

一十二月十七日、昨日おせひとの呼入候ニ付而は次郎四郎同席方相招酒共振廻度申入候得共、當時柄之事ニ而何れ茂より断ニ付今日猪之汁ニ飯共取合差出置候事、

一十二月廿日、御船手内見分として四ツ過より差越候、尤友野市助・福崎助八其外御役々出會也、左候而向後御船手江も差越御召船初細々致見分、八ツ過相濟引取候事、

一川上源十郎殿所江今日家内中参候様先日より承り居、おせひとの五ツ目之祝ひ也、右ニ付拙者は御船手帰り直ニ参候、次郎四郎・お久なと追々参候、外ニ畠山藤

次郎殿・新納主税殿・高橋縫殿殿などニ而、極少人数にて緩々相咄九ツ時分罷立候、当分式部殿在琉ニ付何篇縫殿殿引受世話被致候由也、

一十二月廿一日、当春下町大火後下町小路広メ方被仰付成就ニ付、今四ツ過より御役々出會、大勢列立広小路入口より御役々一所ニ広メ方相成候、平野屋小路より石燈爐江出、下町会所ニ而昼飯差出候間給へ、夫より浜手江下り築土手場見分、夫より加治木長屋廻り見分、夫より若宮脇通より松原通見分いたし、石燈爐通町門涯より御役々は会所へ差置拙者は引取候也、尤御役々は会所へ差越御用談之賦なり、

一十二月廿一日、在番嘉手納親方始役々見廻ニ而品々左之通贈り也、尤館内江招請之儀承候得共御用難迎趣を以断申入候ニ付而也、

進上

御掛物林梅筆

一幅

御花入

一

沈金御夜喰膳

十

縮緬紅白

二卷

以上、

嘉手納親方

進上

御重甘物

一組

焼酎砵

一双

以上、

嘉手納親方

進上

散砂糖

一桶

以上、

琉球

役々相中

右之通持参見廻也、尤当分琉館役々

藏役

渡久山親雲上

久場親雲上

書役

久志親雲上

嘉手納親方与力

伊野波親雲上

一十二月廿四日、曇風、今四ッ前出宅下町石燈爐通津畑

江立宿いたし石見殿・近江殿・登殿待合、先日御成就

之大砲船見分として三原藤五郎・福崎助八其外御船奉

行・御軍賦役等相揃四ッ時分御船江乗付、直ニ帆を揚

花倉辺迄走り、夫より取返し沖小島之方江走り試候処、

帆前楫前奇妙ニ自在成事ニ而大砲も試打候処、是茂宜

敷何も申分無之上塩梅ニ出来候而、掛り御役々我々等

一同致大慶候、左候而中海江碇を卸シ汐掛ニ而弁当寄

合、八ッ半比橋船より上陸七ッ過帰宅、伊織殿被差越

答候処嫡孫七才之男子今晝天亡之由、笑止千万之仕合

ニ而候事、

一十二月廿五日、江戸山田氏より書状到着、今日御殿ニ

而仙波より被相渡候事、

十二月廿六日、五過福昌寺江

(島津重豪雜志)  
玉貌院様御忌日付

大守様御代参

宰相様御代拜

但

御惣霊様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤夫より出勉、八ッ退出也、

十二月廿七日、年号安政と改元之儀去ル五日於江戸被

仰渡、右之当日より諸書付等も安政と可致旨申来候段

今日諸向江申渡相成候事、

十二月廿八日、夜入知識七之丞被参候、先月廿九日江

戸被差立候中急飛脚到着ニ而御用封持参也、

一同日在番嘉手納親方見廻ニ而、此間御用筋万端預世話

候趣を以て左之品々持参なり、

覚

桃紅松垣紗綾 一端

白松垣紗綾 一端

御重甘物 一組

以上、

嘉手納親方

一同日歳暮之為祝儀同人より海鼠一重・焼酎砵一双贈り

有之候ニ付、此方よりも鮮鯛一折・猪一肢・酒一樽為

祝儀差遣候事、

十二月廿九日、今日飛脚便より江戸山田氏并豊後殿等

江書状差遣置候事、

一今日於殿中山田より之書状老通仙波より被相渡受取候

事、

十二月晦日、安之介事昨朝より相応熱氣有之今昼迄も

差而引分ケ無之候ニ付、度々朝稻三益相招致直診(診カ)もら

ひ候処、夕方より別而気分能相成大慶いたし候事、  
一 今日佐土原より左之通、

一 里芋  
一 台  
右御地頭様御方

新納駿河殿江

口上

郷士中

太守様益々御機嫌能可被成御座珍重御儀奉存候、次

一 御肴  
一 折

貴様弥御堅固可為御勤珍重存候、然は拙者政事向等之

一 里芋  
一 台

儀ニ付浦生郷右衛門方上井甚七佐土原江被差越候処、

右御懷様御方

田中源五左衛門方茂被差越被下候様奉願候ニ付、都合

郷士中

向之儀御承知被下早速江戸表江御申上越被下候処、被

一 御肴  
一 折

応願可被下旨被

一 里芋  
一 台

仰出候趣承知仕忝次第奉存候、誠ニ御世話之程別而忝

右奥様御方

郷士中

存候、右御礼以使者申入候、仍鴨賣卷二・御樽代五百

一 赤貝  
一 台

疋致進覽之候、以上、

鳴津淡路守使者  
富田六兵衛

一 里芋  
一 台

右御子様御相中

覚

指宿

郷士中

歳暮方

一 御肴  
一 折

一 御肴

一 折

一 玉子  
一 台

一 御酒

一 樽

一 耳組具座  
二十枚

嘉永7年

但裏付筵引替  
右御地頭様御方

一御肴  
一折

諸在中

諸浦中

一御肴  
一折

一玉子  
一台

一御肴  
一折  
右御奥様御方

右御懷様御方

諸在中

諸浦中

一御肴  
一折

一玉子  
一台

一御肴  
一折  
右御子様御相中

右奥様御方

諸在中

諸浦中

一御肴  
一折

一玉子  
一台

一中紙  
一束  
右御地頭様御方

右御子様御相中

諸在中

町中

一御肴  
一折

右地頭様御方

一中紙  
一束  
右御奥様御方

諸浦中

町中





嘉永7年

右御地頭様御方

諸在中

錢ニして七貫四百六拾文

右之通ニ而候事、

一里芋

一台

寅十二月

右御地頭様御方

諸浦中

一肴料

金百疋

以上、

郷士年寄

上山善太夫

一肴料

金百疋

組頭

田中休左衛門

右同断

兵庫殿より

右之通歳暮祝儀として差遣し尤現品左之通、

一里芋

拾六俵

一大鯛

二枚

一玉子

四百

一酒

一樽

一耳組筵

二拾枚

一生蠟

一玉四拾七斤

一赤貝

壹俵

一塩鱒

一尾

外ニ

伊勢海老少々

一酒

一樽

かう貝 少々

一肴料

金三百疋

祝物代

一ふのり

五枚

重富屋敷より

今和泉屋敷より

種子嶋屋敷より

右之外段々歳暮為祝儀贈り品も有之候得共、大方肴・酒之両種等ニ付略ス、

一当年中無事致加年、家内中目出度歳暮相祝ひ候事、

〔表紙〕

新納久仰雜譜

安政二年卯正月ヨリ  
同年三月廿一日迄

此冊以下三冊ハ騰写スル者ノ意匠ニテ如此ナルモ原書ノ書方ハ前例ニ同シク即チ左ノ通、

一、正月元日微雨全朝五ツ半時分出勤……ニ作り以下之ニ準ス今一々訂正セス、

文中語尾ニ仮名字ヲ加ヘヌ、本字ヲ仮名ニ書シタルモ、多シ則暫時、しばし○迄、まで○致、いたし若クハぶ、より○也、なりニ作ル等ノ類ナリ、意義異ナラサルヲ以テ一々訂正セス、

安政二年乙卯正月より

正月元日、微雨、

一今朝五ツ半時分出勤、例之通御祝儀席々謁有之、拙者月番にて毎之通相勤、四ツ過御用相仕廻ひ候ニ付退出候事、

一御役ニ付進上御太刀馬代年内例之通相納候事、

一窪田諏方社并南林寺江参詣、同山中墓参り其外加治木屋敷日置島津石見殿、其外近親之衆江退出掛見廻候而致帰宅候事、

一夕方家内中規式例之通取替候、当年は安之介并おせひとの初目出度規式いたし候事、

一安之介一昨朝かたより之不平心配いたし居候へとも、今朝機嫌余ほとよろしく相成大慶候事也、

一今日年礼見廻客多人教有之候得とも名前略、

同二日、朝薄雪、

一今日四ツ前出勤、月番迄罷出御用仕廻限りニ而四ツ過退出也、

一退出掛福ヶ迫諏方社并興国寺江参詣いたし候得とも、

天氣合ニ而墓參ハ不相調候、夫より重富・今和泉初都之城・宮之城・垂水、尤近親之衆江見廻、八ツ過帰宅いたし候事、

一安之介いよ／＼快方ニ候、喜悅之事也、

一今日祝儀見廻客余多なり、

同三日、晴天

一今日四ツ前出勤、例之通諸士御祝儀謁有之、引続き御

松籙子相初り、九ツ過相濟候ニ付御用仕廻退出いたし

候事、

一今日年頭飛脚差立候也、

一今日も見廻衆は余多有之候也、

一安之介順快最早平日程也、

同四日、快晴

一今日出勤、八ツより退出例之通也、

一今日乙名祝ひ、当年より御役料千石之乙名参り候ニ付、

三十人余男女参候て名頭も七人ほとニ付、大餅七ツ遣

し賑々しく致祝ひ候事、

一七ツ後急飛脚到着、江戸旧臘十一日被差立候御内用なり、尤江戸おひて 御惣方様御機嫌よく被遊御座候御左右也、

正月五日、曇寒風強

一今朝出勤、八ツより退出、夫より興国寺へ墓参り致、

七ツ過帰宅候事、

同六日、晴天

一今日出勤、四ツ過御祝儀濟退出いたし砲術館江御流儀

初ニ出席、近江殿・登殿且又筑後殿五ツ時より出席有

之、拙者差越候時分は御小姓与以上相濟居候、夫より

郷士以下相初り八ツ前ニ惣て相濟候間、直に銘々退席

いたし候事、

士以上九百七十人

郷士以下八百五十八人

惣合千八百式拾八人也、

一今日地頭所指宿役々年頭之祝儀として見廻候間、面会  
いたし盃とも遣し候、年寄上山善太夫・組頭田中休左  
衛門・横目小田武兵衛・地頭横目是枝爲兵衛外ニ在役  
四人にて候、毎之通役所におひて吸物・酒・飯迄差出  
し緩々振廻候事、右ニ付祝物左之通也、

覚

指宿

老番年頭方

一御肴 一折

一御酒 一樽

右御地頭様御方江 郷士中

一御肴 一折

一御酒 一樽

右御懷様御方江 所中

一御肴 一折

一御酒 一樽

右奥様御方江 所中

一御肴 一折

一御酒 一樽

右御子様御方江 所中

一御肴 一折

一御酒 一樽

右御地頭様御方江 諸在中

一御肴 一折

一御酒 一樽

右御地頭様御方江 町諸浦中

式番年頭方 一御肴 一折

一御酒 一樽

右御地頭様御方江 郷士中

一御肴 一折

一御酒 一樽

右御懷様御方江 所中

一御肴 一折

一御酒 一樽

右奥様御方江 所中

一御肴 一折

一御酒 一樽

一御酒 一樽

右御子様御方江

所中

右式行料物三貫文

郷士中

一御肴 一折

一御酒 一樽

右御地頭様御方江

諸在中

一御肴 四折塩  
一御酒 四樽

右式行料物四貫五百三拾弍文

諸在并諸浦より

一御肴 一折

一御酒 一樽

右御地頭様御方江

町諸浦中

右御地頭様御方江

一御肴 六折塩  
一御酒 六樽

以上、

郷士年寄  
上山善太夫

組頭  
田中休左衛門

横目  
小田武兵衛

御地頭横目  
是枝爲兵衛

右式行料物六貫八百文 所中

右御懷様并奥様

御子様方江

合料物拾四貫三百三拾弍文

卯 正月六日

一高岡地頭石見殿湯治中先比預り候礼として、見廻左之

通持参也、

一御肴 二折生

一御酒 二樽

一御肴 一折

一御酒 一樽

覚

右式行料物金百疋

正月六日

一 今日安之介初誕生日ニ付立初之餅踏いたさせ家内中ニ  
て盃とも取替し候、左候而大口居住之家来松坂平右衛  
門先日より祝儀として差越居、右平右衛門は家内子とも  
栄へ居候者ニ付、今日安之介塩親父ニ約束いたし候事、  
一同日佐土原より左之通、

一 鴨簧卷

二

一 御樽代

金五百疋

使者

富田六兵衛

一 穂北紙

式束

一 肴

一 折

一 酒

一 樽

富田六兵衛

右は用向有之出府ニ而、右之通被下且は贈りニ預り候  
事也、

正月七日、晴天、

一 今日五ツ過出宅、福昌寺江

(島津重豪母)  
正覺院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服對斗目・半袴

右之節

英猷殿江年始ニ付御代参

右之通相勤め夫より出勤、八ツより退出、今日例之通

御一門方初大目付以上并奥向御役々々まで若菜之御祝儀

申上候事、

正月八日、雨天、

一 昨日昼時分より寒熱ニて不氣分に付帰宅則打伏し候処

今日も同断引入居、致薬用候事、

同九日、晴天、

一 今日も病氣ニ而出勤不致候、去ながら快方也、

一 今日佐土原江御礼旁として、左之通進覽且ッは差贈り候事、

一千鱈 一箱

一大花入 一

淡路守殿江

一六合入煙草 一箱

一白焼茶家 二ツ

富田六兵衛江

同十日

一 今日拙者氣分平快罷成候事、

一 地頭所指宿郷士とも当日より諸武芸初に出府いたし候

ニ付、拙者も見分いたすへき旨達置候得とも、拙者病

氣にて延引いたし置、今日八ツ後より一同呼出し書院

座内にて一通り逢ひ候上、直に庭にて諸芸いたさせ候、

右ニ付諸流之事情得とも近隣梅田九左衛門ハ御目付、

殊ニ彼門人も罷在候付、被参候而見分いたし被具候人

数左之通、

御流儀示現流東郷藤兵衛方

園田 莊助

鎌田 矢九郎

中村 八郎太

徳永 善左衛門

山下 覺 矢

堀之内 笑太夫

福嶋 伊左衛門

天真流 劍術川上八郎方

黒木 八郎

永山 新八

寺田 序助

脇田 六次郎

市來 善太郎

山下 三次

佐土原 新太郎

生駒 傳左衛門



上山治右衛門  
 上山勘太郎  
 坂本平八郎  
 上山嘉左衛門  
 永田源五右衛門  
 鎌田玄悅  
 永山新兵衛  
 石嶺源次郎  
 上山善五左衛門  
 山本與七左衛門  
 山本五左衛門  
 四本喜左衛門  
 坂本六彌  
 圖師熊五郎  
 野村相助  
 田中仲五郎  
 黒木勘右衛門  
 小田新太郎

鏡智流鑓術梅田九左衛門方

表

前田勘助  
 坂本休兵衛  
 田中休左衛門  
 湯地逸助  
 寺田序助  
 永山新八  
 田中仲五郎  
 園田莊助  
 徳永善左衛門  
 圖師熊五郎  
 日高藤左衛門  
 上山善五左衛門  
 小田新太郎  
 山下三次  
 中村八郎太  
 黒木勘右衛門  
 佐土原新太郎

表手数

石嶺源次郎  
鎌田矢九郎  
永山新兵衛  
田中休左衛門  
前田勘助

入身

永山新兵衛  
圖師熊五郎  
日高藤左衛門  
小田新太郎  
上山善五左衛門

仕相

福嶋伊左衛門  
小田新太郎  
上山善五左衛門  
鎌田矢九郎  
圖師熊五郎  
湯地逸助  
田中休左衛門  
前田勘助  
湯地逸助  
鎌田矢九郎  
田中休左衛門

入  
突  
突  
突  
入  
突  
突  
突  
前田勘助  
田中休左衛門  
石嶺源次郎  
小田新太郎  
湯地逸助  
佐土原新太郎

惣人数三十四人なり、業合  
右之通いたし、

差引郷士年寄  
上山善太夫

右之通ニ付七ツ前より打立暮前相濟、九左衛門事直に  
被帰候也、指宿惣人数江鯨之汁ニ而飯差出し、酒は料

物金三百疋差遣し問屋等ニ而可然取計候やう相達、且

又兄とも三人参り居候ニ付、右之者江扇子式本ッ、墨

老挺・百田紙三帖ッ、遣、并惣人数之内稽古にて上下

とも損し候者も罷在候ニ付、在合之芭蕉布八反遣し候、

郷士ともより此方江肴酒料として錢三貫文差送り候事

一指宿役々中より此内此方江嫁もらひ受引結び祝ひ候ニ

付、今日右祝儀として肴料錢老貫文差送り祝儀申出候

事、

正月十一日、雨天夕方止、

一今日より出勤、八ッ退出、今日毎之通梅の間におひて、

奥表之御鎧之餅御祝ひ致頂戴候事、

一今日御役替等多人数有之候、其内伊集院亘殿・税所七

郎右衛門・愛甲清之丞・新納八郎太・新納謙齋等見廻

有之、其外は名前略ス、

正月十二日、雪雨風、

一昨十一日七ツ時分坊泊之沖七・八里も可有之所、異国

船通帆いたし候段今朝届相達候、然れとも昨夕方相成

帆影等も不見得候段、ほとなく相達候事、

同十三日、雪四五寸也、

一昨年より当春ニ成寒氣例外厳しく、始終雪氣不相晴右

之通也、

一今日八ッ半時分御用人末川久馬長崎より只今罷帰候と

て届参られ候、尤旧冬山川江異国船渡来之御届御使者

にて旧臘廿一日長崎江着、翌日内届申出有之候処、同

廿三日則表向罷出られ候様達有之、御奉行衆・御目付衆

役所江罷出御届向無滞相勤候段、細々届被申出候事、

正月十五日、

一四ッ前出勤、八ッ退出、毎之通寺院并月次謁有之候也、

同十六日、不見得、

同十七日

一夕方泉徳寺住持一傳伊集院よりかへり掛とて立寄候而  
寺務等之儀細々申達置候事、

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服熨斗目・麻袴

右之通相勤候処 御靈膳下被差出候ニ付頂戴いたし、

夫より出勤、八ツ退出いたし候事、

同十八日、雨、  
一七ツ後より加治木屋敷江参り候、尤先日より承り居候  
外ニ筑後殿老人客居なり、主居には島津相馬・村橋敷  
馬・畠山藤次郎参り居られ、且ツ川上林助・川上恕哲  
等参り居取持なり、色々之御馳走に而候、訳ハ拙者義

一七ツ後福永仁右衛門参られ候、新納權左衛門一件ニ付  
相談事有之候なり、

豊後殿在旅中、彼方内用向承り候旁ニて候得とも、其  
後緩々招きも無之ニ付てなり、四ツ前罷立候事、

正月廿一日、晴天、

正月十九日、不見得、

一今晚田中源五左衛門・豎山郷之丞・新納四郎右衛門相  
招き候、源五左衛門事来る二十六日出立佐土原江差越  
ニ付てなり、

同廿日、曇、

同廿二日、快晴、

一夕かたより微雨、今朝五ツ過出宅、福昌寺江

(島津重豪)  
大信院様御正忌日且年始ニ付

(島津吉興室)  
賢章院様御忌日并御同断ニ付

太守様御代参

一今晚東郷左太夫・東郷一介并都之城役人北郷四郎左衛  
門・北郷新太郎緩々致咄候事、

一今日在番嘉手納親方見廻にて、来年江戸参府ニ付拝借  
金之内百貫目御下渡被下候御礼として、左之通品々持

参なり、

覚

御火炉

紺地嶋細上布

紺嶋細上布

一

一端

一端

正月廿二日

一同日快晴、今朝五ツ時寿国寺江

(島津青直女子)

蓮臺院様御忌日且ツ年始ニ付

宰相様御代参

但着服熨斗目・半袴

右之通相勤別勤なり、右ニ付帰りより南林寺江参詣い  
たし、且ツ山中墓参をもいたし四ツ半時分帰宅候なり、

正月廿三日

一返上納物才領右筆者濱元親雲上、近々乗船にて罷下候

ニ付、暇乞として見廻且ツ左之通贈物有之也、

進上

御扇子

一箱

御中茶碗

十

以上、

濱元親雲上

右ニ付扇子三本入一箱・白麻二十帖此方よりも差遣し  
候事、

一八ツ後福永仁右衛門参られ候、今日も新納權左衛門渡  
海一件相談事也、

一今晚八ツ時分江戸より旧臘廿九日被差立候定式中急ぎ  
到着なり、尤江戸表

上々様御機嫌能御左右也、

正月廿四日、不見得、

同廿五日

一八ツ後福永仁右衛門始用頼等相揃、新納權左衛門事当

分通にては鹿府之渡世兎角難儀ニ付、又々稼之ため渡

海有之候は、可然候半、列席ニ而申達候処、無相違儀

承知ニ而却て悦ひ之事ニ而候由、尤内実は權左衛門并  
悴勝太郎ともに色々身分不慎之事とも有之、当分此方  
番所江家来とも同やう召置候得とも、自儘且ツは法外  
之儀とも、有之、別而厄害ニ付、用頼等深々及吟味右  
之通也、

正月廿六日、不見得、

同廿七日、晴天、

一今晚禰寝孫兵衛并嫡子武右衛門・福永仁右衛門列立参  
られ候、武右衛門事御家老座書役勤願望有之故なり、  
左候て孫兵衛より兩種并河内国市口忠重作之轡一間贈  
り呉られ候事、

乙卯二月朔日、晴天、

一今朝五ツ過出宅、淨光明寺江

(島津忠久宅)  
貞嶽院様御忌日ニ付

太守様御代参

宰相様御代拜

但御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、帰り掛滑川江立寄、当年いまた 御氏神  
并御先靈江拝礼をもいたさす候ニ付かた／＼いたし、  
夫より出勤、四ツ過退出いたし候事、

一今晚琉球飛船到着御用封相届候、尤去年閏七月廿五日  
出帆之船也、

一新納權左衛門并悴勝太郎事再度徳之島江渡海、今日出  
帆いたし候、尤此節は權左衛門事手習之師匠分に相頼  
ミ候とて島人江頼合、先日御暇等も相濟候事なり、

二月二日、半雨、

一今日洲崎におひて和田乗助流儀鉄砲見分ニ付四ツ前出  
宅、筑後殿・矢五太夫殿同断、左候て雨も少々降り候  
得とも無滞相濟九ツ過帰宅也、

一江戸より年頭ニ付差立候中急今日到着御用封、書役堀  
平右衛門持参いたし候間、見とゞけ同人江渡置候なり、

一 今日江戸山田氏より之書状老封、仙波市左衛門より相  
届られ候事、

二月四日、晴、

一 先月末之定式飛脚差のへ置今日さし立候ニ付、昨夕書  
状相認め江戸山田氏等江も遣候事、

一 御仮養子之儀江戸より被

仰付趣有之、今日御一門かた江も達し相成候得とも、

いづれも御存寄無之との事ニ付、其通我々一同より江

戸江申上遣候事、

一 今日退出掛御庭方江参り候、先日磯山ニ而白鹿取得候

よし承り候ニ付、同席列立差越見物いたし候処、差て

白鹿とも不見得位之灰色なる鹿之子なり、夫より御庭

内とも拝見いたし罷帰り候事、

同五日、曇微雨、

一 四ツより洲崎江出張、種子島次郎右衛門流儀鉄砲見分  
にて伊織殿・圖書殿出席なり、九ツ過相すミ帰宅いた

し候事、

一 八ツ後より黒田平八御作事方之御大工頭召連被参候而  
泉徳寺之

御位牌絵圖書方なり、

二月六日、晴天、

一 四ツ時分より洲崎江伊織殿・織部殿・拙者出席、郷原  
轉方鉄砲見分にて八ツ前相済銘々帰宅いたし候事、

一 旧冬山川江異国船渡来ニ付拙者始出張被仰付候御役々

并手当方諸士までも御褒美或ハ御褒詞等被仰付、拙者

事も左之通難有被仰付候、

縮緬 二卷

新納駿河

右は旧冬山川江異国船渡来ニ付被差出候処、骨折相勤

候付為御褒美右之通拝領被

仰付候、

二月

石見

御目録左之通、

縮緬

二卷

右之通堅折なり、尤卷熨斗も相添候事、

右之通難有被仰付候、尤今日洲崎江別勤ニ付筑後殿江名代相頼候事、

二月七日、不見得、

同八日、快晴、

一四ツ時より洲崎江出席、登殿・圖書殿同断末川家鉄砲見分なり、近江殿も出られ候得とも自家流儀見分ニ付是は別段なり、八ツ前相済直に帰宅いたし候事、

一今晚税所七郎右衛門・法元宇左衛門・岩元清藏・甲斐彌右衛門緩々相招き候、尤法元は大島、甲斐ハ琉球江近く出帆之筈故也、

二月九日、記なし、

同十日、曇微雨、

一五ツ半比より祇園之洲台場江出張候、石見殿・近江殿

・登殿同断、左候而浮の拵置大砲打かた有之なり、五十封度鉄台も此節出来、今日初而打方有之、其余も都て都合よく八ツ半比相済直に帰宅也、

二月十一日、記なし

同十二日、晴天風、

一四ツ時分出宅、中之鹽屋硝石丘見分として石見殿・登殿・三原藤五郎等差こし見分いたし、夫より近所百姓家江立宿いたし弁当とも相披き緩々と相やすみ、暮過ぎ一同帰宅いたし候也、

二月十三日、記なし、

同十四日、晴天、

一今朝六ツ過出宅調練場江出、長崎并西目・東目御手当人数調練見分いたし候、石見殿・近江殿・登殿同断な



り、四ツ時分相済ミ直に諸々帰宅候事、

二月十五日より十八日迄記なし、

同十九日、晴天、

一四ツ時演武館へ出席、深見休右衛門流儀見分いたし候、  
伊織殿・織部殿出席なり、九ツ前相済ミ直に帰宅候事、  
一今日小松相馬琉球江出帆ニ付、在番谷川次郎兵衛・守  
衛方川上式部・折田平八等江書状差越候事、

二月廿日、晴天、

一拙者事、当分御勝手方御軍役方御内用方等相勤候ニ付  
而は、海岸は勿論其外郷々村々且ツ諸所御内用方支配  
場所等、見分いたし不置候而は御用取扱茂出来兼候訳  
ニ付、当春中向へ鴻肝付表其外模寄(兼)より日州御関外ま  
ても廻勤いたし候は、可然候半と、同席初め御趣法方  
等より承候趣も有之候ニ付其通いたし候、手当等申談  
し候事なり、

一右廻勤ニ付悴次郎四郎召連れ候は、此節用向も弁し、  
第一は次郎四郎往々之心得にも可相成存候間、左之通  
願出候、

口上覚

嫡子

新納次郎四郎

右は私事御内用之儀有之、此節東目其外諸所廻勤いた  
す筈候処、兼而疝癩之持病有之差起り候節は難儀いた  
し候ニ付、看病方として自分に召列れ差越申度御座候  
間、廻勤中御暇被成下度奉願候、此旨御申可被下候、  
以上、

卯二月廿日

新納駿河

右之通月番御用人小笠原轍江直出候筋を以て、用達を  
以て差出置候事、  
朱書ニ而御張紙

「願之通御暇被下候、

二月

近江

右之通廿二日被仰付候事、

一今日八ツ後より書役とも召呼候、人数永田與右衛門・

上村十左衛門・五代恕兵衛・市來傳藏・岩元清藏・山

口喜三右衛門・豎山郷之丞・福永直之丞・長野彦七・

大野五左衛門・平田直助・市來正之丞・川上喜右衛門

・有川七之助・東郷八郎・伊集院次左衛門・井上直左

衛門等なり、其外稽古之場等段々罷在候得とも、今日

は月番等相勤御用取扱等いたし候者ともまて相呼候、

左候而緩々にて夜入いづれも罷帰リ候なり、

二月廿一日、晴天、

一七ツ後より日置屋敷江参り候、尤先日より承り居候故

なり、外ニは誰も相客無之、主客兼而加藤權兵衛等被

参居候、夜入四ツ過ぎ罷立候事、

但今日拙者より兩種并三階房一掛・手助一掛差送り

候、彼方より大花入青磁焼老ツ・泥障之緒一掛淺黄糸

打賜り候、尤彼方之内用上聞いたし具候様先達而承

り候ニ付、一往辞退いたし候得とも強而承り候ニ付、

受合候旁之訳を以右之通なり、

二月廿二日、晴天、

一去年御心附被仰付置候藏方今日附屬相成り、金百兩皆

同入付有之候事、

一右藏方附屬料之内金五十七兩、用達伊東茂右衛門此内

転宅之節屋敷代他借を以入付置候由ニ付、右之員数無

利足にて借用致させ置候間、右を以て協方は首尾いた

し候様、左候而近年茂右衛門江心付遣し候節、右之通

此方江返弁いたし候筋に申達し置候事、

二月廿三日、晴天、

一今日出勤、八ツ退出、明廿四日より東目諸所廻勤出立

いたし候ニ付、今日御届等申出置、地頭所之儀は石見

殿江頼ミ置候事、

覚

嫡子

新納次郎四郎

右は私事東目致廻勤候ニ付、看病御暇被下置候処、明廿四日より召列れ差越候ニ付此段御届申上候、以上、

卯二月廿三日

新納駿河

右之通月番御用人小笠原轍江申出置候事、

朱書にて

「本文ニ付帰り候節

四月六日次郎四郎より口達を以て、月番御用人高橋縫殿江御

礼御届等申出置候事、」

一廻勤出立ニ付段々預尋候内、左之通重立候分記し置候、

一肴 一折

一蠟燭 五拾挺

垂水屋敷より

一蠟燭 百挺

花岡屋敷より

一蠟燭 三拾挺

一刻煙草 四拾包

島津石見殿より

一蠟燭 五拾挺

島津登殿より

一肴 一折

一煙草 一箱十二合

三原藤五郎より

一工夫茶 一壺

一重甘物入 一組七寸余四重人物とも

在番

嘉手納親方より

乙卯二月廿四日、快晴、

一今日より出立東目諸郷廻勤いたし候ニ付、早朝見廻ひ

客等段々有之候得とも名前略ス、

一行列家来六人旅役人込る、台輪陸尺四人、但陸尺六人

と申出置候得とも、此節之廻勤は始終乗馬欵歩行に可

有之存し候間、駕籠之儀は全く用心までニ付、四人ニ

而相濟候やう申達四人なり、并手鍵沓本中柄、小者等

毎之通、乗馬・持筒式挺・玉葉箆筒沓荷・合羽籠二荷

・牛馬等なり、左候而下町津畑より乗船、櫻島牛根銀山等江差越、今晚牛根麓泊り之筈ニ付、台輪・乗馬等は今日中不用之事ニ付津畑より垂水江直さま相渡しおき候手当いたし候事、

一次郎四郎事、自分にて召列候間此方江家来老人・小者老人付候、尤用達伊東茂右衛門付足輕白石覺兵衛老人召付られ候事、

一廻勤ニ付被召付候御役々、爰元よりハ御趣法掛御側御用人福崎助八・御軍賦役坂本彦五郎・御家老座書役御内用掛堅山郷之丞・書役助有川七之助・御軍役方御家老座書役岩元清藏・御趣法方書役中村吉左衛門にて候其外諸所台場打方調練等は勿論、山方地方見分場所も有之候得とも、其場所ハ江差越待合之賦なり、

一五ツ前書役三人拙宅江相揃ひ、尤供廻り等も揃ひ候ニ付宅、下町石燈爐通濱畑江立宿いたし、此所江助八・彦五郎・吉左衛門等は出張居候ニ付、直に乗船出帆海上も別而よろしく九ツ時分櫻島之内有村大砲船御造立場江着、式拾四間船式艘御造立中にて、在勤御船奉行

長崎勘助始下目付書役等出迎ひ、尤御軍賦役ニ而御造立掛田原直助案内にて御船細々見分いたし候、誠之大船一体強儀堅牢なる事ハ言葉につくしかたく候、御役々詰所江立寄休ミ、此所にて御船奉行江金子三百疋、其以下御役々下役等迄も段々と賦り合御祝ひとして金子被下候、取扱とも助八を以申渡置候、左候而罷立同島之内瀬戸村にて式拾間船式艘御造立、此御船も牛根邊田村ニ而半かた御造立、有村同やうに被仰付、半方出来船卸いたし瀬戸村江廻し、惣御成就之筈にて只今牛根より老艘廻り居候ニ付、是また見分いたし、此方之掛り御船奉行橋口左衛門始め下目付書役等出迎ひ尤田原直助ハ惣掛りニ付此所江も出会案内有之候、此御船も有村同やうにて何とも申つくしかたく堅牢也、有村之御船も追々此所江差廻され、四艘ともに此所にて惣御成就之筈なり、此所掛り御役々江も被下かた有之賦り候得とも、牛根本作場にて可相渡との吟味にて扣へ置候、夫より牛根邊田村江着船、立宿江寄り股引半天に支度いたし、同村之内御試ミ銀山見分として罷

り登り候、尤立宿江在勤番金山奉行濱田源右衛門・下

二月廿五日、快晴、

目付郡山一介等出會、夫より案内にて山床江差入り銀吹きかたは勿論敷口までも細々見分いたし候、此銀山は去々八月ころより御取付相成、去三四月より堀方も始り年内中は差而之出かた無之候得とも、只今之新數勢ひよろしく候ニ付、折角出精いたさせ候、追々よろしく成り立候様有之候得かしと、源左衛門始め一介等より細々承り候得とも文略いたし、尤此所も被下かた取扱いたし候、銀山は浜通より登り道丁度半里有之、見聞役詰所は真北向きなり、暮前最前之着船場江下り着、直に乗船麓下江着船上陸、牛根郷士篠原喜六左衛門所江止宿、助八其外御役々は夫々旅宿いたし候事、一当所請持郡奉行上野善之進・山田平藏等最初着船場江出迎ひ、夫より始終付添にて明る日まで受持、郷内は何篇案内有之筈也、

一今晚御役々一同しばしツ、見廻り有之なり、左候而拙者とも四ツ時分打臥し候事、

一今朝在勤御役々・所役等までも段々見廻有之、五ツ時分当所郷士中調練揃よろしく候段申出候ニ付、助八其外御役々出張調練見分いたし候処、随分よく揃ひ居候ニ付其段申達し置候、夫より地頭飯屋并祈願所喜翁院など見廻ひ、夫より大砲船御造立場江参り候処、掛り御船奉行橋口左衛門始め御役々出迎ひ案内有之、細々諸事見分いたし候、半かた近く出来上り居候ニ付、

来月朔日かたの大汐には卸しかた有之、瀬戸村江相廻し候筈なり、左候而昨日之通り金子等御船奉行始め被下方取扱いたし置候、かた／＼相仕廻夫より乗船、垂水之内海瀉江着船、上陸ニ而同所之領主飯屋江立宿いたし、昼飯とも被差出候ニ付一同相仕廻ひ程なく罷立候、此所より郡奉行春山休兵衛・岸良清右衛門等出迎ひ案内有之候、左候而八ツ時分垂水町客屋江参着、此所江止宿之筈也、

一右止宿ニ而昼飯とも仕廻ひ、直に同所宮之下と云ふ所之台場江出張、大砲打方いたさせ候、此所は砲門三ツ

有之、三発ッ、打かた相済、夫より近所鹽濱にて家中人数調練見分いたし候処、御定之通三組六手之人数にて候得とも一体気はまりうすき見掛ニ付、其段細々彦五郎を以て申達、以後之稽古かたいましめ置候、かた／＼にて日入前旅宿江帰り候事、

一今晚助八初め御役々拙者宿江集り御用談有之、跡にて領主より吸物・酒・湯漬とも被差出候間、緩々寄合給へ候事、

二月廿六日、曇夕方より細雨、

一今晚七ツ前ころ垂水町客屋打立、同所柘原村白灰焼き所見分いたし候、是は領主自分焼にて候、囲ひ内細々見物いたし、夜中ながら茶とも呑候而右焼立之貝から出候場所江も挑灯ニ而見分いたし候処、地中九尺欵二間位も底に貝から三尺も四尺もかたまり、畦反にしても何反と云ふ限りもしれず、年来地中を横に堀り貝からを取り白灰に焼かたいたし鹿府江運送いたし候事之よしなり、夫より往還筋江差越候処新城之内にて夜明

け、日出過ぎ花岡之内古江濱江着、此所にて新城・高限・花岡之人数調練見分いたし候、花岡九十六人・新城四十八人・高限十七人の戦兵にて夫々役々付添罷出候、調練相済ミ直に罷立花岡町市之助と云ふ質屋等いたし内福之者所江立宿手当有之、それ江立寄り候処、領主より吸物・取肴・酒一通り、湯漬飯迄も差出され候間、次郎四郎と兩人罷在り給へ候、助八其外御役々は別宿にて候、右之所暫しにて罷立候、是より書役等までも乗馬手当いたし、いづれも打乗り鹿屋之内上名村御試ミ銀山見分として差越候、見聞役能勢甚七詰合候得とも病氣ニ而面会いたさず候間、歩見廻役松山正助出迎ひ諸事案内にて候、此所も出銀大体之出かたにて候よし、床屋より道法十町余有之、平石或ハ八ツ石谷とも喝へ候所之敷口江参り見分いたし候、此所江はいまた取付き無之、古る敷も二ツ三ツ有之候、又床屋より方違ひサマの谷といふ道法十五六丁も有之所江も敷あり、又床屋より東之方江一と岡隔り壱里余も有之ツトキといふ所へも敷あり、都て稼かたいたし候よし、拙者ハ

平石谷まで見分いたし候、左候而見聞役詰所へ休ミ、此所にて見聞役江金子二百疋、其外牛根同やう下役々江も御祝料被成下候、取扱とも助八取計いたし、折角油断なく稼かたいたし候様申達置罷り立、夕かた鹿屋麓江着、郷土石踊良之助所江止宿也、

一着涯詰合締方其外所役々等例之通見廻候事、

一今晚は御役々も旅宿江早くより休ミ度申談、拙者とも夜入過よりいね候事、

二月廿七日、夜入前より雨降る今昼比より止む、

一朝五ツ時分仕廻ひ出立、鹿屋之内高須濱骨粕会所并引続ぎ之白灰焼所見分いたし候、此白灰ハ菊面石にて焼方いたし候、夫より高山聞方御蔵江差越計り例し等まていたさせ候、夫より引続ぎ始良聞方御蔵江差越御御内常平倉等も見分いたし、夫より大始良濱田村之浜にて鹿屋大始良始良大始良之内南村人数調練見分いたし候、此所江先月廿九日江戸差立られ候中急ぎ飛脚より之問合、昨廿六日到着之由にて筑後殿より差越され候

御用封相届候ニ付、開封いたし候処江戸表におひて御惣方様御機嫌能被遊御座候御左右、并段々御用筋之問合にて候間請取置、左候而同所庄屋所江立宿いたしはし休ミ、夫より往還筋御立場瓦ケ尾并に大根占之内反鞆堀等へ休ミ、七ツ過ころ大根占之内神之川村白塩硝山江参り着見分いたし候、支配人圖師代助・詰合見聞役樺山殿五郎なり、夫より同所垂蠟所見分いたし暮過ぎ同郷上小川浦江着、浦人之藤右衛門所へ止宿いたし候事、

一今晚大根占半下石鉄山詰見聞役新納清左衛門見廻有之候事、

一今日問合相達候江戸御用封并豊後殿・山田壯右衛門より之書状等之返答等かた／＼今晚認かたいたし候間、見廻ひ客等ハ断り申入候、尤書役とも三人も打寄り御用問合返答等認方なり、

二月廿八日、細雨、

一今朝も昨日之御用封返答仕立ニ而、郷之丞・七之助は

取込候ニ付残し置、仕廻ひ次第鹿府江差出し置罷立追  
付候やう申達し置、拙者には御役々召列れ五ツ時分罷  
立大根占地頭仮屋見分いたし、夫より同所根占組大根  
占下代御藏江参り、計り例しともいたさせ候、夫より  
同郷松崎御台場江差越、此浜ニ而大根占・小根占・田  
代人数調練并台場打までも為致候、台場はよろしく候  
得とも大砲木屋ひどくどく(白蟻)生し大破損にて候、此  
所は余所よりも松山中之訳候歟、虫生し安き所にて、  
別而始抹とゞき兼候場所之よし、夫より小根占江差越  
し、根占組小根占下代御藏見分いたし、此所にてても計  
り例しともいたさせ候、夫より同所津柱御台場江差こ  
し大砲打かいたさせ候、此所之台場は巖壁之下にて  
至極窮屈に有之、大砲も存分には打かたき場所にて候  
間、追々何と欵吟味も有之度所に候旨、鹿府におひて  
三原藤五郎等よりも及承居候付、篤と見分いたし候処、  
丁度其通之所にて候、右場所相濟夫より小根占地頭仮  
屋江差越、所郷士中鎗術見分いたし候処、大島流鏑ニ  
而一同至極出精いたし候形ニ見得、一体之行儀より業

合まていつれもよろしく候、取次中村齊助と云ふ老年  
之者并下村甚之助とて壮年之者兩人にて指南いたし候  
よし、惣人数四十人位有之候、左候而当所郷士江戸江  
守衛として差越候人数之内、高崎金五郎・坂田八郎右  
衛門・久木山藤四郎・久木山龍之丞四人、江戸にて齊  
藤矢九郎といふ長しなへ遣ひの真影流稽古いたし近比  
罷下り居候段承りおよひ候ニ付、望ミ候処則罷出四人  
にて形ハ勿論仕合等いたし見分に備へ候、尤突之手数  
度々出候ものにて、しなへの長さ四尺四五寸も有之候、  
幕前相濟ミ候ニ付銘々旅宿江着いたし候、亭主西原市  
郎右衛門といふ郷士にて候、尤今日終日少シツ、雨も  
降り候得とも止間も有之、先は仕合之天氣にて候事、

二月廿九日、雨尤夜入前より大降り、

一今朝も相応降り候得とも、五ツ過比罷立候処追々小ふ  
りに相成幸ひ之至なり、左候而同郷之内濱走台場マまで  
駕籠ニ而参り台場見分いたし候、此所ハ打かた等いた  
さず候、御役々相揃ひ見分まていたし候、今朝出立よ



り是まで道のり壹里十三丁と申所之よしなり、左候而諸所小休ミ等いたし、雨も追々止ミ候に付別而相喜ひ、邊田村榎場等罷通大川村江立宿いたし、此所に而昼飯とも給へ候而打立、片野坂罷り登り程なく佐多之内江踏ミ込ミ同郷伊佐敷浦江着、此所に而当所郷士中調練且台場にて大砲等打かた等いたさせ候而、暮時分同所浦人小太郎所江止宿いたし候事、今日は打立之砌雨降り候得とも、昼より止ミ終日曇天位にて先ハ幸ひ之至也、

二月晦日、朝細雨、

一今晝寅之刻過鹿府より之御用封到着、開封いたし候処、琉球異国船等之儀ニ付問合なり、且又永吉之一条も申来り候、右ニ付早朝より書役とも召よひ返答等取仕立かた四ツ時分までに仕廻ひ候間、早々宿次を以て鹿府江差出置候事、

一右御用封等仕廻ひ候時分より晴上り候ニ付、鯉船手当たいたし小波瀬まで乗船いたし候、鯉船には初て乗り見

候処至て丈夫なる船にて、櫓も六挺相立中海にてハ帆も引揚候処、至極走かた早く面白く候、八ッ過ころ小波瀬江着船、立宿江上陸昼飯とも仕廻ひ直に御崎之様差越候、中途大泊浦罷通り御崎近く相成候得は蘇鉄多し、或は御崎柴など云見馴れざるものともあり、海辺之模様段々面白き珍敷事ともハ筆にも尽しかたく、悴次郎四郎其外書役ともハ中途之山にて猪追ひともいたし候処、菅ツニツハ見得候よしなから猪は取り得ず候、御崎之鼻にて諸方遠見いたし候得とも、折あしく天気うす曇りにて洋中之島々見得かね候、尤御崎権現社江参詣篤と見分もいたし、御供所にて茶とも給へ暫しにて罷立、暮時分大泊り居住郷士岡村吉兵衛所江止宿いたし候事、

一今日は御さきまで之往来山道ばかりに付、供廻りは手廻り人数少々召列れ手鑓駕籠等も都て伊佐敷江残し置候事、

三月朔日、朝曇り昼より晴天、

一今朝六ツ時一列中出立、陸地罷通り島泊り等江小休ミ  
いたし、九ツ前比伊佐敷まで参り候ニ付、同所御薬園  
地并根占組佐多御蔵等見分いたし、夫より先日之旅宿  
小太郎所江着、仕廻ひ方いたし候事、

一今朝出立前宿亭主岡村吉兵衛嫡子、当年拾二歳丈之助  
といふ唐通事稽古いたし候ニ付、大学唐音誦いたさせ  
候、且伊佐敷居住之郷士之内唐通事稽古之若輩とも之  
内、

川邊郷八郎

長野東一郎

岡村平助

津崎嘉之助

川邊郷助

右人数伊佐敷旅宿江召呼唐音誦書承り候而、猶又出精  
いたし候様達し置候事、

一右かた／＼相仕廻ひ、直に鰐船にて小根占町下まで乗  
船、海上五里位時刻七ツ時分にて早着ニ付、俄に当所  
郷士中へ鉄砲望ミ候処、則相揃ひ候やういたし届可申

出旨承り候間、旅宿前方之西原市郎右衛門所へしばし  
休ミ居候処、揃ひよろしく候旨申出候間、当所若宮八  
幡之上射場にて三十人余罷出三寸角三筒ツ、射させ候  
処、一同之人数相応之手前、中には至極宜敷中村齊助

・下村甚之助等取次いたす者ともにて、中にも齊助は  
正道なる人柄にて何篇律儀にも見得よきものなり、左  
候而少し時刻も早く候間老寸五部老筒ツ、望ミ候処、  
有富某星当り外に老人板中りにて候間、右有富江は塩  
硝老斤褒美として遣し置候事、但間数都而二十五間也、  
一今晚旅宿にて当所郷士唐通事とも唐音誦書并対談等為  
致候、

大学

長短話

同

苦腦子

同

和文

同

坂口正之進

川野新之助

坂口九八郎

堀之北藤八

岩松直太郎

神田次郎

別府傳之進

和文

坂口庄八郎

岩松源次郎

別府傳之進

堀之北六郎右衛門

岩松源次郎

岡村吉兵衛

岡村吉兵衛

別府傳之進

堀之北六郎右衛門

坂口曾兵衛

坂口曾兵衛

堀之北六郎右衛門

差引

坂口齊藏

右之通ニ而候間猶又出精いたし候やう相達置候事

三月二日、夜前より雨昼比より止夕方晴る、

一今日雨にて候得とも五時分打立田代花瀬見物鶴戸参詣

として差越候処、昼時分より雨止曇天ニ相成喜ひ、狩

倉峠といふ所にて休ミ花瀬江参り着、緩々見物いたし

夫より鶴戸江参詣、岩屋など見物いたし候処、岩屋は

広き五畦ほと有之よし、誠ニ靈窟なり、宮社江もゆる

く休ミ罷立、夫より田代麓地頭飯屋江参り、当所郷

士岩下曾右衛門伝来之天心独明流と申劍術望ミ候処、

則十人余罷出稽古いたし候、見馴れざる太刀筋遣ひや

う至極宜敷き劍術に候半と見およひ候、旁いたし罷立

暮前大根占上之濱先夜止宿之藤右衛門所江致止宿候事

一爰元之儀は酒在合候場所に付自分に手当たさせ、郷

之丞・七之助等打寄り少々給へ候、左候て亭主藤右衛

門事は先祖代何様之節候哉

光久公御止宿被遊候儀有之、其節之

御茶碗并御枕拝領被 仰付、于今所持いたし居候よし

承り候間望ミ候処、則差出候ニ付見候処相違なき者に

候半と存候、尤系図ことき書付之内に

承応元年辰八月九日

光久公大根占江御旅行、大風雨にて藤右衛門先祖鳥濱

貞右衛門義辰と申者代にて 御一宿被遊、前条

御茶碗等それ形被下置候よし相見得候なり、

一 今日田代より大根占江参り候節、大根占城元村之内神之宇土と申所坂道至て荒居候ニ付、普請之見賦春山・岸良江申達し置候事、

三月三日、雨天横通し雨也、

一 今朝五ツ時分出立、始良之様廻勤、中途大根占之内鳥濱辺より雨降り出し、追々風も添強降り相成候得とも、いたしかたなくやり通し候処、石ヶ峰などいふ辺より大始良境、或ハ白石などいふ御立場之辺遠方見渡し絶景なる場所之よし候得とも、吹降り強ク三四間先きも見得ざるほと之天気ニ而、方角も分りかね候位にて至極難義いたし、一同之人数もたおるるやらすへるやらやう／＼いたし、八ツ時分龍翔寺まで参着、拙者着替等も間違ひ都而先き送りいたし、何分にもいたしやう無之龍翔寺にて股引は申までなく、半天等までもあぶりかたなといたし、其内は地半一ツにて罷在なといた

し物笑ひやら、かた／＼にて緩々休ミ、其内住持より

二 汁五菜位之飯・菓子まで差出し候間御役々一同給へ、左候而着物など干揚り候ニ付兎哉角といたし

御仏前江拜礼ともいたし、寺家も細々見分いたし候、此寺家は近きころ御内用計らひにて惣建替相成、当分ハ至極立派なる御寺にて候、此所にて当村之繁昌門孫左衛門といふ百姓之家に

氏久公より被下置候鞍骨轡など取寄せ見候処、誠に古代之ものと見得居候、且又当所新八幡宮江御奉納之御鞭并矢なども取寄せ拜見いたし候処、いづれも至極古代之物にて矢などハ羽茂無之候、尤新八幡社江も参詣いたし候、此御宮も頃年龍翔寺一所に御内用はからひにて造替有之、当時新御宮にて候、夫より同郷獅子目村極々勞れ在に付、見分いたし呉候やう郡奉行より承り候ニ付、雨天にてセわしく候得とも戸毎見分いたし候処、極々差勞れ之体ニ而不便之次第なり、夫より始良之様罷通り七ツ過ころ郷土石田八郎右衛門と申者所江着、止宿いたし候事、

一 今晚郡奉行始め坂元・岩元等拙者旅宿江被參候而ゆる  
く、咄し被婦候事、

一 何かた郷にても詰合締方始め御役々并に所役々寺院社  
家等も見廻候得とも、例式且ッは繁雜相成り候ゆへ名  
前略ス、

三月四日、晴天、

一 今朝五時分石田所を出立正八幡宮江參詣、夫より玉泉  
寺并含粒寺江差越拝礼并見分いたし、夫より鶉戸権現  
江參詣、岩屋内も細々見物いたし堂社にて茶とも給へ  
しばし休ミ、夫より高山之内へ廻勤、後田村之内以前  
は溜池にて候得とも、当時は田畠に相成高にて式拾石  
余に居り候得とも、またく以前之ごとく溜池に御普  
請有之候へ、後田村并始良郷下名村・宮下村など取  
合高千式拾石余相養ひ候場所之よし郡奉行申出候間、  
細々見分いたし置候、夫より麓之内日新院江差越  
御影像など奉拜、且ッ寺什物之御碗など拝見いたし候  
而罷立、同所地頭飯屋江立寄り昼飯とも給へ暫時にて

罷立、同郷新留村勞れ在ニ付見分いたし置呉候やう郡  
奉行申出候間、通路之戸毎見分いたし候処、相応之差  
勞れに候様見およひ候、夫より串良之内川西村江渡り、  
夫より同郷高山組御蔵見分いたし、暮過波見浦之重新  
右衛門所江參着いたし止宿候事、

一 亭主新右衛門事へ親代より此方拘へ之者候ニ付今晚止  
宿、誠ニ大慶之事に候間、酒とも馳走いたし度申出候  
ニ付、助八始め御役々一同被參候やう申達打寄り候処、  
吸物五ッ位取着等右に応し二汁五菜之料理差出候間、  
いつれもゆるくいたし沈酔におよひ候事也、

二月五日、曇夕方微雨、

一 今朝五ッ時分打立波見川口番所見分いたし、夫より同  
所川尻水行悪しき場所とも細々見分いたし、夫より川  
筋登り段々御差図にて御普請仰付置れ候場所見分いた  
し、同所垂蠟所見分いたし、夫より内之浦之方江廻勤  
山内諸所江休ミ、峠まで登り上りゆるく休ミ、國見  
といふ高屋之陵 御在所まで罷登り拝礼見物いたし候

処、至極之高山にて自他國諸方見へ渡る場所之よしなから、曇天にてよく見得かね候事なり、夫より内之浦境ひまで下り、鳥居本といふ所江ゆるく、休ミ昼飯とも給へ罷立、またく雨包といふ所江も休ミ、夫より北方村之内川井手破損所等諸所見分、且ツ同村も勞れ在ニ付見分いたし置呉候様郡奉行より承り、通路之戸毎は見分いたし候、此所も相応につかれ居候やう相見得候、左候而暮前内之浦郷士岩永柳仙と申者所江着致止宿候事、

一今朝高山打立より次郎四郎其外岩元・有川・伊東などは、中途山内犬を引き猪追かたにて、内之浦境より内之浦人数とも狩かたいたし候よし之処、内之浦方にて三歳猪沓ツ・大男鹿沓ツ取得候而暮時分参着いたし候ニ付、則旅宿にて解かたいたし、今晚助八始め御役々打寄猪・鹿とも披きかたいたし、賑々數咄いたし候事、

三月六日、晴天夜前雨、

一今朝五ツ時分打立、当所浜にて当郷之人数調練并台場

打かた等見分いたし候、砲門三ツあり、外に白砲沓ツあり、調練等相済ミ内之浦組御藏見分いたし候、此所にては掛してより計り例しまてもいたさせ候、夫より南方村百姓とも勞れ居候間、是また見分いたし呉候やう承り候ニ付、見分いたし候処其通勞れ居候、夫より砂糖製法所江差越見分いたし候、尤當時は製法かた相済居候、此所にて昼飯とも給へ、夫より当所川口番所江見分いたし、同所下より乗船にてシトキと云ふ所まで乗渡り候、其内漁獵網引など見物いたし候、夫より上陸火崎と云ふ所江遠見番所有之、夫江参り見分いたし候、此所之峠よりは東をのぞめば、志布志・大崎等より佐土原辺之海上までもよく見得渡り、西南之方ハ種子島・屋久島より鹿籠・坊津・甕島・天草までも見渡し候よしながら、曇り等にて左ほとニは見得かね候事なり、夫より本との海辺江下り乗船、鮪網引揚げかたなど見物いたし候得とも魚は不取得候、左候而最前之川口番所下江着船上陸いたし、源忠寺并地頭飯屋とも等見分いたし暮前比帰宿いたし候事、

一 今晚も坂本・岩元・堅山・有川等相招き、猪・鹿とも  
披き焼酎とも取はやし候事、

三月七日、雨夕方止、

一 今朝五ツ前ころ相応之雨天風も有之候得とも、滞在に  
ても段々故障も有之候ニ付、おして打立山越いたし中  
途諸所休ミ、八ツ過ころ高山之内波見まで参り着、重  
新右衛門所江立寄風呂并昼飯とも仕廻ひ、ゆる／＼と  
休ミ候て罷立、波見川口船渡りにて柏原船作場ニ付訳  
合有之見分いたし、夫より骨粕会所御引直し之筈にて  
場所見賦り有之候ニ付其所も見分いたし、尤当分之骨  
粕会所も見分いたし候、夫より肝付組柏原御藏見分い  
たし候、柏原浦人にて当分伊集院郷士郡山に被召出置候田  
邊泰藏所江止宿いたし候、今日は内之浦打立より雨天  
にて、山道中なと至て難義いたし候得とも、当時之長  
日ゆへにて柏原浦まで案外早着いたし候事、  
一 此所まで志布志居住之又木次兵衛子とも兩人召列れ見  
廻候、且また鹿府家来又木清兵衛にも右次兵衛同列ニ

て見廻候、且ツまた志布志郷士先年拙宅江召仕ひ候伊  
地知連右衛門にも見廻候、又大崎飯限山蓮光院にも見  
廻有之候事、

一 都之城役人北郷新太郎并組頭横目召列れ見廻候、左候  
而明日大崎通行之節都之城持切菱田村内も見分いたし  
同所豊前殿飯屋江立寄呉候やう、左候而昼飯差出度旨  
豊前殿より之伝言かた／＼も承り候付、別而忝次第何  
も其通いたすへく旨相達候処、ほとなく罷立直に大崎  
菱田村江差越待居候段承候事、

三月八日、晴四ツ時分より雨、

一 今朝五ツ時分打立柏原出物藏見分、夫より大崎江廻勤、  
同所横瀬濱にて高山・串良・百引・高隈・市成人数調  
練惣人数六百余人余にて、大勢ゆへ勇ましく立派ニ出来  
候、夫より飯限山江差越宮廻り細々見分いたし、悲信  
院江差越宝物并文書等披見いたし候処、宮廻りは別而  
之大破、寺家も破損所多く宝物等も不始抹、山中一体  
不頓着なる次第、当住も幼少かた／＼之訳紙紙上につ

伊地知連右衛門

くしかたく、尤隠居兩人罷在られ候得とも、全体質合衆并に無之、其外山中僧侶とも一同不埒之為体に見お

一肴 一折

よひ候間、以来之取締向相応達し置候、夫より菱田村

一酒 一樽

江差越都之城持切少々見分いたし、同所領主飯屋江立

又木次兵衛

寄候処、約束之通酒一通り昼飯とも差出され候間、い

一肴 一折

つれも打寄給へ候て罷立、志布志之内江差入即心院大

一酒 一樽

慈寺江参詣いたし細々見分いたし、暮時分志布志町之

木下岩右衛門

中山市太郎といふ者所江止宿いたし候事、

親八兵衛より

一当所請持郡奉行上野善之進大崎境より出迎ひ付添ひ案内

但木下は当時召仕居、殊ニ当所江も召列れ候家

内いたされ候、然れとも春山休兵衛・岸良清右衛門に

来也、

も当町まで参られ、兩日は滞在之筈にて候事、

一今日着之上当所大慈寺始め宝満寺其外見知之寺々并又

三月九日、朝曇天昼より晴天、

木次兵衛等段々見廻人有之候事、

一今朝五ツ時分打立大慈寺下之浜にて志布志人数調練、

一雉子 二羽

一踏物 三足

鹿屋次郎太

一蒲葵团扇 六本

一着笠 袴ツ

夫より川口番所并志布志組御蔵并引続き之出物蔵等見分いたし、夫より夏井御番所江差越し見分いたし、夫より御関外五六丁も可有之打出之濱と云ふ所まで差越福島領辺なと遠見いたし、煙草とも給へ候て引返し夏井村榮勞少々見分いたし候処、いづれも太体之暮しに



て見苦しからざる事なり、左候而同村之内江休ミ昼飯とも給へ罷立、引返し永泰寺・宝満寺江差越細々見分いたし、夫より地頭飯屋江八ツ半ころ参り着、当所郷士中武芸見分いたし示現流・天真流・水野流・鏡智流にて候、人数は郷内不相応少人数ニ付折角出精いたし候やう達し置、夫より地頭代役宅等見分いたし、模寄小路割かた／＼見物いたし七ツ半時分帰宿候事、

一 今日宝満寺什物之内

花園帝御影像有之讚在り

伝如来正法 坐玉鳳禪宮

稽首 花園帝万年護日東

妙心寺住持雪江依所望書之

一 福島之内極楽寺江有之候拙家之元祖駿河守是久様并御

子伊勢守友義様之御墓、当所より模寄(意)に付参詣いたし

度、くれ／＼存候得とも、御関外かた／＼にて存る訳

有之、無抛家来代参之筋を以て次郎四郎并用達江家来

とも召つけ差遣し候、且ッ郡奉行春山休兵衛にも案内

として差越され候、尤右之御墓は先年春山氏当所辺江

在勤之節、福島之方糺方いたしくれられ候て尋得候事ニ付、此節は第一案内かた／＼世話いたし候次第なり、右人数今朝より船にて差越夜入五ッ過ころ帰り着、細々成行申聞られ候、彼所ハ先年春山氏初而尋得くれられ、其以後禪山武吉在勤にて猶又糺かいたしたくれられ候、此節何れも列立差越され候処、御墓所存外に藪山之ことく荒居安々と尋付候やうも無之、折柄福島之百姓吉兵衛と云ふ者、其模寄江農業に出居候ニ付、其者を雇入鉈・鎌・鍬ともにて払かたいたし、余ほど隙取り払除きいたし候処、御墓は何そ相違なく候に付拜礼ともいたし、左候て今通にてはまた／＼荒れ果候儀は一定ニ付、右之吉兵衛江細々咄合之上同人見締ひいたし呉候儀は相叶ひましく哉、左候は、永年始抹行届くべく旨相談いたし候処、受合くれ候事にて右之者居宅へも差越尚又細事申談証文共取替し置候由、右ニ付当座之挨拶として金子百疋遣し置又極楽寺住持江も式

朱金一片遣し置候由、極楽寺は御位牌も無之住持は交代等も有之、此節も差而太儀不致候由ニ付、右之通取

計置候段次郎四郎等より申聞候間、細事別冊ニ書留為致置候、此墓参り不容易事ニ而当務之御蔭を以ケ様代参共為致候事別而之大慶也、

一今夜入過鹿府より御用封到来、琉球へ当二月廿三日英國船来着近々日本薩摩江渡海可致旨も有之候ニ付、在番谷川并に守衛方川上等より之問合到来ニ付、則岩元清藏招呼相渡置候事、

三月十日、曇夕方より雨、

一今朝五時分に出立松山之方江廻勤いたし、同郷泰野といふ所にて松山・恒吉并に末吉伊勢家持切之岩川人数調練見分いたし、夫より末吉江廻勤南方村百姓家江休ミ昼飯とも給へ罷立、同所憶大明神并住吉社江参詣いたし候、夕かた同所郷士永田五郎兵衛所江止宿いたし候事、

但五郎兵衛は年寄役にて、当分は江戸表江守衛方として罷登り居候よし、嫡子與市と申て十八九歳之者罷在候也、

一今日憶大明神にて宝物とも拜見候得とも、差立たるものも無之

御近代様之御詠歌とも有之たる迄に候事、

一住吉社にて宝物見候処、

(島津義久) 龍伯君 家久君御詠歌有之、外ニ我等先祖之為舟君其

(伊勢) 外貞昌・(伊集院) 抱節等段々詠歌有之候得とも写し得ず候、其

内

住吉大明神の神前にて詠之

三月廿九日 龍伯公御名在

木のまより頭われ出てほととぎす

あすのはつねをけふしなかなむ

家久公御名在

秋の色にうつる木すゑも住吉の

神代の松はあらハれにけり

右二首同時之御詠と奉拜見候也、

祝

行末もいまそしらるゝくにくゝの

あまつ御神のめくミある世ハ

(島津家久) 忠恒

裏に

慶長五年四月十一日当座

恨恋

せめてさは恨のほとをいひやりて

たえん命はさもあらハあれ

龍伯

右之二首同じ紙に御したゝめ有之候なり、

右之外短尺沢山有之候得とも写かた不相調候事、

但裏に

慶長十三年霜月廿五日と記有之也、

一同社宝物神王面二ツあり

内巻ツ大飛出、巻ツハ大応見

銘 江戸出目榮満門人

薩州出目満如作

右満如事出目満孝

俗名鳥居如見子也

右塗繕人

出目満徳

俗名山下出右衛門

右之通箱に書付有之候事、

三月十一日、雨夕方ニ成り小降り夜前中降り通

し也、

一今朝も相応降り候得とも五ツ前ころ打立都之城之西生

寺之駿河守是久君御仏参として、次郎四郎并用達等之

自分手廻まで召列れ差越し候処、末吉より道法老里半

位も有之程なく参り着、住持覺然并先住にて当分正応

寺住持實辨にも出迎ひ段々叮嚀世話いたし、御経とも

読誦いたし阿弥陀之体内江是久君之御骨と伝納め有之

候枯骨も拝見いたし候処、西牟田家書留までにて外ニ

由緒証拠も無之何とも難弁候得とも、是久君之御骨と

伝来候に付ては何とも恐入拝礼いたし候次第なり、父

子とも篤と拝見いたし本之通納め置候、右拝礼ニ付香

奠金として三百疋大官香老把進献いたし、当住并先住

江金子百疋ツ、野菜料として遣し置候、左候而篤と勘

考いたし候処、当分通にては鹿抹は無之候得とも、枯

骨安々と出し入れ等いたし候やう有之候ニ付、今一涯

嚴重にいたし候は、猶又尊敬之かたに付、厨子相と、のへ平日は鎖占りいたし置候は、可然と存候に付、寸尺とも吟味いたし当所役人北郷新太郎江造立かた相たのミおき候事、

一西生寺相仕廻、夫より当所白塩硝焚所江差こし見分いたし候、尤此所江助八はしめ御役々待居申され候、雨天にも有之ゆる／＼罷立、尤見聞役始め支配人等江御内用計らひを以て金子御祝ひ被下かた相計らひ罷立、塩硝蔵江差越見分いたし、夫より当所美野原といふ誠に珍らしく平面なる広野江参り、此所にて都之城井末吉・財部人数調練有之、都之城は大領故拾組式拾手にて目覚しき次第なり、末吉・財部ハ少人数にて候、左候て財部之者老人大砲にて手先怪我いたし、指二ツ計り打切り候得とも命には心遣ひなき怪我にて、早く療治直に宿元之やう早目に差返し候よし、調練始り前より雨止ミ候間都合よき事にて七ツ半時分相済ミ候、尤豊前殿も別棧敷相構へ出張有之候事、

一右調練相済都之城町内客屋江着、風呂飯とも相仕廻直

に拙者父子并助八列立領主屋しき江差越候処、段々丁噀なる取持にて九ツ過罷立帰宿いたし候事、尤暮前より差越候ニ付屋敷構へとも一通り見候処、誠に三万石之領主構へにて、町家始め夜中屋敷構へかた／＼何篇承り及び候より目を驚し候次第なり、

一今日拙者父子より豊前殿御夫婦江肴料金二百疋致進覽候事、

一豊前殿より塩雉子二羽・蒸茶二壺・氷餅一箱、奥かたより寒晒粉一箱・大干椎茸一箱大給り候事、

一役人とも五人、龍岡新右衛門・北郷四郎右衛門・北郷伴兵衛・北郷新太郎・北郷平太左衛門相中より蒸茶二壺送り呉候事、

一西生寺より髭籠二ツ、正応寺より髭籠老ツ送り呉候事、

一今晚宿元并用頼林等より之状到来、宿元平安之左右承り安心いたし候事、

三月十二日、朝曇昼晴夕曇、

一今朝六ツ半ころ都之城客屋打立候、今日は見物所多く

道法張り居候に付、都之城稽古馬差出され候間御役々一同に乗馬いたし候、左候而客屋より式里計り有之野々美谷城古跡見物いたし、其内

(鳥津家)忠恒公御馬立場并長千代丸馬立場所江差越、仲五塚等

は遠見いたし、夫よりせんりう寺馬場罷通り本丸并諏訪之城・ひらの城等打詠め、伊東原の脇罷通り森田之

御陣跡江差こし、夫より長壽院御陣所・存松陣所・諸

軍勢陣所・町陣所并長千代丸陣所座之間跡には大松あり、堀切り等も嚴重に残り居、井棲の跡など云ふもあり、茶園ヶ尾御建場江休ミ諸方も遠見いたし、夫より

志和地之城并柳川原跡など見物いたし、志和地より壱

里はかり有之山田之城本丸二之丸江罷登り見物、同所

百姓家江休ミ昼飯とも差出され候ニ付給候て罷り立、

永谷原罷通り山田之内木野河内駿河守是久様并左京祐

忠祐様御墓参りいたし、多年御墓守いたし候孫七を呼

出し咄とも承り候得とも、差たる由緒等も相知れず、西

牟田方家伝之記録に見得候趣とも荒方聞伝居しなり、

去りなから数百年來伝へし趣なれば聊か塵抹すへから

す、近年来代参とも為致し事なれば、此度西生寺より

此所まで直参せしは誠に大慶之至りなり、尤御墓所江

大官香一把献備いたし、孫七へ金子百疋遣し置候、此

所江石燈爐壱ツ都之城末原嘉内利永といふ者志あり、

文政十三年庚寅二月寄進せしなり、右墓参相仕廻ひ道

法八九丁も可有之東霧島山江参詣いたし、金剛仏作寺

江立寄り神石の奇妙なるものと見物し、寺格護之文

書并鏝など見候処、鏝などは大鏝にて朽損不始抹之次

第ハ言語同断之事なり、去りなから宝殿之十柄之劍ハ

稀代之ものと見及び候事也、

一右寺罷り立高崎之内水流村罷通り、都之城之岩満村江

休ミ茶とも給へ、此所にて都之城役々ともハ相分れ候、

左候て高城之内江差入夜入過高城地頭飯屋江参り着止

宿いたし候事、

一今晚山之口抑へ伊集院伊右衛門其ほか当所江詰合締方

等段々見廻有之候也、

三月十三日、曇晴微雨交り、

一高城町江舛肥江平之者兩夫婦參り居鋤先き鑄製いたし候ニ付、今朝六ツ時分差越見物いたし候処、男女にて致製造手細く取構へ居、鋤先き鉄性は至極よろしく農人とも賞翫いたし候よし、尤御内用計らひにて中宿いたさせ、折角右之手筋此方へも習受させ度手筈にて候得とも、いまた右之通兩夫婦にて製作いたし伝受いたさする事なり、右見分濟婦宿仕廻かいたし、五ツ時分御役々一同毎之通打立地頭飯屋内常平倉見分いたし、夫より穗万房村内通路之分柴勞見分、夫より千文河原此内御普請有之候場所見分いたし、同所脇于藻製法所見分、夫より同所河原少し頭之方干瀉にて高城・勝岡・山之口人数調練見分いたし、夫より同所大井手村新地方限柴勞見分等いたし、有水村庄屋役所江休しはしにて罷立、乗馬いたし岩屋ケ野まで差越此所江休し、夫より駕籠其外鏈長柄等始め道具は去川山街道筋泊り宿江差廻し、拙者初め御役々一同手廻り少人数にて山之口鹿倉内江入込し、倉輪ケ野炭竈見分いたし、夫より同所山勘場江差越昼飯とも仕廻ひ候、此所まで岩屋

ケ野より道法沓里ほと之よし、尤岩屋ケ野まで御手山支配人鹿府下町居住山本庄兵衛始め、山かた役々出迎ひ諸事案内いたし候て、此所にて昼飯とも鶏之汁に漬物一品取合飯までニ而酒食へ何品も無之候、暫時にて罷立、夫より矢張山内罷通り同鹿倉杉之元椎皮勘場江立寄り見分いたし、此所まで同しく沓里半余是亦暫しにて罷立去川江暮時分參着、二見休右衛門所江立寄り腰掛にて茶とも給へ、挑灯燈し置

御関所江差越見分いたし、椎皮勘場より御関所まで沓里半余之よし、夫より五六丁位山下といふ所御手山之大勘場江到着いたし一宿之事、尤御役々も大勘場内木屋々々江配り合止宿す、惣廻り余ほと手広き場所にて山子中宿木屋も数十軒相立、障子立付六七帖之表座有之家も五六軒有之候、拙者止宿は此内

上様御休ミにも相成候場所にて、至極新宅之結構にて候、岩屋ケ野より山下勘場迄四里少し余り之よしなり、

三月十四日、晴天西風、

一 今日山下勘場江滞在、四ツ時分打立御役々列去川鹿倉之内諸木御仕立場見分いたし、梁川平小白炭山まで差越、炭竈焚之次第出しかた或ハ焚木入積方、焚木山出しの車走らしかたなとまで諸事見分いたし、炭竈之場所江休ミ茶とも給へ、夫より引返し中尾筋諸木御仕立場所見分等いたし、八ツ時分山下勘場江帰り候、此往來纒か式里位なり、左候而勘場内諸出来品御田蔵見分、並柞灰焼かた櫓木取かた鈴山伝白炭焼かた或ハ諸苗木仕立場所等彼は見分事、終日隙取候事、

一 御手山掛り山見廻并見聞役支配人山本庄兵衛、且ツ又高岡郷土年寄始掛り所役々等まで都て精勤之訳を以て御産物并に諸木御仕立相運ひ候趣きを以て金子被成下候儀とも、全山其外御内用計ひ場所之振合にて夫々江被下かた助八を以取扱いたし置候事、

一 山奉行中島清六事、拙者廻勤に付鹿府より差越、昨日岩屋ヶ野より付添ひ当所滞在、且ツ山方見分相濟までは付そひ之筈にて今日も其通りなり、左候て今日御用狩りいたさせ候処、鹿一丸取得候ニ付皮は御法通り取

計ひ、肉は拙者方へ差送らせ候ニ付、則相披き今晚助八始め御役々一同打寄り賞味いたし候、左候而射手江塩硝式斤褒美として遣し置候、狩立惣人数江焼酎代として金子百疋、肉之内見合せ配分いたさせ置候、左候而一同も四ツ時分帰られ候間、拙者とも、直に打臥候事、

三月十五日、晴天夕方より雨、

一 今朝六ツ半時分山下勘場打立、沓里山雲雀ヶ野諸木御仕立場山之神之元まで道法沓里余、諸所見分暫時野立いたし、夫より矢張諸所御仕立場見分いたし、宇都川畑まで沓里位差越し、同所より乗船沓里余川下りいたし、赤谷骨粕会所并下代出物之両御蔵見分計り例しともいたさせ、御蔵近所江立宿いたし昼飯とも給へ罷立、夫より五町村罷通り、内山村之儀当郷内に至極勞れ在ニ付、榮勞見分いたしくれ候やう郡奉行より申出候間少々見分いたし候、左候て七ツ時分浜子之玉利源兵衛江立宿いたし、野羽織・野袴に支度替共いたし行列も相立、七ツ半時分高岡地頭仮屋江致着候事、

但是まで之間諸所山方并在かた栄勞見分、調練見分等ニ付、野羽織・半天・袴之支度にて、今日も山下勘場より手廻り少人数召列れ御仕立場見分いたし、惣行列は浜子江先き廻しいたし置、彼所よりは御関外にて他領ものも入込ミ居候場所ニ付、本行之通り行列とも取立候事、且ツ今日之道法四里余有之候なり、

一玉利所門前まで地頭代日高與一左衛門始郷士年寄其外役々出迎ひ有之、尤地頭飯屋江着之節も門外江役々等出迎ひ有之、着後猶また地頭代始め詰合之見聞役等其外段々見廻毎之通なり、

一蒲生郷右衛門・田中源五左衛門・上井甚七当分佐土原江在勤中にて、此節拙者廻勤之事承りおよび彼地今朝打立当地まで見廻、御用筋も申聞べくとて先刻当所町まで差越居、拙者着後見廻ニ付則面会いたし、御用筋も承りしばしにて一旦立宿まで帰るなり、

一佐土原家老樺山岩記其外富田六兵衛・能勢隼太之三人も拙者廻勤之事承り及び見廻、且ツは淡路守殿よりか

ねて申付置之旨も有之御尋に預り候、右も蒲生等列立今朝打立同様参着之よしにて引続き三人とも見廻有之候間、暫時面会いたし候、右ニ付彼方御送物等左之通、

塩漬留加 一尾  
蠟燭五拾挺入 一箱  
手樽酒入 一

右淡路守殿より

万留加 一尾  
蠟燭三十挺入 一箱  
樽代 金百疋

右樺山岩記より

鮒簀卷 一  
蠟燭 三拾挺  
酒 一樽

右富田六兵衛より

鮒簀卷 一  
酒 一樽

右能勢隼太より



一 今晚助八始め御役々は勿論蒲生其外兩人も相招き打寄り、佐土原より到来品とも相披らき、尤蒲生等よりも鮎其外品々持参も有之候間、かた／＼賑々しく咄ともいたし候て四ツ時分にも皆々帰るなり、尤蒲生等は明日迄も滞在之筈也、

三月十六日、晴天、

一 今早朝榊山岩記・富田六兵衛・能勢隼太見廻候に付面会いたし候、左候而今朝当所其外之人數訓練之筈ニ付見置申度願ニ付、其通差許し置候、左候て拙者ともも六ツ時分出宅、穆佐悟性寺之下河原にて高岡・山之口・倉岡・綾・穆佐之人數訓練見分いたし、跡にて高岡郷士とも江大砲打方ともいたさせ候て、九ツ時分相濟ミ候ニ付夫より悟性寺へ参詣いたし  
(島津久豊)  
義天様御石塔且ツハ寺内格好、并先頃相良甚太夫探索にて見出されし義天之文字に似寄候文字有之石塔とも  
得と拝見いたし候て寺家江も参り

御牌拝礼ともいたし暫し罷在り、夫より高岡栗野宮江

参詣いたし、宮前之馬場にて早馬見物いたし候、是は前以てより望ミ置候ニ付手当有之、馬數貳拾五疋出し、十五六歳より貳拾歳位之町人百姓之差別なく裸背馬に腹帯一ツ位ひいたし、乗手も袖はその地ばん沓ツ位着用いたし、何篇至極身軽く取仕立、一足にても早く駈抜け候ことを争ひ三四疋ツ、ならべ追立候勢ひ、宮殿は社人とも神舞・神楽を奏し、乗手ハ宮下之川にて水を掛り、馬も一返／＼洗ひ清め乗り出し候次第、田舎業には別而感心のこととも至極面白き見物ものなり、右相濟栗野宮引続きに有之高岡組御藏見分いたし、夫より又々川を渡り香積寺江差越名高き梅とも見物いたし夫より高濱村栄芳見分いたし、同所之内川ばた江小林鹿倉等より取下し候檜木屯勘場見分いたし、夫より高岡町江渡り町家之内御借入にて紙座相立居候紙藏等見分いたし、夫より横岩御番所并河筋横岩之所まで茂見分いたし、夫より龍福寺江参詣暮時分帰宿也、

一 今晚も福崎初め御役々并蒲生・田中・上井且ツ富田六兵衛・能勢隼太等も参り暫時にて帰りも在り、またゆ

る／＼と在付候衆も有之、樺山今昼罷立歸り之よし、  
富田・能勢ハ明早朝打立之管ニ付、今晚入来暇乞ひ  
たし置候事、

三月十七日、夜前大雨今朝晴る、

一今朝六ツ半頃より練士館におひて当所郷士中武芸見分  
いたし候、関口流柔術・示現流并心影流劍術・鏡智流  
鍔術・神人流長刀見分いたし、中休ミにて昼飯とも仕  
廻ひ、九ツ過時分より川端之射場江出張、和田乗助・  
郷原轉流儀鉄砲并東郷左太夫・平田平六流儀弓両家と  
も金根<sup>かね</sup>まで射かた見分いたし候て、直に同所馬場にて  
鎌倉流馬乗見分いたし、引続き当所町之者とも劍術信  
当流と申業合見分いたし候処、暮前に相成り帰宿いた  
し候事、

三月十八日、朝曇昼大雨夕方晴る西風強し、

一今朝鹿府より御用封到着、江戸におひて

御機嫌よく被遊御座候段承知仕有かたく奉存候事、左

候而六ツ過時分出宅、町下より乗船赤江川口まで下り、  
御船田場諸船とも繋ぎ場見物いたし候、大東受之川口  
にて水行き至而悪敷、船々出入等も至極六ヶ敷成行と  
も見物いたし候、去りながら川口江下り掛り之時分よ  
り大雨にて四方之山々も不見得位之雨にて、何も見物  
届兼候事なり、夫より川登りいたし、赤江川原町御用  
聞薩摩屋長太郎所江立寄り御借り蔵とも見分いたし、  
夫より同所御手山産物御田勘場江差越見分いたし、此  
所にて山元庄兵衛より昼飯とも差出候ニ付、ゆる／＼  
と休ミまた／＼乗船、二里位川登り倉岡川口番所并同  
所御蔵藍玉所等見分いたし、同所御救所并村内栄勞見  
分等いたし、夫より高岡花見村栄勞并川筋崩面御普請  
場見分いたしました／＼乗船、穆佐江渡り御救所并下倉  
永村・上倉永村・小山田村栄勞見分いたしました／＼乗  
船、高岡町迦れより上陸、夜入五ツ過ころやう／＼帰  
宿いたし候事、

但今日赤江川口迄五里位、往来九里の道法りにて、  
殊に川登りは西風吹下しも強く埒明かず難儀いたし

安政 2 年

候事也、

一 当分赤江川口之御船等左之通、

一 御船神恵丸

船頭

河野悦右衛門

一金山丸

支配人高岡町

松浦傳右衛門下支配人

庄兵衛

御手山御用船

一 宝山丸

支配人高岡町

水間次左衛門下支配人

薩摩屋

長太郎

一 柴山丸

支配人高岡町

田園平助

右同

一 宝吉丸

支配人高岡町

水間次左衛門

右同

一 宝栄丸

支配人高岡町

右同人下支配人

薩摩屋

右同人

右同

一 太宝丸

支配人高岡町

清水八郎左衛門

右同

一 稻福丸

一 稻荷丸

船主高岡町

松浦傳右衛門

一 太栄丸  
一 栄順丸

船主右同所町

清水八郎左衛門

一 順宝丸  
一 寿宝丸

船主右同所町

水閨次左衛門

一 貴福丸

船主右同所町

田圓平助

右七艘日州表御米積船

外ニ

御船神宝丸古船に相成此節新御造立之賦にて候、

右之通候得とも当分も諸方江運送いたし、川口江は尙

艘ほと居船にて候事、

三月十九日、快晴、

一 今朝五ツ前ころ打立、御領之内本庄町并嵐田等罷通り

靱木平右衛門所まで差越、中途諸所見分等いたし候、

左候而平右衛門所江休ミ同人より昼飯とも差出し候間

ゆる／＼といたし、且ツ又同人先祖代拝領之御品とも

望ミ見候処文書もあり、且ツまた

惟新様御召御上下之よしにて一具拝見いたし候処、志

布志又木方江

武州忠元君より被下置候とて持伝へ居上下に、至極格

好等似寄候ものにて候、然れば又木方之上下も決而い

ひ伝へ通り之物欵と勘考いたし候事ともなり、左候而

罷立八代北俣村内栄旁とも少々見分いたし、八代勤番

所江差越諸方遠見いたし、且ツ同所居住郷士とも八代

示現流と申伝へ候劍術とも見分いたし、夫より綾組八

代聞方下代蔵見分計り例しまていたさせ、直に罷立夜

入五ツ時分致帰宿候事、

但今日之道のり往来七里あまりと申事也、

一 当所滞也在も今晚までにて明日より綾之方江廻勤之筈ニ

付、今晚鹿府江之問合且ツ宿元江書状等も差出し度、  
旁仕廻方いたし候事、

三月廿日、快晴、

一 今日高岡出立ニ付、今朝当所郷士年寄組頭等へ地頭代  
并受持郡奉行席詰にて取締向等之儀とも細々申達し置  
候事、

一 五ツ時分仕廻かた相済ミ候ニ付、地頭仮屋罷立地頭代  
役宅江立寄見分いたし、夫より田尻村御藏見分、引続  
き同村川面大崩れ之所当分太粧之御普請中にて、郡奉  
行山下喜三次始め地方検者等段々出張ニ付、此所江差  
越細々見分いたし候処、承りおよび候より大荒にて御  
普請太粧なる次第八目をおどろかし候事ともなり、暫  
時罷在折角御普請かた出精可有之旨申達し置、夫より  
御領之内本庄六日町之片端を罷通り善哉坊江差越見分  
いたし、ゆるく休ミ重代之道具とも望ミ一覽いたし、  
且ツ当住は螺貝吹方上手之よし承りおよび候ニ付望ミ  
候処、なる程貝音格別なる事にて候、夫より深年村通

路之分栄旁見分いたし、此村ハ相応相芳れ居候様見及  
ひ候、左候て長野九郎左衛門勅農木屋江立寄候、九郎  
左衛門は当分病氣にて悴助兵衛罷出候ニ付、是まで之  
心配骨折之儀とも申達し、猶また以来取扱筋とも折角  
精を出し心緩ミ無之やう申達し置罷立候、同所庄屋役  
所并御藏等見分いたし、夫より矢張通路筋は栄旁見分  
いたし、幸田ヶ原なといふ広野罷通り法華嶽寺江参着、  
紫式部身投之嶽にて四方遠見いたし候処、幸ひ今日快  
晴にて日州一円、第一新納院高城等見得渡り、内場之  
方は都之城辺より諸方山々見得渡り遠見限りなく、絶  
景筆に尽しかたし、此所にて昼飯までも相仕廻ひ候処、  
寺僧出迎ひ候ニ付夫より寺家江差越、寺内は勿論秘仏  
之観音等までも細々見分いたし候処、案外なる大伽藍  
結構なる次第なり、門前等も下門前・上門前とて両所  
江人家賑ひ、春秋日州表等より参詣は勿論、諸方より四  
季参詣人絶間なく毎も門前江止宿ともいたし候得は、  
段々立派なる家居も有之候、かた／＼見分いたし夫よ  
り山道罷下り、深年村之内宮原といふ所之御手山之勤

場江差越、御囲内細々見分いたし候、此所江も山本庄兵衛出迎ひ段々愛想いたし候、右深年村之内へ同村百姓八左衛門并金右衛門といふ者、曾祖父代より自分に

杉松其外雜木も仕立御物江差上置、尔今毎年差次候鹿倉有之遠見いたし罷通り、右百姓八左衛門・金右衛門にも宮原勘場江召出し面会いたし、是まで之忠義賞美

いたし、猶また以来之儀も怠り有間しく旨達し置候、

左候而罷立綾川打渡り綾組深年并南聞方等之御蔵々見分いたし候処、暮掛り候ニ付中途差急き暮時分綾之内

へ参着、郷士四本九左衛門所江止宿いたし候事、

但今日之道のり太抵五里半位も有之候よし、

一今晚高岡地頭代日高與一左衛門并当所詰合地方検者、

其外抑へ勤畠山弥平太初め役々見廻有之候なり、

三月廿一日、快晴、

一今朝五ツ時分綾打立、同所抑役所并救助蔵など見分いたし野尻之やう廻勤、同所漆野方限少々米勞見分いたし、程なく紙屋御閑所江参着、御番所等見分いたし、

同所居住西田利左衛門所江立寄昼飯とも仕廻罷立、七ツ過時分野尻地頭飯屋江致着候事、

一今日早着ニ付当所郷士中武芸見分いたし候、鈴木元次郎門弟にて心影流なり、十人余罷出候ニ付暫時にて相濟ミ候事、